

第九十六回国会 農林水産委員会 議 録 第 四 号

昭和五十七年二月二十四日(水曜日)

午前十時一分開議

出席委員

委員長 羽田 孜君

理事 龜井 善之君

理事 渡辺 省一君

理事 武田 一夫君

理事 上草 義輝君

理事 川田 正則君

理事 岸田 文武君

理事 北村 義和君

理事 佐藤 隆君

理事 田名部匡省君

理事 保利 耕輔君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 小川 国彦君

理事 島田 琢郎君

理事 竹内 猛君

理事 安井 吉典君

理事 神田 厚君

理事 藤田 スミ君

出席政府委員

農林水産大臣 田澤 吉郎君

出席政府委員

人事院事務総局 職員局長 金井 八郎君

農林水産大臣官 房長 角道 謙一君

農林水産省経済 局長 佐野 宏哉君

農林水産省構造 改善局長 森実 孝郎君

農林水産省農畜 園芸局長 小島 和義君

農林水産省畜産 局長 石川 弘君

食糧庁長官 渡邊 五郎君

委員外の出席者

林野庁長官 秋山 智英君

水産庁長官 松浦 昭君

公正取引委員会 事務局審査部第 樋口 嘉重君

一審査長

環境庁水質保全 局長 長谷川 正君

局水質管理課長

会計検査院事務 局長 秋本 勝彦君

官 第四局審議

農林水産委員会 小沼 勇君

調査室長

二月二十四日

食糧管理制度の拡充に関する陳情書外八件(茨城県真壁郡協和町議会議長海老沢喜八郎外八名)(第六四号)

漁業用燃油対策に関する陳情書(長崎県議会議長初村誠一)(第六五号)

チチュウカイミバエの国内侵入阻止対策に関する陳情書(徳島県議会議長沢本義夫)(第六六号)

林業振興対策に関する陳情書外四件(兵庫縣飾磨郡夢前町議会議長林志郎外四名)(第六七号)

同(愛知県議会議長久保田英夫)(第一二五号)

甘味資源振興の振興に関する陳情書外八件(沖縄市議會議長比嘉久富外八名)(第六八号)

同外一件(沖縄県国頭郡今帰仁村議會議長嘉陽宗哲外一名)(第一二三号)

園場整備事業の推進に関する陳情書(近畿二府六県議會議長代表奈良県議會議長浅川清外七名)(第六九号)

水田利用再編対策に関する陳情書(名古屋市中区三の九二の三の二愛知県市長会会長森銘太郎)(第七〇号)

昭和五十七年度農林予算確保に関する陳情書外

二件(京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字松原三六大山崎農業者委員会会長大北旭外二名)(第七一号)

農畜産物の輸入規制に関する陳情書(和歌山県議會議長山崎利雄)(第七二号)

同(近畿二府六県議會議長代表兵庫縣議會議長中村英夫外七名)(第一二四号)

農業改良普及事業の拡充強化に関する陳情書外一件(富良野市議會議長高井弥太郎外一名)(第七三号)

マツクイムシ防除対策の拡充強化に関する陳情書(愛知県議會議長久保田英夫)(第七四号)

竹島周辺の漁業安全確保に関する陳情書(全国市長会中国支部長下関市長泉田芳次)(第七五号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

参考人出席要求に関する件

松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件(内閣提出、承認第二号)

農林水産業の振興に関する件(農林水産業の基本施策)

○羽田委員長 これより會議を開きます。

農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

農林水産業の基本施策について質疑の申し出がありますので、順次これを許します。串原義直君。

○串原委員 去年の秋、農林省は、食糧輸入に支障を生じた場合が国の栄養水準はどうなるかと

いう試算を公表いたしましたね。そのことは、このまま農業の後退、自給率の低下ということが進んでいくということになると、わが国にとって大変なことだという危機感をも含めて検討、試算をし、そして発表した。私は、これは意味の深い、重いものであるという理解をしているのです。大臣の所見を伺いたい。

○田澤國務大臣 確かにお米だとかあるいは果物、野菜あるいは畜産物等については自給できる要素は非常に多いのでございすが、大豆あるいは小麦あるいは飼料穀物、特に飼料穀物については非常にむずかしい状況にありますものですが、そういうような報告をしているものと思えます。

○串原委員 つまり、だからこれは食糧安保の立場から寸時も油断してはいけません、そういう意味も含めて試算し、考えたものである、こういう理解でいいわけでしょう。

○田澤國務大臣 そのとおりでございます。

○串原委員 わが国の世界から求めておりますところの食糧輸入の割合、資料を見ると非常に高いですね。詳しく述べる時間はないのですけれども、世界農産物の貿易量に対する日本の輸入量、穀物で一一％、それから大豆で一六・四％、牛肉で八・二％、豚肉も約一〇％ありますね。つまり、四十億人と言われる世界人口の中で、日本の人口は一億二千万人、このわが国が世界の貿易量に占める割合一〇％、総じて一〇％農畜産物を輸入しているという事は、私はある意味では正常ではないという判断をしております。発展途上国の飢えに苦しむ人口というのが六億とも八億とも言われているわけですね。その中で膨大な食糧輸入というものがいつまでも今日のように安定的に許されると判断するほど甘いものである

かどうか。人道上の立場から日本の食糧輸入というものをできるだけ減らすということが、つまり先ほど申し上げました発展途上国の飢えを減らしていく、追放していく大きな役割を果たすのではないかと、こう判断しているのです。大臣はいかがですか。

○田澤國務大臣 御指摘のように日本の食糧の海外への依存は、農林水産物全体で二百九十一億ドルの依存でございますので、非常に大きいものでございます。したがって、私たちは、できるだけ自給力の維持、確保のために努力をいたしているわけでございますが、串原さん御承知のように、戦後の生活様式の多様化あるいは高度化、それに伴って国民の生活様式も非常に多様化しまして、食糧に対しては非常に豊富になりました。関係から選択によってそれをするという状況に変わってきたものですから、串原さん御指摘のいわゆる危機感というものが非常に薄れてまいりました。ところが大きな原因じゃないだろうか。今後、私たちは、国際社会における食糧が中、長期的に見ていま御指摘のように非常に不安定な状況にございますので、そういうことを念頭に置きながら、新しい角度から食糧の安全保障というものを考えていかなければならない時期だ、かように考えます。

○串原委員 私も大臣の意見に賛成なんです。先ほど最初の質問を申し上げたように、農林省も油断してはいけなと考えているというので食糧輸入問題に対する試算を発表した。食糧輸入の現状は、つまり日本は余りにも多過ぎるという立場で、これも油断してはいけなというのを常に考えていかなければならぬ、こういうことです。

ところが大臣、そのときに大きな問題が持ち上がったわけですよ。つまり食糧安保の立場から、いま議論されている日米の経済摩擦問題というものはその処理を誤りますと後年に大きなツケをもちますのではないかと、私は、こういう内容を含んでいるという心配をしている者の一人です。と

りわけ、貿易摩擦解消策に農産物を自由化していくという方向というのは、どうしても方向としては間違った方向であると言わざるを得ないと思っているのです。きのうも論議がありました。仮に農産物を自由化したとしても、およそ輸入増加の金額は十億ドルである。二百億ドルに上るであろうと言われている日米貿易収支の、アメリカにとつては赤字、日本にとつては黒字になります。この解消策には、農産物の自由化をしてみたところがそれほど大きな役には立たない、こういう判断をせざるを得ないわけなのであります。つまり貿易摩擦の解消には、工業によってできたものである、工業製品との対比で処理をしていくということが筋であらう、私はこう思っているわけなのであります。大臣はこの考え方に同感だと思ふのですけれども、いかがでしょう。

○田澤國務大臣 貿易摩擦の解消は、これはわが国の重要な案件でございます。したがって、この解消のためには、さきに五項目にわたる対外経済対策を決定しまして、その方向をいま検討を進めているわけでございます。

一方、いま串原さん御指摘のように、アメリカとの貿易の関係は、特に農産物の関係は、穀物で約二千万トン以上輸入している。ですから入超になつていられるわけでして、日本は非常にいとお客さんなんです。そういう関係から言いますと、本来は農産物の自由化というものは余り問題にすべきものじゃないと私も判断をいたしまして、それをいま閣議でもあるいは対外経済閣僚会議においても主張し、またアメリカあるいはECに対しては私たちが極力その点を主張して、この問題には手を染めないようにしてほしいということを訴えておるわけでございます。

由化をしたならば、日本農業は壊滅的な打撃を受ける。こういうことであるので、安易に農産物の自由化問題は妥協できない、こういうことの理解でいいわけですね。

○田澤國務大臣 そのとおりでございます。

○串原委員 だから大臣、私は特に穀物自給率にこだわるわけでありまして、これが原点ですから、ともかく三〇％に落ちたというのは、これは異常な事態だと考えているわけなのであります。そこで、昨日からも議論をされてきたところでありまして、この際、この貿易摩擦問題と関連を以て、担当の農林水産大臣としては強い意思を示すべきだと思つていまして、まさに日本農業を守る食糧安保の立場から、言うならば正念場ですね。きょうの大臣は、この問題に触れまして、できるだけという表現をつけながら輸入制限品には手を染めないというふうな終始言われてきました。私は、はもう一歩進めて、これ以上自由化はできません、こう強い決意をする大事な時期ではないか、こう思っているわけなのであります。明確な姿勢を本委員会でも示されるように、改めて私はここで質問をするわけでありますが、大臣いかがですか。

○田澤國務大臣 先ほど申し上げましたように、経済摩擦の解消は政府としても非常に重要な課題でございます。したがって、対外経済閣僚会議で先ほど申し上げました五項目にわたる対外経済対策を決定してそれを進めておる。その中で、関税率の引き下げの前倒しだとかあるいは輸入検査手続の緩和等を進めてまいっているわけでございます。加えて、いまお話しのように、アメリカとの輸入の関係は日本は非常に入超になつていっている状況、こういう点を私は極力アメリカあるいはECに訴えまして理解をいたさうということがある。それが一つ。それから閣議あるいは対外経済閣僚会議においては、農林水産大臣としてはあくまでもこれは阻止したいという考えで努力をしております。

○串原委員 いま大臣の言われた方向で、ひとつ

腹を据えて取り組んでもらいたい。

そこで、一つ具体的なことに触れますが、コンニャクイモの自由化という声をこのごろ耳にしたのであります。これは、私はどうしても了解ができません。いま大臣が言われたように、二十二品目の輸入制限品目については農林大臣としては断固としてがんばる、こういうことでなければ、とりわけこれを取り上げるのは、特殊作目であるからこそ特に留意をすべきだと思つているところであります。自由化されたならば、安い外国産の原料が大量に輸入されまして、山間僻地のきわめて条件の悪い地帯で栽培されている競争力の弱いコンニャクイモでありますだけに、これは壊滅してしまふ。それからいまい一つは、かと言って地理的条件が悪いので、コンニャクイモ生産農家は他に転作するといふことができない。そしていま一つは、生産地が東南アジアと言われておりますから、アメリカ、ECとの貿易摩擦解消にはほとんど関係がない作目だと私は理解をしております。ところで、これらを考えますと、とりわけ山間僻地の農業を守るために大事な作目として自由化をしてはならない、こう考えているものであります。大臣はどうお考えになりますか。

○小島政府委員 全くお話しのとおりでございます。私どももさう考えております。

○串原委員 大臣、農産物は自由化できないという立場で腹を据えられたわけでありまして、今後具体的に何をどのように取り組んでいくか、つまり、大臣みずからあるいは関係する責任者が、それぞれの国なり関係国際機関に出かけて行って理解を得るというふうなことを。向こうから出てきたときに説明をする、弁解をするということではなくて、出かけて行って解説をし了解を得る等々の、積極的な具体的な行動に出るべきではないのか、その時期なんだよというふうには私は思ふが、大臣はどのようにお考えでありますか。

○田澤國務大臣 確かに、アメリカの関係者がこつちに来たときにそれにこたえるというののじやなく、積極的にアメリカに向いて、農林水産業

腹を据えて取り組んでもらいたい。

そこで、一つ具体的なことに触れますが、コンニャクイモの自由化という声をこのごろ耳にしたのであります。これは、私はどうしても了解ができません。いま大臣が言われたように、二十二品目の輸入制限品目については農林大臣としては断固としてがんばる、こういうことでなければ、とりわけこれを取り上げるのは、特殊作目であるからこそ特に留意をすべきだと思つているところであります。自由化されたならば、安い外国産の原料が大量に輸入されまして、山間僻地のきわめて条件の悪い地帯で栽培されている競争力の弱いコンニャクイモでありますだけに、これは壊滅してしまふ。それからいまい一つは、かと言って地理的条件が悪いので、コンニャクイモ生産農家は他に転作するといふことができない。そしていま一つは、生産地が東南アジアと言われておりますから、アメリカ、ECとの貿易摩擦解消にはほとんど関係がない作目だと私は理解をしております。ところで、これらを考えますと、とりわけ山間僻地の農業を守るために大事な作目として自由化をしてはならない、こう考えているものであります。大臣はどうお考えになりますか。

○小島政府委員 全くお話しのとおりでございます。私どももさう考えております。

○串原委員 大臣、農産物は自由化できないという立場で腹を据えられたわけでありまして、今後具体的に何をどのように取り組んでいくか、つまり、大臣みずからあるいは関係する責任者が、それぞれの国なり関係国際機関に出かけて行って理解を得るというふうなことを。向こうから出てきたときに説明をする、弁解をするということではなくて、出かけて行って解説をし了解を得る等々の、積極的な具体的な行動に出るべきではないのか、その時期なんだよというふうには私は思ふが、大臣はどのようにお考えでありますか。

○田澤國務大臣 確かに、アメリカの関係者がこつちに来たときにそれにこたえるというののじやなく、積極的にアメリカに向いて、農林水産業

腹を据えて取り組んでもらいたい。

そこで、一つ具体的なことに触れますが、コンニャクイモの自由化という声をこのごろ耳にしたのであります。これは、私はどうしても了解ができません。いま大臣が言われたように、二十二品目の輸入制限品目については農林大臣としては断固としてがんばる、こういうことでなければ、とりわけこれを取り上げるのは、特殊作目であるからこそ特に留意をすべきだと思つているところであります。自由化されたならば、安い外国産の原料が大量に輸入されまして、山間僻地のきわめて条件の悪い地帯で栽培されている競争力の弱いコンニャクイモでありますだけに、これは壊滅してしまふ。それからいまい一つは、かと言って地理的条件が悪いので、コンニャクイモ生産農家は他に転作するといふことができない。そしていま一つは、生産地が東南アジアと言われておりますから、アメリカ、ECとの貿易摩擦解消にはほとんど関係がない作目だと私は理解をしております。ところで、これらを考えますと、とりわけ山間僻地の農業を守るために大事な作目として自由化をしてはならない、こう考えているものであります。大臣はどうお考えになりますか。

の全体をよく理解してもらうということがいま一番必要だと思つたので、過般も経済局長を特にアメリカに派遣しまして、いろいろ農林水産業の実態を相手側に理解してもらつたための会合をできるだけつくつていくわけでございます。また、自民党としては江崎使節団の派遣もその一環だと私は考へておりますので、そういう機会をできるだけつくくりまして、そしてわが国の農林水産業の個々の品目についても理解を求めるようにいたしたい、かように考へております。

○串原委員 私は、農林水産大臣みずからが行動を起こすべき時期だと思つてゐる。いかがでしよう。

○田澤國務大臣 ちようどいま国会開会中でございましてそういうわけにまいりませんので、機会を見てこれは出向かなければならぬ、こう思ひます。

○串原委員 国会開会中でありますから、これが終了をするという時期を見て、積極的な行動を起こされることを要望しておきます。

さて、次に移りますけれども、大臣は過日盛岡で、水田減反面積はこれ以上拡大しないという発言をなさつた。その後、二月九日の記者会見でもこの盛岡発言を再確認したと聞いているわけでありま

す。私は、この大臣発言を評価したいと思つてゐるわけなのであります。きのうの答弁でも、いままでの水田転作農政は緊急避難であつた、積極的な新しい農政を進めたいと大臣は答弁されましたね。この答弁も私は評価をしたいと思つてゐるのであります。つまり、この発言は、いままでの反省の上に立つて積極的な新しい農政を進めたいというの、新しい立場で水田減反政策を見直す、こういうことなんですよ。いかがですか、大臣。

○田澤國務大臣 水田利用再編対策は、御承知のように五十三年から六十二年まで十一年間これを実施することに一応なつてゐるわけでございます。その間に何としても米の過剰、それから土地利

新しい農業をつくらうというのがこの目標でございますから、私は、一期対策、二期対策と今日まで進めてまいりまして、二期対策は五十八年度でございまして、この二期対策に何か一つ、いわゆる積極的な政策がない新しい政策を盛り込むために、活力ある農業をつくるためには五十八年度までに一つの目標を——この水田利用再編対策といふものは実態をよく把握して、それで三期対策にはこうしなければならぬという新しい方向をつくり上げる必要がある、こう思ひましてゐる。申し上げてゐるわけでございます。だからと

いって、この米の需給バランスのとれないまま水田利用再編対策をやめるといふわけじゃないのです。むしろ水田利用再編対策を早い機会に完了させて、そして積極的な農業を進めていく必要がある。また、水田利用再編対策の考え方をいまかなり農家あるいは団体の方が積極的な考え方を受けとめていますから、私は、水田利用再編対策はむしろこれからの新しい農業の指針なんだ、方向なんだという積極的なやり取り組み方が必要じゃないかというのを含めて申し上げてゐるわけ

でございますので、御理解をいただきたいと思つてございまして。

○串原委員 大臣、それは水田転作の面積等々のこと、作目も含めて、新しい積極的な農政を考えていくということ、従来のルールを若干変えるということなんですよ。そういう立場に立つて考へていく。いままでのルールを変えていくという方向を模索しよう、こういうことなんですよ。

○田澤國務大臣 変えるという意味よりも、見直して、いわゆる先ほどお話のありました緊急避難的なものに対する考へていただかないで、もっと集団化して、定着して、これからの農業は、やはりこの水田利用再編対策が向かう方向に進めなければ日本の農業といふものは活力ある農業になりませんよ、魅力ある農業になりませんよという方向づけを、また内容をつくり上げていかなければならぬと私は思ふのです。そういうことを意味して

ゐるわけでございますから。

○串原委員 つまり、従来のルールを見直して、こうということで、積極的な新しい農政を模索する、こういうことですね。

そこで、私は、先ほどから議論しております食糧安保の立場から、やることは非常に多いわけでありまして、とりわけ水田の持つ潜在的な生産力を保ちまして活用していくことは非常に大事なことだと思つてゐるわけなんです。今日は大変大なる面積の水田が他の作物に転換されてゐる、この事実を含めまして水田の活用、潜在的生産力保持について新しい立場で大臣はどんな施策を講じようとなさつてゐるかを御示し願へませんか。

○田澤國務大臣 この点については非常にむずかしい問題でございますが、まず私は、技術の開発を思い切つてしていくことが一番だ、こう考へてゐるのです。たとえば、いま林業の面でも、高度の技術開発を進めておられます。これを活用することによって新しい局面が開けてくる。一方、農地三法が改定されました関係で農地の経営規模拡大が可能になつてまいりましたので、そういうことをあわせて新しい方向をつくることのできる可能性が出てきた、かように考へて差し支えないと思つてございまして。

○串原委員 それと関連しましてえさ米のことでございますが、このえさ米の採用につきまして前の亀岡さんは、非常にむずかしい問題はあるけれども、政治家である農林水産大臣としては、三期水田転作事業が始まるころには何らかの方向づけをしなければならぬと考へてゐますという答弁を本委員会ですなつたことがあります。水田の利用の問題、大臣の言われる積極的な農政をつくつていくとする方向を踏まえて、このえさ米の問題についても思い切つた積極的な方向を出すべき時期に來てゐる。亀岡さんはどう答弁されたのでございまして、大臣、いかがですか。

○田澤國務大臣 前大臣はどうか答弁されましたかわかりませんが、亀岡前大臣もえさ米につ

いてやはり十分検討してまいらなければならぬ大きな課題だからということで受け継ぎましたもので、私も早速試験場へ参りましてえさ米の問題の研究の経過を実際に見てまいりました。一つの品種を固定化するには、昔は十五年くらいかかつたのだそうですね。最近技術がいろいろ進歩してまいりましたが、それにしても七、八年くらいはかかる可能性が十分あるわけですね。しかも、定着化しないと非常に災害に弱かつたり病虫害にも弱いというふうな関係もございまして、そういう点はやはりある程度品種の定着化、固定というものが一番必要だと思つてござい

ます。しかも普通の稲作とある程度分離できる、見分けできるような形のものでなければならぬ。色の面でも粒の大小等によつて、食糧用のお米と見分けできるようなものでもなければいかぬというところで、ただいま鋭意検討をいたしてゐるわけでございます。私も研究機関の方々には、できるだけ早い機会にえさ米の研究はしてくれ、このことは日本農業の新しい道を開く大きな動機、原動力になるのであるから、その点をひとつ努力してくれぬかと私は申し上げたのですが、私の県で藤坂五号というのを田中稔という試験場長がつくつた。その前は冷害で大変な東北だったのですけれども、藤坂五号という品種ができたために、東北全体の農業は耐冷的に非常に強い農業になつた。これが新しい農業の道を開いてくれた一つの原動力になつてゐるのですから、同じことがえさ米にも言われると思つてゐるので、そういう意味で積極的に研究をしてほしいということを申し上げておるのでございまして、今後ともえさ米については積極的な研究を進めて、できるだけ早い機会にこれの実現を見たい、こう考へておりますが、先ほど申し上げましたように、品種の定着化、固定化というのは非常にむずかしいものだ、時間がかかるということだけは御理解いただきたいと思つてございまして。

○串原委員 先ほど大臣答弁されましたように、水田転作農政を二期対策中に大いに検討を加え

て、積極的な農業を進めるといふ立場で新しいものをぜひつくりたい、こう言われましたね。そして水田の潜在的生産力を大事にしていこう、こういうことも含めまして、大臣の考えていらっしゃる二期対策中に将来の新しい農政の方向、この中にどうしてもえさ米は位置づけるべきであろうと考えておられるわけでありまして、いかがですか。

○田澤國務大臣 その時期はなかなかむずかしいと思いますけれども、できるだけ努力はしてみたいと思いますが、試験研究の結果を見ないとなかなかその点はむずかしいと私は思うのです。しかし、二期対策といつても、五十八年でございすから、固定した品種ができるか、その点が問題だと思ひますので、いま直ちに答えするわけにはいかぬ状況でございます。

○串原委員 次の問題に移ります。

最近、近畿地方の大手、中小乳業メーカーが一月末一斉に乳価の引き下げ改定申し入れを行ったようでありまして。ある県酪連の話によりますと、一月二十八日、五十七年四月以降キロ当たり百十八円二十一銭六厘の受乳価格を十四円下げをしてもらいたい、と同時に、一月より三月までのものもそのような措置としてほしいという申し入れがあったというのです。ところが、これは一方的な通告なので応じられないと答弁をしております。こういうことであります。この値下げ攻勢は全国各地にわたっているというのでありますけれども、したがって、関係団体は緊急に調査を始め、こういうことも聞いておるわけでありまして、私が判断をいたしますと、これは異常な事態ではないかなと考へておるわけなのであります。中にはキロ当たり二十円の値下げを求めてきているメーカーもあると聞いているわけですから。近く今年度の畜産物価格を決定しなければならぬというこのときに、この動きというのは、どうも話し合いをしていけるような節も見えない。私は重大な事態としてとらえているわけでありまして、このまことに好ましくないメーカーの姿勢に対しては、担当大臣としてはどんな判断をなさっていらっしゃるか、あるいはこれに対してどんな対応を示そうとなさっているか、御答弁願ひたいと思ひます。

○石川(弘)政府委員 御指摘のございましたように、一月末関西を中心としまして、特に中小が多うございまして、そういうような申し入れを生産者団体にいたしておりましたことは承知をいたしております。それから、その後におきまして、関係の生産者団体の相談を受けておりますし、つい先日はそういうことを申し入れた中小のメーカーにも私は会っております。実は、この値下げ問題はいろいろな背景があるわけでございますが、中小メーカーが言っております最大の理由としまして、非常に不況に陥つており、生産者もつと安い乳価にも耐えられずと思つて引き下げを要求しているのかというのを聞きますと、それは申しません。彼らが申しますのは、自分たちは百十八円とていう建て値で原乳を購入している、しかし自分たちの周辺にとつても百十八円の原価で納入されたものと思ひたいような非常に安値の牛乳が他のメーカー等によつて売られていて、特にその場合に農協系メーカー等の名前を挙げることも多うございまして、必ずしも農協系メーカーだけではございせんが、そういう安売りの牛乳が周辺にありまして自分たちがなかなかそれと対抗できない、それと対抗するためには自分たちも同じような原価の牛乳を入れてもらわなければ、これから中小メーカーとしては採算がとれないんだというのを申しているわけでございます。したがって、いまして、これは、先生御承知のように、ここ数年の間にいわゆる原乳につきましてもいわゆる建て値と称せられるものがかなり格差が出てまいつてきておりまして、いわゆる建て値をそのまま守っている場合、それから一部についてその他乳価並みといったようなことで、安い原価の生乳で市乳をつくられているものがある。結局同じ品物をつくるのに非常に格差のある原乳を使つているところに最大の問題があるわけでございます。

〔委員長退席、亀井(善)委員長代理着席〕
そのことは、実は生産者にとつて不利であると同

時に、メーカーも決してそういうことを望んでいない。逆に言ひますと、そういう安売りのものとをみずからつくることになりまして、生産者、乳業双方につきまして、そのような格差のある原乳を使つた市乳製造が行われないように、これは、御承知のように、指定生乳生産者団体につきましては一種の団結の力を認めておるわけでございますので、そういう格差のあるものをお互いに使わないうようにやつていくような素地、これは、いままでなかなかそれとむずかしかったのは、供給量自身がオーバーしたておりました、どうしても需給が不均衡だつたわけでございますが、ここ数年の動きとして、だんだん需給均衡に近づきつつある状況でございますので、そういう原料の安い供給というやうなことが行われることのないように、そのことが結果的に生産者団体にまた建て値を下げてくれということも参つてきているわけでございますので、そのようなことが実行できるような素地をつくるように、現在非常に回数を重ねまして生産者団体なりあるいはメーカーを指導中でございます。

○串原委員 そこで、私は推移を心配しているのではありません。話し合いがこじれていつて、どちらからでも申し出があるといふことになるならば、酪振法も存在することでもありますので、これは農林水産大臣としては、行動を起こす腰を上げなければならぬ、こう考へるのですけれども、いかがでしょうか。

○石川(弘)政府委員 そもそも建て値がどうであるかといふことはございせんが、実はそういう建て値を理由にしていろいろ引き下げ等を要求はいたしておりますが、実はその建て値の中の全部ではなくて一部が守られない。要するに一定の水準以下のものが部分的に存在する。これは、いろいろ調べてまいりますと、表は百十八円と言つていられるけれども、いろいろなりべとをみるとか、そういう性質のことが今回のもとでございまして、したがって、私もいわれる調停の手法その他につきましては、そういう建て値水準自身

が争われる際に最も出てくる事態でございますけれども、今回の場合はむしろ一部行ひます値引きといふようなことに今度の問題の真の原因があると思つておりますので、そこをなくするようにいふことを生産者、メーカー双方に指導していくつもりでございますので、現在のところそういう調停といふやうな形になじむような話ではないのではないかと思つております。しかしそういう一部の安売りが結果的に建て値に影響を及ぼすといふことではございまして、その点については回を重ねまして、これは、先生も御承知のとおり、自県内では比較的守るのですが、他県に原乳を持ち出すときに乱売をやるわけでございますので、その辺のことを生産者団体についてもきつて指導していくつもりでございます。

○串原委員 時間が来ますから、次の問題に移ります。

政府は、昨年基準糸価をキロ当り七百円下げて一万四千円といたしました。そのときの政府の説明といふのは、事業団の在庫を減らして需要を伸ばすためにはやむを得ない措置である、こう言つたわけですね。結果はどうでしたか。養蚕農家は大幅に減つてしまつた。したがって、繭生産も大幅に減つたといふわけですが、事業団の在庫はすばらしく減つたといふわけでもない。加えて需要が伸びるという傾向もまだあらわれていない。私たちが蚕糸価格協議のときに指摘をしておりましたまさに好ましくない事態で推移している、こういうふうにも思ふわけでありまして。去年の値下げといふ方向での農林省の政策というものがよかつたとはとてもとも言えないといふふうに私は思つておるわけですね。

今日、養蚕農家が減る、繭生産が減る、事業団の在庫は予想どおりに減つていかなければ、需要も伸びない、こういうかっこうで来ている現状を大臣はどう考へておられますか。

○小島政府委員 昨年、基準糸価を七百円引き下げたわけでありまして、このことのねらいは需要の増進効果、生産を抑制するといふ効果、さらに

は、外国と輸入数量の協議をいたします際に日本側の交渉ポジションを有利にするというふうなねらいを持ちまして行ったものでございます。結果的に需給改善が進み、それによって米価の浮揚と事業団の在庫の減少を図るというところでございまして。恐らく、当面の基準米価を選ぶか、長期的見地に立って一元輸入制度を含む米価安定制度を守るかということで、大変苦しい選択であったと思うわけでありますが、結果的に、予想いたしました時期よりは多少おくれましたが、昨年暮れ以降、需給の状態もかなり改善されてきております。本年一月ごろの時点で見ますと、これまで毎年のように下がってまいりました消費量の方もやや横ばいというふうな調子になってきておりますし、事業団の在庫も若干ながら減少を示しております。その意味では、昨年の大変苦しい決定をいたしたわけでございますが、その効果は徐々にあらわれつつある、かように考えております。

○串原委員 時間があれば繰り返して大臣に聞きたいところですが、時間がたつてから進めませんが、私はその判断は甘いと思つてゐるのです。その物価の高騰する中で生産費は約一萬六千円、そのうちであるならばどうしても生産費に見合う基準米価にしないといけない、こう思つてゐるわけですね。ところが、なかなかそこまですぐというわけにいかないとすれば、最低昨年下げた七千円をこしは戻していく、つまり一萬四千七百円以上にするという姿勢で審議会等に対処すべきではないのか、そうしない限り原料を生産する養蚕農家というのは蚕糸業の前途に望みを持てなくなつてしまふ、こういうふうには私は憂慮してゐるところです。これは大臣にひとつ答弁を願ひたいわけでありませうけれども、この審議会等に対する諮問の仕方等を含めて、どんなふうにお考えですか。

○小島政府委員 五十七生糸年度に適用すべき基準米価につきましては、現在まだその検討を申し上げる時期ではないわけでございまして、三月末を目途にいたしまして審議会を開催し、生産事情、需給事情などを勘案しまして適正に決定をいたしたい、かように考えております。

○串原委員 そこで、在庫が多い、需要はそうそう伸びていかない、したがって事業団の在庫が少なくとも十萬俵以下になるまで輸入をしない、これをきちんとしないとうまくいかないのではないかと、こう思う。いかがですか。

○小島政府委員 私どもも願望をいたしましては輸入をしたくない、こういう気持ちを持っております。わけでございますが、現に五十五年の四月以降一年八カ月にわたりまして輸入量をストップいたしておるわけでございまして。しかしながら、事は是非は別といたしまして、五十五年度分として外国と約束いたしましたものもまだ完全に履行してないという状況でございます。現在、すでに五十六年度が終わり近くになっておるわけでございまして、全く約束を履行しないということになりますと国際信義にもとる問題になりますので、五十五年度の協定分を少しづつ履行を始めておる、こういう状況でございます。

○串原委員 時間が来ましたから終わります。

○日野委員 大臣にいままでずっと市場開放の問題、農産物の貿易自由化問題については各質問者が聞きましたので大分いろいろお話しになったのですが、やはり事が重大でもありますので私からもこの問題を少し聞かしていただきたいと思います。

私、大臣の所信表明をじっくりと聞かしていただいております。所信表明の中に出てくる自由化問題について触れておられる言葉が、非常に気になる言葉の使い方をしておられるのです。まず大臣は冒頭部分で、「調和ある対外経済関係の形成」ということをイの一番に持つてきておられるわけでありませう。それから市場開放の要請につきましては慎重に対処していく考えであります、こういうふうな述べておられる。そして、きのう以来ずっと大臣の答弁しておられるところを伺いますと、これは大臣の心中は非常によく私はわかるような感じがいたします。もうこれ以上農産物についての輸入を拡大すべきではないという心中、これはよく理解できるように思ふのであります。しかし、私それと同時に、日本の政府としての貿易問題に対処していく対処の仕方、これを考えてみますと、どうも大臣の御心中とは若干うらはらな動きを示しているような感じが実はしてならないのであります。

そこでまず、農水省を率いていられる大臣として、国際貿易そのものに對してどのような基本的な考え方を持つておられるのかという点、これは農水省の基本的な政策を形成する部分であると思ひますので、その点について……、こういう聞き方はいささか礼を失するかと思ひますけれども、まず自由貿易主義、保護主義、相互主義、これらはいましきりに日米の経済摩擦、日本とECあたりの経済摩擦をめぐってそれぞれの立論の根拠として唱えられてゐるところであります。そういう物事の考え方について大臣はどういうふうな思つておられるか、基本的なところでございまして、ここをきちんと押さえておく必要があるかと思ひますので、お伺いしておきたいと思ひます。

○田澤國務大臣 農林水産行政は、御承知のように国民の需要の動向に応じて、農業生産の再編成とともに農業の生産力の向上を図って、食糧の自給力を維持確保して活力のある農業をつくらう、こういうことで積極的な政策を進めてゐるわけでございまして、それに対して農家あるいは団体の方々も積極的に協力をしてきつたわけでありませう。その農家、あるいは特に水田利用再編対策というのを例にいたしますと、かなり厳しい減反政策をお願いして、それも二期対策まで

にそれぞれが成果を上げてきてゐるわけでございませう。こういう農家あるいは団体の方々が対外経済摩擦については非常に関心と不安を抱いてゐるわけでございますから、また影響も非常に大きいという関係から、私は機会あるごとにこの事情を閣内でもあるいは対外経済関係会議においても訴えて御理解をいただいております。他の閣僚も、農林水産省の考え方は私も賛成だという理解を得てゐると私は理解をいたしてゐるわけでございませう。

しかし、日本経済全体から考えますと、これは非常に大きな問題でございまして、貿易の自由化、保護主義的な貿易を排して貿易の自由化を進めることが日本の経済の一つの柱でございませう。しかも日本経済は単に日本によつてつくられるのではなくて、世界経済の中で運営されなければならぬというところを考慮すると、対外経済摩擦の解消というのは、政府にとつても日本にとつても非常に大きな課題であり、この解消のためには努力をしなければならぬ背景があるということをお断り願ひたいと思ふのでございませう。

○日野委員 いまこの経済摩擦の解消が非常に大きな問題であることは私もよく承知しております。これが単に農水省サイドからだけの発想で問題が解決するものでないことも私はよく知つてゐるわけであります。

しかし、それと同時に、これは、そういうか問題の中の一つなんだからというところで逃げが許されない問題であることもこれはまた事実でございます。いま大臣が強調されました積極的な政策、意欲を持つての農業というところは、非常に私もその考え方には賛成でございます。そしてそれと同時に、食糧自給度を向上するという考え方も、これは全く異存のないところなんです。私が非常に危惧いたしますのは、そういう国の大きな問題であり、それに国際的な問題であつて大きな問題なんです。これは大きな国益の問題である。だからといって、農水省がその根本としてゐることを、根本としてゐる国内の農業を保護して

く、日本の農村の生産力を上げていく、そういうことを要請がこれでも二歩も退いてしまおうということがないようになければならないというふうには私は思うのです。でありますから、これは対外貿易の収支の全体的なバランスということも考えなければならぬわけでございますが、それと同時に、農林水産省独自のきちんとした立場を持つべきだ。つまり通産省サイドあたりがやっている工業製品の輸出、そしてそれをめぐっての経済摩擦、これが非常に大きい、日本の貿易収支全体のバランスにとって大事のように、食糧もそれと同じような比重を国政の中に持つべきであるとは考える。ところが、残念ながらそういう観点がいまのところ農水省に欠けていて、それが農水省の弱腰として農民の目に映る、またわれわれ関係者の目に映る、こういうことがないかどうか、私はここは考えてみなければならぬと思うのです。いかにお考えでしょうか。

○田澤國務大臣 この問題については、日本の農業だけではなくして、たとえE.C.においても、いわゆる課徴金制度ですね、支持価格を決めて課徴金を課する、反対に輸出については補助金を課するというE.C.十カ国の一つの保護政策的なものを持つております。さらに残存輸入品目として、フランスは十九品目、あるいはデンマーク等も五品目を抱えているわけでございまして、アメリカもやはりガットの了解を得たものの、ウェーバー制度によって十三品目ほど保護品目を得ているわけでございまして、そういう点を考えてまいりますと、私には、日本の二十二品目が必ずしも理解できないものじゃないだろう、こういうふうに考えておりますし、また対外経済摩擦を解消する基本的なものは、何としてもアメリカの高金利政策による景気の低迷、やはりアメリカ経済の再活性化を私たちは望むのです。さらに日本としては、内需を拡大して貿易の輸出下ライプのかららない経済運営をするという事は、これは基本だと思ふのです。そういうことを進めることによって、いわゆる農産物への要求というものをできる

だけ少なくしていくことが、いま私たちに課せられた課題だと思ふます。また農林水産省がいま転換しようとしている時期でございまして、その転換期に当たって外圧をできるだけ防ぎ、抑えるという事が私の一つの任務でもあると思ふますので、そういう点はできるだけ私は支えになつて日本農業の将来のために努力をしたい、私はこう考えておるのでございます。

○日野委員 その大臣の個人的な覚悟はよくわかるのです。私もよく理解いたします。ただ問題なのは、所信表明の中で使われた言葉、それからいまもそういう心情をお述べになりました。よくわかるのです。

ただ、それにもかかわらず、何とかこの外圧を自分の一身で食い止めて防ぎたいということだけでは物事は進まないわけでしよう。やはり日本の国政の中で、農水省は農水省としてこの問題に對処するプリンシプルを持たなければいけないと思ふのです。そうしてその都度その都度の言い逃れや何かでこれはまた済む問題でもありません。ですから、きちんとしたプリンシプルをお示しいただきたい。そのためには、貿易上の自由主義をとるのか保護主義をとるのか。それから特に私が気にするのは、相互主義という、場合によっては非常にあいまいに見える考え方、これをそのまま農水省あたりが引き受けて、それによって流されるとするならば、一枚一枚薄皮がはがれるように原則というものはだんだん崩れていくのではないかと、そのようなことを心配いたしますので、私は、プリンシプルを聞かしていただきたい、こういうことを言っているわけですね。

○佐野(宏)政府委員 お答えいたします。農林水産省もわが国政府の一員でございますが、自由な通商秩序を擁護するという基本原則は、私も踏まえて行動をしております。また、私どもも踏まえて行動をしております。自由な通商秩序を擁護するという原則は、必ずしも機械的にあらゆる残存輸入制限がなくならなければならないという蒸留水概念であるというふうには思っておりませんので、これ

は先ほど大臣から御説明いたしましたように、自由な通商秩序を擁護するという基本的原則に立脚しておる諸国もそれぞれ輸入数量制限を持っておるわけであります。私どもとしては基本的に、生産性の向上を通じて数量制限によって防衛する必要な強力な農業にしようという原則に立って、経過的に残存輸入制限が存続するという事は自由な通商秩序を擁護するという見地に背馳するものではないというふうにお考えをしております。

一方、現に保護貿易主義的な潮流は世界的にびまんをしております。自由な通商秩序を擁護するといふ見地に立脚しつつ、経過的に輸入制限が存続されておるといふ事態とは原理的に違ふわけであります。新しくさまざまな通商上の制約を設けてガットの秩序に基本的に挑戦しようという潮流であります。私どもは、政府全体の方針でございまして、そういう保護貿易主義的な潮流にくみするわけにはいきません。それに対しては、そういう潮流がはびこることに対しては、これを抑制していかなければいけないというふうにお考えをしております。

最近新しく登場いたしました相互主義という概念は、これは論者によつていろいろなニュアンスをもつて議論されておりますが、これはもしガットの秩序に反して不正な輸入制限を行つておる国に対して制裁措置を加える、そういう動機に出るものであれば、これは元来ガットの枠組みで処理をされるべきことであつて、特定国の国内立法で対応するといふのは正しくないというふうにお考えをしております。現にアメリカの議会で問題になつております相互主義立法といふのは、まさにこのような特定国の国内立法によつて問題に對処していかうといふものであります。私はこの原理の行き着くところはガットの最惠国主義の原則を崩壊するに至らしめる、その効果においては、表面上の議論は別にいたしまして、保護貿易主義的な志向であつて、私どもとしては、こういう考え方が広まるといふのを防ぐために努力をしていくべきものである

というふうにお考えをしております。

○日野委員 私は、これは農政との関係でそれぞれの物の考え方について伺つたのですが、非常に懇切な御説明をいただきありがとうございます。

それで、私が伺つたことは、わが国でこれらの品目を残しておく、それをきちんとした政策として、これは政策的と言つてもその場その場、この二十二品目が一つずつさらに減つていく。一つずつ減つていくその減り方が、三つ減らせと言つてきたのが一つで済んだから、これは農水省のお手柄だといふようなものではあるまいというふうにお考えをしております。このところはいまの懇切な答弁の中からも一つの、特に国内のいろいろな意見に對するきちんとした説明をつける、一つの理屈といひますか理論といひますか、それに導かれる政策としてきちんと位置づけてもらいたいというふうには私は思ひます。

ただ、私ども、こうやつて一連の日本政府の市場開放のプレッシャーに對する対応の仕方を見ておりまして、必ずしも、大臣が昨日表明された非常に強い大臣の御意向とはどうも一致しないように思ひます。たとえば昨年の十二月、経済対策閣僚會議で對外經濟對策、これを打ち出してあります。この經濟對策閣僚會議に對してどのような基本的な姿勢で大臣は臨まれて、どのような主張をなさつたのか、いささかインサイドレポート的な報告を求めるかのような感があります。大臣の基本的な姿勢をちよつとお述べいただきたいと思ひます。

○田澤國務大臣 對外經濟閣僚會議においては、私は、先ほど申し上げましたように、いま国内の農業は転換期を迎えている、しかも積極的な政策を進めようとしておるときでございまして、しかもそういう積極的な進め方にある農家あるいは団体の方々は對外經濟摩擦の解消というものに対しては非常な関心と不安を抱いておる、これをやはり解消していかねば新しい農政といふのは確立できません。したがらしまして、私たちとしては、

でになります。顔を思い出すだけでもいいじゃない。そういう方々がおられて、それでなおかつ、農水省の立場からいえばかなり、まさに苦痛とも言わばき輸入検査手続の改善であるとか輸入制限の緩和、それから関税率引き下げの一律二年繰り上げ実施というような措置をおとりになってい

ども、この考え方を要えるというわけにまひりませんけれども、徐々にも、積極的に私たちが説明をし、理解を得て、貿易全体から対外経済摩擦というものを解消していこうという形をとっていかなければならない。私は、河本経済企画庁長官には、貿易のインバランスを解消するには何とし

して、そこで、安倍通産大臣がさらに輸入制限品目を削減して市場開放を進めなくちゃいかぬのだというようなことを三極通商会議から帰ってこられて発言をされた。私はこういうのを見ておりますと、安倍さんも農林水産には本当は詳しいはずなんだがこういうことを述べておられる。こう

る。これは私もよくわかります。アメリカあたりの政府筋、議会筋がいかに強く日本に対してこれらの圧力をかけているかということとはよくわかります。しかし、私、こう思うのですがどんなものでしょう。アメリカからの圧力が強いからといってこつちが一步引き下がるのはだめなのであって、積極的に向こうの議会筋、政府筋、ここに対してこちらの言い分をきちんと話をする。そのためには、単に外交チャンネルばかりではなくて、いろいろな、議員レベルでの交渉、それから大臣

ても内需の拡大、これ以外にないんじゃないですか、これをまず進めることが一番でございますよというのを常に主張しているのですよ。そこがまた基本でもあるわけなんですから、そういうことを含めて総合的に貿易の自由化というものを考えていかなければならない。一部の農林水産業にだけ犠牲を払わすということはやりは好ましい姿じゃない、私はこう思いますので、そういう面に積極的に私たちはPRをしていきたい、こう考えておるのでございます。

いうことについてはどのようにお考えになりますか。これについて賛成ですか反対ですか。何で安倍さんがこういうふうな発言をされるようになったのだとお考えになりますか。

○佐野(宏)政府委員　三極と言っても、カナダも入りましたから実際には四極でございますが、安倍通産大臣が御出席になる前に各省間の打ち合せがございまして、四極キービスクーンの会議で議論されるべきテーマについては関係各省間で合意をした上で御出発いただきました。

態の打開を図る、そういう努力なども必要なことだろうと思います。これはもう決して江崎さんあたりが行ったからといって問題が解決するものではなくて、常時そういう点については接触を保ちながら努力をしていくべきものではなからうかと思ふのですか、いかがでしょう。

○日野委員 何か、こうやって話をしていますと、私と大臣が同じような感じさえてくるようなわけでありませうけれども、この問題についてはきのうあたりの農林水産委員会から農産物の輸入自由化阻止の大合唱でございますね。大臣と私と、内需拡大の問題まで含めてそう大きな違いはない。

そこでは、農林水産物の問題についてはキービ
スakeーンの会議の論議の対象外であるということ
は出発前に合意済みでございました。アメリカ、
カナダ、ECというほかの三カ国もすべてそれは
承知の上でございまして、私どももキービスケ
ーンの会議で農林水産物の問題は議論されなかつた
というふうに承知をいたしております。

も、対外経済摩擦の解消については、アメリカからの要求がありますという、その品目についてこうしなければいかぬ、こうしようとかという考え方がいままでも個々に出てきたような気がするのです。個々に処理しようという考えがどうもあったような気がするのですよ。

ますと、国際経済対策特別調査会、江崎調査会な
んかになりますと、どうもわれわれの考えている
ことが逆の方に逆の方になってしまいう。これは
私、いま大臣首を振っておられますけれども、江
崎調査会がいろいろなバリアを取り払う努力をさ
れた、この中には私、農林水産委員会の関係者と

ただ、通産大臣といはしましては、通商産業省所管物資でも残存輸入制限品目を抱えておられますから、何をおっしゃったのか、私詳細は承知しておりますが、わが省の所管事項について介入をなさるような発言をなさったのではないというふうに承知いたしております。

○日野委員　じゃ、この問題については農産物は

そこで私は機会あることにお話をしている間に、貿易摩擦あるいは貿易の自由化はやはり全体で受け取めなければいかぬ、しかも少し中長期的に眺めていかなければいかぬのじやないかという考えが最近非常に強うなってきたと思うのですよ。そういうことが、総理の発言等にも農林水産への配慮というものとなってあらわれてきている

してみればかなり不快感を表明せざるを得ないというようなどころもあるわけでございますね。こういって江崎調査会、これは自民党のことでございますから政府の大臣にこれをお伺いするのもしささかちよつとどうかと思いますから、私は、この問題は不快感だけを表明しておきたいと思うのです。

関係ないというふうに伺っておきましよう。後々で関係したり何かしてくると問題がまた出てまいります、そのときはそのときとして対処するようにならうというふうに思います。

それと、東京ラウンドで一九八四年以降の牛肉とかオレンジなんかの取り扱いについては八十二年度末に再交渉というふうに決めてあったはずな

のじやないかと私は思うのでございます。これは、すぐ転換するというわけにまいりませんけれ

しかし、もう一つ、これは非常に強い不快感を表明せざるを得ないのは、三極通商会議がありま

のが、交渉時期を八二年の十月一日に繰り上げるという要求がアメリカ側から出ていることはもう

すでに周知の通りであります、こういう動きに対してはどのように対処していかれるつもりでしょうか。

○佐野(宏)政府委員 まず東京ラウンドの合意でございますが、東京ラウンドで日米間で合意がございまして、高級牛肉と柑橘でございます。

それで、次の協議の時期につきましては、高級牛肉については一九八二年度末前後、それから柑橘については一九八二年度後半前後ということに合意をいたしております。

それで、十月一日という日付は、昨年十二月の日米貿易小委員会の席上アメリカ側が言い出した日にちでございます、アメリカは、十月一日という日には、柑橘については、一九八二年度後半前後ということでございますから、それより東京ラウンドの合意とおりである。それから高級牛肉につきましては、一九八二年度末に比べれば六

カ月繰り上がるわけでございますが、これは、前後という幅がついていて、その幅の中で読める範囲のできるだけ早い日というつもりであつて、別に繰り上げてくれということを言っているつもりではないというふうに説明をいたしております。

私もどなたもいたしましては、東京ラウンドの合意の幅の中で協議をしなければいけないわけでございますが、アメリカ側の希望でさう十月一日というわけでございまして、今後の事態の推移を見ながら、東京ラウンドの合意の幅の中で都合のいい時期を日米協議して決めるということにいたしたいと思っております。

○日野委員 この繰り上げの交渉で、あなたは繰り上げではない、幅があることだからというふうにおっしゃっていますが、牛肉、柑橘については完全自由化というアメリカ側からの要望が出ることは間違いないだろうと思いませんか。いかがでございますか。そして、それにはどのように対処

○佐野(宏)政府委員 まず、繰り上げでないという話は、アメリカ側がそういうふうに説明してお

るということでございます、私の意見ではございません。

それから、一九八四年度以降の取り扱いが協議の主題になることは当然でございますが、アメリカ側は、協議に臨むに当たっては、一九八四年度以降完全自由化を要求するという立場で協議に臨むつもりであるということはずに私どもに通告をいたしております。私どももいたしましては、どう対処するかという具体的な対処方針を決めておるわけではございませんが、少なくとも完全自由化ということとは論外であるというふうに考

えております。

○日野委員 完全自由化は論外という立場で臨まれるのは当然でございます。しかし、ここでまた一歩寄られる、土俵に一歩詰められるというような感じがするのですが、そういう心配はありませんか。

○佐野(宏)政府委員 協議をすること自体は東京ラウンドの合意で決まっております。それから、遅かれ早かれ協議をすること自体は、別に新しい譲歩でも何でもありません。

それで、協議に臨んでどういうことになるか、アメリカにもう一歩踏み込まれることになるかというその点は始めてみなければわからないわけでございまして、私もどなたもいたしましては、国内の肉牛産業なり果樹産業に悪影響を及ぼさないように、十分心して対処したいと思っております。

○日野委員 いま私はここで、これは外交交渉でもありますから、余りとやかく言ってみてもしょうがないと思うが、ここでの回答を通じてわかったことは、アメリカ側がこつちに提示をしてきた交渉時期についてはのむという方向、それから、協議をして幾らかのおみやげはアメリカに持たせて帰さざるを得ないという基本的な態度、これは変わりません。

○佐野(宏)政府委員 協議の時期につきましては、東京ラウンドの合意の範囲内で今後決めたいというふうに考えておまして、いまの段階でこのまのまの決めておるわけではござい

せん。

それから、協議が始まった場合おみやげが出るか出ないかというところは、いまの段階では何とも申し上げようがございせんが、とにかく完全自由化ということは断るということ、国内産業に悪影響を及ぼさないような対処をするということだけ申し上げておきます。

○日野委員 このところを余り細かくやってもしようがないし、あと五分しかありませんので……

いままでのやりとりをして依然として晴れない疑問点は、やはりアメリカから一歩寄つてこれれば、これにある程度の譲歩ということを常に胸の中に秘めながらいろいろ交渉などもやるといふ農水省の態度なんだろうというふうに私は思います。私は、このアメリカにおける圧力の根源などもよく知つてはいるので、必ずしも、そのことを強くいまいの段階で非難するということもありません。これはやはり国内においてそういうアメリカの輸入圧力にきちんと対処できるような経済体制ができていないということにも問題がある、そのためにはまず内需を拡大しなければならぬというこの大臣の見解は、私も非常に共感するところでありまして、そして所信の中でも、内需の拡大ということが大事なことでありうことであつたおられる。それなりに評価するわけですが、では農水大臣、これは、閣議の中での話というのは外には話せないのださうでありますけれども、この内需拡大のために農水省サイドとしてどのような努力をなさるおつもりなのか。これはもう農水省ばかりではなくてほかの省庁全部関係することでありまして、農水省だけの意見が通るものではないということを私は十分承知した上で伺うのですが、どういふ努力をなさるおつもりであるのか、伺いたいと思ひます。

○田澤国務大臣 内需拡大については、先ほど申し上げましたように、これは政府全体として積極的に取り組まなければならない課題でございます。したがって、いま考えられるのは、住宅

の面で百三十万戸の住宅の建設に努力する。そのほか、やはり金融制度の面その他でできるだけ内需を拡大しようという考えを持つておるわけでございまして、具体的にはいま私は資料を持ち合わせておりませんが、政府としてはその方向で積極的に努力をするということでございます。

○日野委員 内需拡大の重要性というのは、まさに現在のわが国の経済情勢の中で、最も重要な部分の一つであります。あえてそれを言葉として所信表明の中に大臣はお入れになったのですから、やはりそれについてはきちんとした努力をなさらないと、単なる口先だけのことで、リップサービスを提供したんだと言われかねないのではなからうかというふうに私は思ひます。

そして、この内需拡大のために、農林水産省サイドとしてもやれること、これはいっぱいあると思ひます。特に政府として、これは考えられます。ことしの後半なんかは、成長率は恐らくマイナスに落ち込むのではないかと、マイナス成長になるのではないかとというような懸念すら有力に主張されている現時点で、やはり一兆円減税なんかが必要だと私は思ひますが、大臣、いかがですか。

○田澤国務大臣 一兆円減税については、これは政府としては、現在の財政再建、財政の現状からいって、なかなか要望に応じることができないというのが政府としての態度でございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○日野委員 時間ですから、これで終わります。ありがとうございました。

○亀井(善)委員長代理 田中恒利君。

○田中(恒)委員 農林水産大臣の所信表明を中心

に、畜産と果樹の問題について御質問いたしま

○佐野(宏)政府委員　　まず十二月十六日の経済対策閣僚会議におきましては、農林水産大臣から、

はとどまりましたね。これは日本人の食糧のカロリーで計算したって、この二、三年、大体二千五

すが、私はまた別途国会で自由化問題を議論させていただきますと思っておりますが、いろいろ議

民主党の諸君にしてもほとんどの野党にしても、この問題については政党間でこれ以上の日本に對

百十の補助金が六百に統合化、メニュー化をいたしました。これに伴っていまの行政機構で、果たしてこの仕組みで、この補助金が半分になったという事で対応できるのかどうか、これに処するお考えはどういうことなのか。特に大臣の言葉をかりると、地域の自主性と活力を基盤とする政策として打ち立てられた新地域農業生産総合振興対策並びに畜産の総合対策、これはことしの農林予算の目玉にしておるわけでありますが、実際にこの二つの政策が地域の自主性、地域の主体性、活力を引き出す政策として生きていくためには、やはり現場に権限と金を与えなければ進まないと思ふのです。そういうことを基本に置きながら、この予算がうまく動いていくかどうかという事は、これからの農政の一つのあり方として注目していいところだと私は思うのです。しかし、明治以降長い間組み立てられてきた今日の中央集権型の日本の行政機構の中で、これは完全に消化できるかどうかということを大変心配しておるわけでありますが、この辺につきましてもこの機会に御説明をいただければと思います。

○田澤國務大臣 具体的には官房長から答弁させますけれども、今回の補助金については、いま御指摘のように統合メニュー形式で進められたわけですが、それで新地域農業生産総合振興対策とかあるいは畜産総合対策の形で進めております。これは水田利用再編対策というものをいま進めておるわけですが、これとあわせて今後この政策を進めてまいりますという事で、新しい農業の姿が出てくると私は思いますので、今後この線をさらに積極的に進めてまいりたいと考えているのでございます。

この間埼玉県の江浦村というところへ参りました。そこではいま、これらの補助金を対象にしなから積極的に進めようとしている。現に進めておりましたが、これからは進めようとしておるわけでございます。私は、こういう補助金を本当に有効に活用して、活力ある農村にしていくなめには、やはりその地域に指導者がなければいかぬと思ふ

のです。農業がもう限界にきているからいやだというんじやなくして、こういう苦しい農業だからわれわれは積極的にやろう、こういう考え方が出ておる地域ほど、私は新しい農政の芽生えが出ていっていると思ふので、今後そういう人的な面をも配慮しながらこの政策を進めてまいりたい、かように考えておるのでございます。

具体的には官房長から説明させます。

○角道政府委員 お答え申し上げます。ただいま御指摘ございましたように、新地域農業生産総合振興対策並びに畜産総合対策は、今後の農政を進めていく上におきまして非常に重要なものと考えております。従来、それぞれの畜種あるいは年齢によりまして、いろいろ補助の体系、事業の仕組み等が違っておりました。また、作物につきましても、作物別にいろいろ事業が分かれて、また補助要綱も違っておるというようなこともございましたので、これをできるだけ統一をいたしまして、各県あるいは市町村ごとに、五年後を目標といたしまして総合的な基本方針をつくらせていただく、その基本方針に従いまして、それぞれ市町村が自主的な計画を、関係農業者、団体等の意見も聞いて立てていただくわけでございます。また、その際には、従来やとすると批判がございました農業改良普及員も、この計画づくりに積極的に参加をし、助言し、また指導していただくという体制をとることが、まず第一のスタートでございます。

それを受けまして、都道府県あるいは農政局におきまして、窓口担当課あるいはプロジェクトチーム等をつくりまして、これらの計画を審査をし、また事業が能率的に、重点的にいけるように審査をしていきたいと考えております。したがって、これらの事業実施の段階におきましても、あるいは補助金申請の段階におきましても、補助要綱あるいは事業実施要領等が統一化されますので、地元側の申請手続あるいは事業実施手続等につきましても、非常に簡素化、合理化されることを期待しているわけでございます。原局におき

ましても、関係課の連携を密にしながら、できるだけ能率的あるいは迅速にこの事業を実施してまいりたい、かように考えております。

○田中(恒)委員 時間が余りありませんので、次に移らしていただきます。

三月の末に政府の畜産の支持価格が決定をされるわけでありますが、この価格の決定に当たって、すでに昭和五十二年から原料乳価は四年連続据え置きでありまして、実質的にその他の肉畜などに比べても同じような傾向が見られるわけでありますが、先ほど来お話があったように、農政策の中でとられるべき内需拡大の具体策というのは、これはいろいろ言ひましても、私はやはり価格政策にまつところが多いと思ふのです。

大臣の所信表明の項目に価格政策というのがあります。今度の所信表明では、食品産業の振興、育成が、価格政策という項目に結びつけられております。これも実は少し問題があるような認識で聞かし、読ましていただいたわけですが、現在、日本の財界がいろいろな農政の提言をしております。従来からやっておりますが、最近の傾向として出てきておるのは焦点が非常に明確でありまして、これは食品産業の観点から見た日本農政のあり方、こういう観点にだんだんしぼられてきております。これは一口で言えば、日本のいわゆる零細農業から生産される食糧のコストが高い、したがって、外国との競争には立ち向かえない、やはり安い食糧、原料を供給してほしい、こういう立場の主張であります。こういう立場と価格政策というものを一緒に、同じ系列に結び合わされますと、私も何だか価格政策は、これまでは需要に対応するという表現がなされてきたんですが、これはますます厳しくなるんじゃないか、こういう認識すら抱いておるわけでありますが、これらも含めて三月末の畜産物の価格審議会に臨む政府の基本的な考え方をこの機会にお聞かせをいただきたいと思ふわけです。

○田澤國務大臣 私たちは、いま国民の需要の動向に応じて農業の生産性の向上を図ろうとしてい

るわけでございます。したがって、その価格の面においても、十分私たちは質の高い農産物をつくらなければいかぬということをまず考えなければいかぬ。そのためには技術の革新を必要とする、また価格の面では、できるだけコストダウンするためにやはり経営規模の拡大を行うというようなことを進めながら全体の農政を進めてきているわけでございます。

さらに畜産のいわゆる乳価の問題でございますけれども、これは生乳の置かれてる現状をよく配慮しながら、これから畜産振興審議会の意見をも聞きながら今度決めてまいりたい、こう思ひますので、いま申し上げる段階じゃない、こう思ひます。

○田中(恒)委員 先ほど申原委員の方から御質問がありました。関西を中心に乳業メーカーの、乳価をキロ十円からあるいは二十円に及ぶ大幅な引き下げ通告がなされたという動きが表面化しておるわけですが、これは公取、独禁法に關係をするような形ではないでしょうか。

○石川(弘)政府委員 ただいま私どもが受け取っておりますのは、関西を中心とした中小あるいは若干の大手を含めたメーカーが、それぞれいろいろな形で引き下げの要求をいたしておりますが、何か独禁法で言っておりますような共同の行為というような形とは受け取ってはおおりません。

○田中(恒)委員 独禁法の規制はなかなかいろいろむずかしくなつてきて、最近生産者団体の方も多少これにひつつかつたりした出来事が起きておるわけですが、それだけにやり口もなかなか巧妙というか上手になつてくるんで、今度の場合も相当の期間を置いてばらばらに通知を出し、その通知も文書というよりも電話でやつたり口頭でやつたりいろいろな形のようにですか、なかなか立証はしにくいと思ひますが、いずれにせよ相当大幅な引き下げの動きが出てきておるということ、さらにスーパーの安売り問題ですね、これについても畜産局の方でいろいろ配慮というか対策を立て

てられたようですが、これはその後どうなっているのですか。

○石川(弘)政府委員 関西で行われております値下げ要求は、先ほどちょっと申し上げましたように、値段そのものを下げてくれとは言っておりませんけれども、むしろ安い原乳を使ったと思われる安い商品がなくれば、彼らも引き下げの主張の根拠がないわけでございまして、私も先ほど申し上げましたような形で、同じ市乳に充てられる原乳についてはそんなに大きな格差で原乳が供給されないように生産者団体の協調あるいはメーカーの協調というのをいま指導しているわけでございします。

それからもう一点御指摘のスーパーの安売り問題でございますが、安売りが出てまいりました基本的要因は、やはり生乳需給が緩和をしておる。これは単に生乳の世界だけではございせん、いつでも加工乳の世界から入ってき得るというような形がございまして、一生懸命計画生産に努力していらっしゃるわけでございしますが、可能性としてはいつでも生乳の世界に飛び込もうという力がどうしてもあるということが一点でございします。

もう一つは、そういうことが産地間でやはり市乳化しようとする競争となつてあらわれてきておる。それからこれは二月にすでに過剰投資等をしてないようというのを私もお願いしておるわけでございしますが、やはり市乳のプラント自身が過剰な設備を持っておりまして、これによる過剰競争の可能性があるわけでございします。さらにそれに加えて、牛乳の世界では後発部隊でございします農協系と商系が相互に大変不信感を持っておりまして、常にその不信感が過剰競争に輪をかけている。それからもう一つは、先生いま御指摘のように、牛乳の販売の非常に多くの部分が量販店を経由して行われますことから、その量販店のいわばバイイングパワーといえますが、そういう買い手の力が強力になってきた。大体いま申し上げました四つが安売りの要因ではなからうかと

思います。

第一点の計画生産につきましては、これは生産者団体の協力を得ながら逐次計画生産の、事実上余乳が出ないような形への誘導をいたしております。それから市乳プラントの抑制につきましては、昨年二月に投資を抑制するようにという通達もやつておりますし、現実にはその後そういう新しいプラントがでないように抑えているわけでございします。指導で一番力を入れておりますのは、やはり農協プラント、それから各その他の商業プラントの間の不信感が強まらぬように、私ども機会あるごとにプラント間のそういう協調が保たれるように、いろいろな形で指導してまいっております。

それから量販店の取引関係の正常化の問題でございますが、これは御承知のように、昨年のいわゆる独禁法に触れるような不幸な事件もございまして、その後公正取引委員会ともよく相談をしまして、昨年十月にいわゆる協調のためのガイドラインというものを示しました。そのガイドラインによりまして、生産者、乳業者、それぞれ秩序を保つようにということをやつてきたわけでございしますが、残念ながら現段階ではまだそれが完全に効果は上がっていない。そのことが、先ほど申された関西の値引き要求等に広がつてきておるわけでございします。こういうガイドラインの徹底化というように、それから何と申しまして生乳を供給しております生産者の協調、それからその生産者と乳業者間の話し合いをさらに密にしてまいりまして、いま申しましたような同じ商品に充てられる原乳が大きな格差で納入されるというのを少しでもなくしていくことが、われわれの指導の中心にならうかと思ひます。

もう一点、公正取引委員会は、昨年十一月にスーパーの千葉県の二社と神奈川県の一社を不当廉売の疑いがあるものとして取り調べをいたしております。公正取引委員会としましては極端な廉売については今後とも指導していくという立場でございします。

○田中(恒)委員 局長さん、酪農振興法第二十六条に、「農林水産省に、中央生乳取引調停審議会を置く。この審議会は開いたことがないのですが、これはあるのですか。

○石川(弘)政府委員 四十二年ごろまでは現実にそういう調停の依頼がございまして、その都度調停委員会を設けて調停をしたわけでございしますが、その後そういうような形で調停が行われるような要請がございせんので、その後は特設設けておりません。

○田中(恒)委員 これは調停の依頼があつたことに置く審議会ですか。

○石川(弘)政府委員 そのとおりでございます。最後の方に「生乳等取引契約に係る紛争の調停に関する重要事項を調査審議する。このようにいうようになっております。これは常時置いておくという性格のものじゃないんですか。

○石川(弘)政府委員 委員会の形はあるわけでございしますが、調停の要請がございました都度、調停のための委員を委嘱するという形でございまして、その後そういう形の紛争が出てきておりませんので、現在、委員を委嘱しておるという形はございせん。

○田中(恒)委員 そう言われるのですけれども、私は、乳価の問題の紛争調停というものは実質的に毎年繰り返されておると思うのです。それは局長さん、あなたが一番御存じでしょう。毎年メーカーと団体との間に、全乳対を中心にして紛争があつて、そして農水省の局長が裏側でいろいろの工作をして、場合によっては、局長案と言つていいのかわかりませんが、案を出している。そういうことを毎年繰り返しているのです。三十何年に一度か二度やって、それからなされてないというところには実は非常に問題があると私は思つておるわけなんです。紛争がないんじゃない、調停がないんじゃないので、実質的な形を変えたものが行われているが、こういう正式の機関を活用

されてない、そこに一体何があるのかということとを考へざるを得ない。これは酪農法でちゃんと「置く」というように書いておるのです。この条文を見ると、私は、農水省の中には生乳の取引調停審議会というのが置かれて、毎年起きる案件について調査するし、検討もするし、審議もして行く、こういう性格のものだと思ひます。ところがどうも、何か問題が起きて、それを手続に基づいて果の知事なり関係団体なりから持つてこなければ動かぬ。このところには実は問題があると思ひます。実は日本の酪農の問題は、御承知のように三分の一は加工乳、三分の二は生乳でありまして、この生乳の対策というものが今日非常に問題になつてき始めておるわけです。これは、昔と違つて、加工乳と生乳の見分けがつかなくなつていく。地域的にもそれから用途別にも非常にわからなくなつてきておる。だから、やはり生乳対策というふうに思ひ切つた施策を打たなければいかぬ時期に入つてきたと思ひます。不足払い法でもつて不足払いを中心とした、一定の影響を持つた相当強力な施策を打たれておりますけれども、生乳関係はほとんどないものだから、これはほとんどはつておかれておる。そこで、いろいろ流通の形態も変わつていくに従つてスーパーのようなものも出てくるし、あるいは大手も入つてくる。農協や中小や大手やさまざまになつていく。そういうことで混乱を始めてきておると思ひます。ですから、どうしてもこの段階で、生乳のこれらの種の問題についての相当強力な農水省としての指導なりいろいろの動きをしてみなければいけない。そのためには、私は、やはり酪農法に基づいてこういう審議会を設けたようなものはきちんと置いて、委員を委嘱してこの機能を最大限に活用していくということが必要だと思ひますけれども、これも含めてわが国の酪農、特に生乳についての行政指導の強化、こういうものを求めたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○石川(弘)政府委員 従来のような、要するに生産者の手取りあるいはメーカーの手取り、末端の

市乳の価格も一律指導いたしております。四十二年以前につきましては、おっしゃる通りに非常にこういうもので、調停で決めたものが最末端価格まで指導していくという形でございましたけれども、これは御承知のように、小売価格まで抑え込んでということで、国民生活審議会等でも御批判があり、むしろもう少し自由な競争に任せるべきだということで末端指導というようにことが行われなくなった経緯がございます。

御指摘のように、農民の手取りの三分の二以上は市乳の世界で得られるわけでございます。その中で、御承知のような指定生乳生産者団体等の組織がある程度強力にメーカーと交渉ができるような仕組みをつくってあるわけでございますが、この市乳の世界はあくまで両者の自由な取引ということが大前提でございます。

ただ、私も大変残念なのは、現在の混乱状態というのは建て値の水準の問題よりも、むしろ建て値を守らなくて、その建て値を守らないその一部と申しますか、そういう低い価格の原乳が流れている、こういうことにつきましては、こういう調停もさることながら、やはり生産者団体あるいはメーカーがより自覚をしまして、同じ原乳、似たような価格の原乳で牛乳をつくっていくという方に指導する必要があると思っておりますので、御指摘のように私も、決して市乳の世界で手を抜いているわけじゃございません。むしろ、これから本当に酪農民の所得を確保するためには、この市乳の世界でより適切な形で価格形成ができるようにということである指導していきたいと思っております。

○田中(恒)委員 時間が参りましたのでこれ以上質問することはできませんが、私はあと果樹問題で、特にチチュウカイミバエの問題で御質問する予定にしておりましたけれども、きょうは私はできませんので、あす予算委員会を時間をいただいておりますから、自由化問題と絡んでチチュウカイミバエの問題はやらせていただきたいと思います。おきます。

牛乳の問題はいま局長からお話がありました。牛乳全体の流れを行政的にチェックしていく。価格にしても、加工乳それから飲用乳その他いろいろあります。こういうものが的確にあつたところですかまわってないわけですよ。これをつかんでいくような用途別の価格の指導というものを考えなければいけない。かつて農林省は行政指導の価格をつくらなければならない、これは公取の方からいろいろあつて、いまなくしておりますけれども、やはり今日の乳価、特にこの市乳価格の混乱というのはそういう面もあると思えます。基本的に生産者団体の関係もあります。ありますけれども、やはり農林水産省がもっと大胆に酪農の行政面についての指導を強化していただかないといけません。

私はこの審議会の問題の例にとりましたが、こういう審議会の問題が、法律にあつても十何年、二十年近く全然機能していない。紛争がなければいいですよ。紛争は全国各地で起きているわけですよ。非常に広域になっております。それだけに、もっときちんとした行政指導を進めてもらうように要望いたしまして、質問を終わります。

○羽田委員長 午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時十八分休憩

午後一時一分開議

○羽田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。武田一夫君。

○武田委員 田澤農林水産大臣に所信表明をいただきました。農政の基本的な問題、当面抱えている多くの問題につきまして、若干お尋ねをいたします。

ここ五年間の様子を見ていますと、東北から大臣が出たケースがもう三度目でございます。それだけに東北というものの置かれてある農業の地位というのは非常に高い、こういうことであります。

て、大臣も常々、私は農村出身の議員であるということを自負されておられます。かなりよく内容を御承知のようでございますので、農家の皆さん方も、大臣の今後の動向につきまして、大変期待をされていると思うわけであります。その期待に十分にこたえていただきたいという願いを込めていろいろとお尋ねをするわけでございます。

大臣も所信表明の中で申されておりますように、非常に農林水産業を取り巻く情勢はいや増して厳しいというわけでありまして、内にあつても外にあつても多くの難問を抱えておられるわけでありまして、農村出身の大臣として、まず第一にお尋ねしたいことは、果たして、この日本の農業あるいは農家の現状というものが照らして、これからいかに将来というものが展望できるものかどうか、現状をよく認識した上で大臣の御見解をまずお尋ねしておきたいと思っております。

○田澤國務大臣 武田委員御指摘のように、いま日本の農林水産業の置かれてある現状は非常に厳しゅうございます。たとえば対外経済摩擦に見られるごとく、自由化の波が物すごい勢いで押し寄せてきておる。また食糧の需給を見ましても、中長期的に見ても非常に不安定な状況にございます。

また、国内的には米の過剰、さらに経営規模拡大の停滞等、また老齢化していく農村社会というような問題も抱えているわけでございまして、そういう中で、私たちは、国民の重要な物資でございます食糧の安定供給、雇用の場の提供、国土、自然の保全等の役割を果たしてまいらなければならぬわけでございまして、それを進めるためには、やはり中長期的な展望に立つて農業生産の再編成、農業の生産力の向上を図らなければならぬ。そのためには何としても基盤整備の充実をしてまいらなければならぬし、あるいはまた農業技術の開発、普及をしてまいらなければならぬ。また、幸い農地三法がこの際成立いたしましたので、これを基本として経営規模を思い切った拡大をしていくような方法もとってまいらなければなりません。

いま一つは、農林水産業は、農家、農民にとつては生活の場であると同時に、生産の場でもあるわけでございまして、地域の安定の基盤でございますから、したがって、私は、人と人との交わりの温かい社会、しかも活力のある農林水産業でなければならぬ、かように考えております。こういうときに農林大臣になったということは、私は大変責任が重い。

そこで、私は東北の出身でございますので、岩手県盛岡出身の宮沢賢治、山形県出身の松田甚次郎、この二人、特に宮沢賢治は短い人生をあの東北の冷害あるいは貧困の農村に生涯を打ち込んだ方でございますし、また松田甚次郎さんは、農政に思い切った情熱を燃やしていた方でございます。私は、こういう情熱を持って、熱意を持って、愛情を持って農業に取り組む方を多く育成するという農政がこれから必要であらうと考えますので、そういう姿勢をとりながら今後積極的に農政に取り組んでまいりたい、かように考えております。

○武田委員 なかなか結構なりつぱな御発言、農家の皆さん方は大変希望を持ってその大臣の今後を見守るであらうと私は思うわけです。

そういう中で、大臣があらうところで御発言なさつた中で、しかしながら農民にはいま非常に農業に対する意欲が欠けているという面もあるんだ、あるいはまた、そういう農業環境を打開するためには今後大胆な発想のもとに思い切った政策転換等もしなければならぬ、そういうような御発言もございまして、あるいはまた、これまで蓄積してきたいろいろな資料を大いに活用しまして、そして農政の新しい展開もするべきであるというふうな発言もございまして、その中身はどういうものかなというところを具体的に聞ければ、農業というそういう場におきまして抽象論ではおもしろくありませんし、そういう言葉が出てくる中には、大臣なりにしかるべき何かをお持ちであるのではないかと。そういうこれからの考えを、もしお考えとしてお持ちであれば一つ二つ御披露してもらって

もいんじやないかな、こう思うのですが、いかがでしょうか。

○田澤国務大臣 五十七年度予算に当たりましては、まず補助金の問題でございます。これは、補助金制度というものは農林水産行政の面で最も重要な役割を果たしており、日本の将来の大きな活力になるわけでございますので、この補助金を、思い切ってこれまでのあり方を変えてみた。それは、これまでは各都府県でそれぞれに要求をしてきた補助金を統合メニユー化形式によりまして、たとえば新地域農業生産総合振興対策あるいは畜産総合対策に見られるときメニユーをつくりまして、各農家、農民が選択することにより、メニユーによって各経営に大きく利用していただくという大きな目標でございます。

そして特に私は、最近、短い期間でございますが、各地域を見てみますと、水田利用再編対策に対して緊急避難的な考え方で、まだ非常に消極的な地域もございまして、反面、非常に積極的な姿勢をとっている地域もあるわけでございます。したがって、水田利用再編対策はこれらの新しい農業を方向づけるものであるから、これに従って、この補助金を活用して新しい農業をつくり上げようという意欲を持っている方々が非常に多いのですから、私はこういう方々を育成、助長することによって新しい日本農業の姿が生まれるもの、こう考えておるのでございます。

○武田委員 いま一つ二つの考えをお聞きしました。大胆な将来展望が必要であるというのは非常に貴重な言葉だと私は受けとめております。その意味では、いままでできなかった、しかしながらやらなければならない重要な農業の新しい方向への要因となるべき幾つかの問題、たとえば、適地適産という一つの政策がいつも言われていたが、なかなかおのおのの思惑があつてできない。あるいはまた地域別の役割分担方式をどうするか、これもしなければいかぬということもわかっていながらできない。それから、日本の農業とい

うのは兼業化が一層進んでいる。二種兼業農家が圧倒的に多い、しかも生活的ではない。オール専業が少なくなっているだけに、専業化していくべきなかあるいは二種兼業、いわゆる兼業的なものについてのかという、その選択はどうなのか。あるいはまた、転作がどんどん進んでいっているようでありまして、定着はまだまだ進んでいない。その中にはなっていない。そういうことを考えると、主要農産物の価格保障制度もどうするのかというように、挙げれば重要な課題がたくさんあるわけでありまして、そうした問題に、時間をかけながら結構ですが、一つ一つ大臣の在任中に方向を明確に打ち出してほしい、これは要望しておきたい、私はこう思うわけですが、いかがでしょうか。

○田澤国務大臣 私は、ただいま申し上げました一つの農政の方向を実現するために、まず水田利用再編対策の成果を上げてまいらなければいけません。いわゆる水田再編対策というのは、単に緊急避難的な対策じゃなくして、やはり集団化、定着化して将来の新しい農政を方向づける一つのものであるということ、それを基本にしながら進めてまいらなければいかぬ。そこでそのためには、地域分担等についてはやはりそれを目標にして進めてまいらなければいかぬと思っております。まず水田利用再編対策というものを定着化することにより、積極的に取り組もうとしたしておるわけでございます。

○武田委員 私は、今後の将来を考えると、農林水産行政というものは非常に大事な時期じゃないか、こういうふうな考え方をしているわけでありまして。俗な言葉で言えば曲り角農政というのか、そのかじ取りをするのが大臣であり、かじの取り方によって日本の農業の盛衰も決まるのではないかと、そのくらい重要な私は認識しているわけでありまして。農協の幹部の皆さん方にお会いして、やはり農業の今後をよくするために必要なものは政治の力である、国の力に期待するところが相当大きいわけでありまして。われわれもそれに十

分対応できるだけの研究もして体制も整えているんだ、こういうわけでありまして。そのために、今後はそういう方々が安心して乗ってこれるような、具体的にしたいとも希望と勇気を持てるような、そういう施策を提示しながらの農政の展開をしてほしい、こういうふうに思うわけでありまして。

〔委員長退席、亀井〔善〕委員長代理着席〕
最近、未来産業としての農業の位置づけというのが非常に注目されております。先ほど大臣は技術云々という話もありましたけれども、やはり優秀な人材が投入されない限り未来産業としての農業の発展はない。しかし、残念ながら農業高校の現状を見ましても、農業高校に行くのは選別された一番成績の悪い者などというふうな、学校の中の一つの底辺のような考え方、これは一つの例であります。あるいはまた新規就農者が年々少なくなっている、嫁が来ないので困っているとかいうような、人材が農業に集まってくるような環境がいまだないというところを憂えながら、ひとつそういう問題の解決に全力を挙げて取り組んでいただきたいことを重ねてお願いいたします。

そこで具体的な問題として、まず、大臣が一番力を入れていくという水田利用再編対策の定着という問題についてお尋ねしたいと思っております。
毎年のように、農家の皆さん方も一生懸命農林水産省の目標に対して努力して、いつのときも目標以上の努力で減反をしているわけでありまして。その努力は大変なものでございまして。ところが、昨年の十二月から十一月で、地方農政局長会議の際に全国水田利用再編対策の状況が報告になったわけでありまして。そのときに、全国では確かに目標面積は上回っているけれども、反面、未達成の市町村が二倍にもふえてきた、こういうことが言われているわけでありまして、そのわけ、何でもそういう二倍にもふえるような市町村が目標を下回るようになってしまったかということについては原因、理由というものをまずひとつお聞かせ願

いたいと思っております。
○小島政府委員 昭和五十六年度の転作等の実施状況は、全国平均で申しますと目標に対して一〇六％ということでございますが、府県単位で見てもいろいろ三府県が未達成というところになっております。また、その未達成の府県及び県としては目標を達成いたしましたところでも、市町村段階で見ますと、お話のように、全国で百三十三市町村、これは五十六年度が六十三市町村でございますから、大体二倍の市町村が未達成になっております。

この理由はいろいろございまして、一概に申し上げかねるのでございまして、おおむね共通して言えることは、五十六年度から第二期に入りまして目標面積が九万六千ヘクタール増加したというふうなこと。それから飯米農家、第二種兼業農家の割合が非常に高いところで稲作志向が非常に強い。それから第三には排水不良田が多いところで転作物の選定に非常に苦労している、そういうふうなところが未達成という状況になっておるようでございます。ただ、これは第一期のときもそうございまして、第一、初年度は百四十四市町村が未達成でございましたが、その後市町村数としては減っていったという経過もございまして、今後の努力によりまして未達成の市町村が出ないよう努力をしまいたいと思っております。

○武田委員 いまその理由等もお話がありました。毎年毎年面積がふえてくる、当然い言ったように転作割合の高い地域等が非常に苦慮している、これはわかります。ですから、これから進めていく上においてますますこうした問題が出てくると思うのですが、こういうような地域、聞くところによると、地域も多少偏っているようでありまして、その地域も、そういう地域を今後どのように誘導してきかちと転作の方向に向けていくのかという問題も一つあると思っております。それから、農家への割り当てが一段とむずかしくなってくるのじゃないかと思っておりますね、そういう地域にあっては。

それからまた、排水等の整備が非常に行き届いていない湿地帯が多い、そういう地域ではことのほかに抵抗があるであろう、こういうことも想像されます。転作物が選べない、そういうことから、農家のやる気の問題も心配になってきます。さらにもう一つは、そういう方がやらない反面、今度は、いわゆるいいところにたんぼを持っている方が、その良質のたんぼをつぶして転作をしなければならぬという問題が出てくる。こうなりますと、こうした上質田などをつぶすことによる、将来を考えたときに、食糧の安全保障という問題と逆行するような傾向になってしまうのではないかと心配もある。

こういういろいろな心配の要素を抱えて、これから二期が、三期が、こういうふうに進んでいくわけですが、いま申し上げましたような市町村を含めた地域に対して、特に二期の期間中に何を重点的にてこ入れをして、そうした支障のないような転作をしていくというお考えでいるのか、その点についてお尋ねをしたい、こう思います。

○小島政府委員 対策の内容はそれぞれの地域の原因に即して異なってくるわけですが、米だけなら農家あるいは飯米農家ということで、米だけならば何とかつくれるけれども、ほかの作物をつくるというところになりますと労働力も技術も足りない、こういうところにつきましても、やはり何かの地縁的なまとまりをもって集团的に対応していくという必要があるかと思えます。第二期対策におきまして、従来の計画加算という制度に加えて、まして団地化加算という制度を設けて、特に連担団地を奨励するという体系をつくりましたのも、そういう地域ぐるみのまとまった転作という対応を容易にしようという観点でございします。

におきまして、湿地対策のための特別事業、そのほか転作のための条件整備の予算を計上いたしておきまして、そういう予算を重点的に振り向けまして、一日も早く転作できるような圃場の条件に持っていくというふうなことを中心に考えてまいるつもりでございします。

○武田委員 そういふことは期待していたのですが、現場に行ってみますと、そういう暗渠排水等に対する金のすさまじい少なさに唖然としているわけですね。この間も私が秋田県の方に行つたときに、農家の皆さん方が集まって、そういう暗渠排水等の基盤整備のために金が非常に必要なんだけれども、秋田県でことしわずか百万しか来ないんだということを県の方から説明されて、唖然としているのです。百万で何ができるんだ、こういう話が出てくる。結局は、基盤整備等ができないために、荒らしづくりとか、いわゆる収入と結びつかなくとも構わぬというふうなあきらめの中で農家は仕事をしているというのであります。

これは、私の宮城県などを見ましてもそういう事実はたびたび聞くわけでありまして、そういうようなことがある限りは、定着というふうなことはもう不可能ではないか。実際問題として、それは、果たしていままでそういうことによつてきちつと水田利用再編対策というものが定着をしまして、それによつて軌道に乗って、着々と新しい農業への歩みを進めている地域がどのくらいあるのかというふうな、そういう実態というものは農林水産省としてはつかんでいないものかどうかが、もしつかんでいないとすれば、具体的にこういうものがあるんだというものを二、三示してもらえばありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

以下申し上げますのは小麦、大豆の事例でございまして、たとえば五十六年に小麦につきまして非常に成績を上げた、これは福岡県の個人の事例でございまして、小麦につきまして、十アール当たり収量五百六十三キロ、十アール当たりの所得にいたしまして五万円以上のものを上げておる、こういう事例がございします。また集団にいたしましては、これは愛知県の事例でございまして、十アール当たりの収量は三百六十一キロで、十アール当たり三万三千円以上の所得を上げておる、こういう事例がございします。また大豆につきましても、これは群馬県のある集団の事例でございしますが、十アール当たりで二百四十六キロ、所得にいたしまして四万五千円以上の所得を上げておる、こういう事例もございしますし、年度はちよつと違つておりますが、大豆につきましても五百キロに近い単収を上げておるような転作物集団も事例がございします。

○武田委員 そういふようなケースが日本のあちこちに——特にいま出されたものの中には北海道、東北というものが一つも見られていないわけでありまして、農村の中でも農業県と言われるような農業の多いような地域での対応のほどが出てくれば、われわれもまあうまくいっているんじゃないかと、われわれも一つの指標にはするのですが、いまのそういうケースで言うと、それは、たまたまそういうケースがあったということにしか私はとれない。

それで、やはり農業の重要性というものは、経営の安定という問題、その物をつくった場合に大体米と見合うだけの収入があるかどうか、あるいはそれ以上あるかどうかというふうな問題、これが一番大事な問題になってくると思うのであります。米、小麦、大豆、そういうものの十アール当たりの所得が大体どのくらいになった場合に、まあこれは転作してもいいなという一つの基準、そういうものはいちやんとつていいますか、全国的に見て。

当たりましては、稲作による所得と、特定作物を生産いたしました場合の所得を比較考慮いたしまして、特定作物についての奨励金水準を定められておるわけでございまして、第一期のときには、その差が大体七万円ぐらひはある、こういう想定で、転作奨励金の水準、これは計画加算等がついておりますが、七万円というものを決めたいわけではございします。その後の経過を見てまいりますと、年による変動はございしますけれども、おおむねその格差は縮小する傾向にございまして、最近時点と比較いたしますならば六万円ぐらひである、そういうことを前提にいたしまして第二期の奨励金水準を決定した、こういう経過でございします。

○武田委員 いま局長が話されたとおり、大体五十二年から五十四年度、米とあるいは小麦、大豆との差を見てみますと、十アール当たり六万一千円程度です。そのために転作奨励金等を含めた、あるいは計画加算、団地加算等すべて整った場合に七万円というところで、これくらい間違ひなく今後も続いていけば、ある程度小麦、大豆等々へ転作しても米と見合うだけの収入があるだろう、こういう見通しができるわけでありまして、こういうものをもつと安定的にいくための今後の方向としては、やはり転作奨励金というものの、あるいはまた計画加算、団地加算に対する取り組みというのは非常に重要なことを握つてくると思うわけでありまして、この問題について、今後二期そして三期とあるわけでありまして、今後とも農家の皆さん方が御心配のないような方向で推移していくというところは確認しておきたいと思うのですが、この点どうでしょうか。

○小島政府委員 現在の転作奨励金の体系自体ができるだけ内容のよい転作をやった方が有利である、こういう体系になっておるわけでございまして、この第二期の間を通じて、大臣からしばしば申し上げておりますように、できるだけ定着性の高い転作を促してまいりまして、その実績を踏まえて三期以降に進む、こういうふうにお考えでおるわけでございまして、その意味で、ことし、

第一類第八号 農林水産委員会議録第四号 昭和五十七年二月二十四日

○小島政府委員 転作全体の作物別の内訳などについては統計的に把握をいたしておりますが、具体的には非常にうまくいっているというものについては、事例的な把握にとどまっております。

○小島政府委員 転作奨励金の水準を決定するに

一五

明年というのは大変大事な時期であるというふう
に考へておるわけでございます。その奨励金の将
来の設計等については、それらの事態を踏まえま
してさらに検討していく、こういうことにならな
いと思ひます。

○武田委員 兼業農家が非常に多くて集団化とい
うものが非常にむずかしい地域も多々あるわけ
であります。そういうところに対しては特別何か
てこ入れをしなければならぬという対応というも
のをもちであるかどうか、その点いかがでしょ
うか。

○小島政府委員 これは、先ほども申し上げまし
たように、稲作の場合には技術の平準化と申しま
すか、非常に規模の小さいあるいは非常に兼業
志向の強い農家でありまして、容易に水稲生
産はできるわけでございますけれども、転作物と
いうことになりまして、すべての農家がその生産
の努力なり技術なりを持つておるといふわけ
ではないわけでございます。その意味で、従来も集
団的な転作を強めてまいりましたが、この第
二期対策におきまして採用いたしました団地化加
算というのはさらに一層それを強く推し進めまし
て、地域で相談をいたしまして、土地の利用、水
の管理ということができるだけまともに行いま
して、より内容の充実した転作ができるように持
つていこう、こういう趣旨のあらわれであるとい
うふうに御理解いただきたいと思ひます。

○武田委員 そこで第三期の問題についてちよつ
とお尋ねしますが、大臣は、第三期対策につきま
して目標面積は現在以上はふやさないというよ
うな発言とか、今後農家が意欲を持って取り組め
るような再編成事業に脱皮したいというような発
言をされておるわけでありまして、大臣は、第三
期の対策についてどのようにお考えであるか、こ
の場でもう一度しかと承りたいのであります。そ
その点についてのお答えをいただきたいと思ひま
す。

○田澤国務大臣 水田利用再編成の二期対策で
ある程度の定着化、集団化をいたしまして、また一

方、米消費拡大という運動を展開いたしまして、
米の需要の拡大をすることによって全体の調整を
二期対策の間にある程度の目標を、基礎をつくり
まして、その上で第三期対策を私は考えたい。私
は、水田利用再編成というものはできるだけ早
い機会に完了すべき政策であると思ひますので、
二期対策に基礎的なものをつくり上げて、できた
ら三期の対策は調整の時期にしたいものだ、こ
ういう考えを持つておるのでございます。

○武田委員 調整期間にしたい、いわゆる転作の
定着化あるいはまた集団化を図るための調整期間
である、こういうふうには大臣は考えていると私
は思ふのであります。いままでの対策を見ていま
すと、またそれに対する農家の対応を見ていま
ると、確かに、いまだ緊急避難的な性格が多分にあ
る。農業中心の県ほどそういう傾向が非常に強い
ということもこれは見られるわけでありまして、
二期から三期への方向転換といひますか、そうい
うはつきりした方向性を示していただくことによ
る農家の対応も出てくると思ひます。

そこで三期以後のことを考えると、おかしなものであり
ますが、何か農協の組合長さんなんかの話を聞き
ますと、もう第三期対策は必要ないんだという声
が半分くらい、この間アンケートを見ていたらあ
るようでありました。それは、私は、減反が生産
意欲の減退やあるいはまた農業の縮小再生産につ
ながるんだという危機意識が非常に強いんだと思
うのです。ですから、そういう危機感というものを
払拭するためのしかとした対応というものを、この
二期の間に早い機会に具体的に示していただか
ない。これが、安心して取り組めるというところが私
は農業にとつて非常に大事な観点だと思ひます。
で、この点を要請しておきたいと思ひます。

先ほど局長が、転作の定着のためにはそうした
条件整備をきちつとしていくという話をされた
のであります。どうも第二臨調などではまた転
作奨励金の問題についていろいろとけちをつけて
減額を求めているのではないかなどという声も聞
かれるわけでありまして、こういうことがあると

すれば、これはえらいことでございますし、こ
うしたことのないうちに、私は、大臣もしつかと日
本の置かれてある農業の重要性を訴えて対応して
いただきたいと思ひますが、そういうこと
とがでて、大臣としては、既定方針どおり奨励
金はきちつと農家の皆さん方が困らないような方
向でしていくぞという、こういうことをこの場で
ひとつ明言してほしいと思ひますが、い
かがでしょうか。

○田澤国務大臣 第二臨調のメンバーの方々に対
しても私は、いま転換期を迎えた農業の実態を理
解していただいて、その新しい農政をつくるため
にはいわゆる転作のための奨励金が必要なんだと
いうことを強調して、これまでどおりの形式をと
つてまいるように努力をいたしたい、かように考
へます。

○武田委員 時間の都合でその程度にして、畜産
行政について最後に御尋ねいたします。
まず現在の日本の畜産を取り巻く情勢が非常に
厳しいというところは、御案内のとおり、飼料高、ある
いはまた輸入の拡大、そのほかいろいろの要素がご
ざいまして、非常に厳しい事態、試験のときを迎え
ていくわけでありまして。特に牛肉の輸入問題につ
いてはアメリカ等がきわめて強い圧力の拡大等を要
求している、また要求してくることが予想されるわ
けであります。まずそういう厳しい情勢の中で
いま問題になっている貿易摩擦の問題であります。
日本の畜産行政の今後を考えたときに、この問題は
避けて通れない問題であるけれども、大臣が所信表
明の中で、残存輸入制限品目には国内農林水産業の
健全な発展と調和を図るという基本方針のもとに
慎重に対処していく、そういう御発言もございま
したが、なぜもつと積極的、われわれはこの自
由化の問題については拒否をするんだという強い
そういう主張がなかったのかというところ、
畜産農家を含めたそういう外国貿易によつて圧迫
を受けている方々の本當の心からの疑問ではない
かと私は思ふのであります。自由化を要求してい
るアメリカも、ヨーロッパにおいても農業は保護

しているんだ、なぜ日本が、自由貿易を要求する
そういう国々と同じような農業保護国として、し
つかと自由化は拒否していくんだということが言
えないのだからという農家の皆さん方の疑問に
対して、大臣はどのようにお考えになっているも
のか、お聞きしたいのでございます。

○田澤国務大臣 牛肉、オレンジについては、武
田さん御承知のように、東京ラウンドで合意され
た事項をいま着実に実行しているわけでございま
して、これは一九八三年度まで合意されているわけ
でございます。一九八四年度以降の問題につきま
しては、この十月以降政府間で話し合うことにな
っているわけでございます。その交渉に当たりま
しては、ただいま武田さん御指摘のような構えで
私たちは対応したい、かように考えております。

○武田委員 そこで、時間が来ましたので、ひと
つお聞きせ願ひたいのでありますが、これは局長
にお尋ねいたします。
畜産対策についてでありますけれども、これか
らの日本はやはり転作と同時に大事なものは畜産行
政ではないかと私は思つておるわけでございます。
畜産立国にすべきであると主張する方もいま
わけです。そういうことで、畜産行政というものは
非常に重大な問題として真剣に取り組んでいかな
ければならぬと思ひます。畜産物の
価格安定対策、それからコスト低減の誘導を図
るための施策という問題、これはどうなっている
のかという問題ですね。それに關係して、やはり
国際競争力を何としても強くしていく、国際価格
に近づけていく努力を一生懸命にしていって、でき
るならばそれを対等にあるいはそれ以上になつて
ほしいという願ひがあるわけでありまして。その前
に、土地の問題が非常にネックになつてきてい
る。この問題、どういふふうに対応していける
かという問題を最後にお聞きしたいと思ひのであ
ります。

〔亀井(善)委員長代理退席、委員長着席〕
○石川(弘)政府委員 ただいま先生御指摘のよう
に、畜産物の生産につきまして極力国際的な競争

力をつけていくということが大事なこととございまして、御承知のように、土地の制約のございまして中小家畜、養豚とか養鶏、その分野につきましましてはすでに国際水準と申しますか、E.C.の水準よりもむしろ有利に展開するぐらいまでいっていいわけでございますが、土地の制約がございまして大家畜、すなわち酪農なり肉用牛の肥育につきましては、何と申しましてもその土地の制限というのが一つの大きな要素でございまして、それがまさしくいろいろな国境措置が必要な理由でございします。

ただ、酪農等につきましては、御承知のようにE.C.等と比べて土地の広がりではむしろ日本の方が制約があるわけでございまして、飼養頭数等はE.C.の規模にすでに接近してきています。肉牛が、どちらと申しますとまだ規模の面でもE.C.水準に達していないというのが実情でございします。御指摘のように、こういう大家畜につきましましては、土地の広がりが必要でございまして、われわれも長期計画等の中で草地の面積を拡大するためにいろいろと施策を続けてきたわけでございしますが、なお現在、当初の目的まで達成いたしていません。土地が奥地化するとか、あるいは土地の権利関係がむずかしいとか、いろいろございしますけれども、やはり農地三法その他のいろいろな既耕地に關しても土地の広がりをふやすような政策がだんだん充実してきておりますので、そういう意味で既耕地の有効利用も一つでございしますし、それから未利用地、特に山間僻地等に見られますような低位利用、肉牛等の場合にこの低位利用地が最も有効かと思いますが、そういうものをさらに広げていく施策をいろいろな形で進めてまいりたいと思っております。

特に、ことしから新しくつくっております畜産総合等の政策におきましては、こういう施策が有機的に組み合わされてやれるようにと考えておりますので、御指摘の方向で草地の基盤整備、それから既耕地の利用をさらに拡大するという方向で努力したいと思っております。

○武田委員 草地造成改良面積、地域別造成実績、五十五年、五十四年、これは推定ですが、五十三年度で見ますと、土地改良長期計画が四十八年から五十七年までの十九年間、四十万ヘクタールの草地を造成するという計画になっておりまして、これがどうも、たとえば昭和四十八年が二万ですか、四十九年が一萬三千ヘクタール、五十年が一萬四千、五十一年一萬五千、五十二年一萬六千、五十三年一萬五千と、平均すると最低四万ヘクタールぐらい必要であるけれども半分以下であるということ、これは遅々として進まないです。こういうところは非常に問題だと私は思うのです。ただ、五十四年、五十五年では推定として三万あるいは三万二千ヘクタールというふうになってはいますが、こういう一つの計画すらも、長年にわたって三年、五年というところで来て、いまだにそれが一年たりとも目標面積が実行できないというところになると、そういう問題に対して畜産行政の非常に弱面を見ざるを得ないわけでありまして、この点、今後どういうふうにしていかれるものか。あるいはまた草地開発あるいは国有林野、河川敷の活用、これも非常に弱いんですね。ですから、そういうような問題を一つ一つ解決するいわゆる根本的な土地の拡大の問題について、非常に取り組みが弱かったように思うわけでありまして、この点をひとつ積極的に、ひとつとし、来年、そういう期間の中にいろいろな財政的な問題もあるでしょうけれども、しかしながら、その中で特に大事な問題だけにやはり力を入れるべきだ、こう思うのでありますが、最後にそれに対する対応をお聞きして、私の質問を終わります。

○石川(弘)政府委員 御指摘のとおり、土地改良長期計画によりまして、十年間で四十万ヘクタールというものを想定したわけでございしますけれども、開発対象地が奥地化すると、造成コストが高騰するとか、その後いろいろな開発行為に対する環境問題等が出てまいってきたとか、いろいろな理由がございしますけれども、結果的には十七万ヘクタール程度の造成に終わっておるわけでございします。

御指摘のとおり、やはり草地の造成ということ、大型家畜の生産性を上げるための絶対の要件でございします。これに邁進いたしますとともに、既耕地で水田転換とか、そういう形で飼料作物を導入できるところには極力飼料作物を導入していくというようにことに努めまして、畜産の基盤を強めるという方向でがんばってまいりたいと思っております。

○羽田委員 吉浦忠治君。

○吉浦委員 大臣就任以来再三にわたりまして、五十九年度から始まる水田利用再編第三期対策について、同僚の武田議員からも質問ございましたが、転作の定着化または集団化を図る調整期間としたいというように述べられておりまして、減反面積はこれ以上拡大しないというふうに繰り返して述べていられるようなニュアンスを受けるわけであります。農政の最高責任者田澤農林水産大臣でございしますので、重ねて発言されますというのと、三期対策をももう決まったというふうに受けとめられるおそれがあると思うわけでございします。農水省は、この水田利用再編の三期対策に対して、五十七年度準備期間として五十八年度に決定する方針というもので、これはまた変わらないうらうと思うのです。その際に、決定される場合には、お米の需給対策状況等を勘案され、また転作の定着度合い等を見通され、また水田面積の現状状況等も見られ、単位収獲量の伸び等も考慮しながら、総合的な判断をなさってお決めになるだろうというふうにご考慮のわけであります。その三期対策は五十八年度に作成されることにはなっているわけですが、大臣の発言に対して、恐らく後ろにいらつしやる事務当局関係はあわてておられるんじゃないかと思うわけです。大臣は首振つていられるけれども、そういうふうに感ずるわけでございまして、これは恐らく大臣は日ごろの希望を述べたまでというふうにおっしゃるかも知れません。あるいは農民の立場に立つて、減反をこれ以上ふやすべきじゃないというふうな、その気持

ちを酌んでの発言というふうに私はとりたいたわけですが、真意のほどはいかでございしますか、お答え願いたい。

○田澤國務大臣 吉浦委員御承知のように、日本の農林水産業を取り巻く環境というのは非常に厳しいのです。国際的に見ても、中長期的に食糧の需給というものは非常に不安定でございします。また、国内では米の過剰、経営規模の拡大の波瀾等の問題があるわけでございまして、しかも国内で経済界からいへばまた国際的には対外経済摩擦等の自由化の波が非常に勢いで押し寄せてきている、こういう環境の中で日本の農業というものを大きく展開させなければならぬ時期だと私は思うのです。ですから、いままでの――いままでのと言えば失礼でございしますが、私の見方としては、いままでの水田利用再編対策の進め方が、ともすれば緊急避難的な対策と見て、それに農家の方も団体の方も取り組んできたような気がする。しかし、それでは、いま日本の農業というのはそういう姿ではやはり未来に生きる農業とは言えない。ですから、この際、水田利用再編対策というものを、二期対策の間に一つの新しい日本の方向を示すための基礎をつくる大きな政策にしなければならぬ。そういう意味で、二期対策は非常に重要なんだというところを意味するもの、発言などでございします。三期対策については、二期対策の実情を十分把握して、それを基礎にして新たな対策を考えてまいらなければならぬものであろう、こう考えております。

○吉浦委員 六十七万七千ヘクタールという二期対策の面積でございしますけれども、これは言うに及ばずが国の水田面積の四分の一近い面積でございまして、当然のことながら農家の不安が増していることは間違いないと思うわけでございします。減反が進めば進むほど、生産力の高い上質土壌というものはつぶれるわけでございしますから、良質の水田をつぶすということは、先ほど武田議員も言っておりましたように、安全保障に逆行するということになるわけでございまして、騒ぐわけ

ではありませんが、ちょうどNHKが「日本の条件」というテレビの特別番組を組んでおりまして、その第一回の放送を私ちようど見る機会がありましたので見ましたが、この「食糧・地球は警告する」という中で、表土の流失、塩害それから水不足というこの三つの点から、豊かな土壌がどんどん変化していく様子が映されておりました。これはアメリカの例ではありますけれども、これを見た国民の不安というものは、これは少なからず動揺しているというふうに思うわけです。これをわが国においてはどういうふうに、二期対策並びに三期対策も兼ねてこういう食糧の問題等をどのようにお考えなのか、この点をお尋ねいたします。

○小島政府委員 まずNHK特集は、土壌問題を申し上げたいと思いますが、日本の場合は昭和三十四年から二十年ほどかけて、全国の土壌の状態を把握するための基本調査を行いました。その結果によりますと、日本の場合には、アメリカの場合などとは異なりまして、年間の降雨量がアメリカの倍ぐらいございますし、また水の利用という点におきましても、ほとんどが天然の表面流下水を使っておる。さらに圃場の区画でございますが、日本で最大の畑作地帯と言われております北海道東部におきましても、その一区画の大ききさという点になりますと、アメリカあたりの比ではない。かなり防風林等によって区分されました農地地区画の中で営農が行われている。こういう基本的な違いがありますので、アメリカなどで問題になっておりますような表土の流失、塩害あるいは地下水の不足、こういった現象は、一部の地域を除きましてほとんど問題になっていないことがわかっておるわけでございます。もちろん、水田はいま申し上げました日本農業の特徴の最たるものがございますから、そういう意味において、土地の保全という点からはきわめて適した農地管理の方法であるわけでございます。

ということに力点を置いておるわけでは決してございまして、水田の高い生産力をフルに活用いたしまして、米だけはつくられるけれどもほかのものはさっぱりつくれないということでは、日本の農業生産力の総合的な強化ということにはならぬわけでございますから、米は需要に応じてつくり、残りの水田については日本でもっとつくらなければならぬ農産物をつくる、こういうことで、全体としての供給力を高めていくということを取り組んでおるわけでございます。

○吉浦委員 食糧問題というのは日本だけの問題じゃなくて、世界的な視野に立つて考えるべきだというふうに思うわけでございますが、十年、二十年を展望するよりも長期展望が必要ではあります。世界人口は、二十一世紀には六十数億とも七十億とも言われておるわけでありまして、二十年間で四割もふえることになるわけですから、そうなりますと、地球の耕地は先ほども例を引いたように限界が見えておるし、また大きく警告を発しております。このようなときに、日本は米以外の穀物というのはほとんど輸入に頼っているわけでありまして、つまり、買って物を食べているという、買ひ食ひ民族と言ふとちよつと言葉が適当ではございませんけれども、そういう状態になっているのが現状でございます。それだけに、世界の食糧の増産というものをものに受けやすい状態になっておるべきでありますから、これから見て、先ほど申し上げましたように、食糧の安全保障という面でのようにとらえていらつしやるのか、不安はないのかどうか、どういうふうにお考えなのかお尋ね申し上げます。

○角道政府委員 お答え申し上げます。自給力強化に關します国会の決議がございまして、いま、将来の食糧自給等を見てまいりました場合には非常不安があるという事は事実でございますので、平素から自給力強化のために水田の生産力の維持であるとかあるいは基盤整備あるいは農村建設あるいは技術開発等、種々の施策を平素から維持をいたしまして、一たん不測の

事態あるいは食糧供給に不安のある場合には直ちに食糧増産が可能なるように、平素から自給力を維持強化していくことに力点を置いておるわけでございます。

○吉浦委員 大臣、食糧の安全保障の観点から見、いかがですか。

○田澤國務大臣 基本的な点はいま官房長からお答えしたわけでございますが、先生御指摘のように、国内で自給できるものは米、果物、蔬菜、さらに畜産物なんですね。海外に依存しなければならぬのは、大豆、小麦、さらに飼料用穀物でございます。特に飼料用穀物というのは自給力を高めることはなかなかむずかしいのでございまして、したがって、私たちは、一方では、いま申し上げましたお米初め国内で生産できるものはできるだけ国内で生産する、そういう基本に立って生産性の向上を図ろう、こう考えております。一方では、やはり輸入に依存しなければならぬものは備蓄をするとかその他の方法で食糧の安全を確保したい、かように考えております。

○吉浦委員 ちよつと大臣に何かほかの覚から用があるようございまして、先にお尋ねしておきたいのですが、対外経済摩擦と農産物の市場開放という点でございます。

市場開放の要請ということについて、いま盛んにアメリカからあるいはECから日本に「わが国の農産物等の市場はすでに相当開放され、その輸入量は膨大なものとなっていること、また、残された輸入制限品目は、わが国農業の基幹をなす作物、地域的に重要な作物、沿岸漁業等の振興上重要な品目に限られ、自由化がむずかしいものばかりであること、国内農業、水産業の健全な発展との調和」ということを大臣は所信表明で述べられておられますが、この基本方針のもとにいまの対外経済摩擦を、農産物の市場を守るといふ点で大臣はどういう決意を持っていられしやるか、その決意のほどをお尋ねいたします。

○田澤國務大臣 この委員会での点については何回かお答えいたしておりますのでございしますが、主残された残存輸入制限品目については農林水産業の面からいってこれはどうしても自由化することのむずかしい品目だけ残しておるのでございまして、もしそれこれを自由化することは、先ほど来申し上げておりますように、いま新しい農業を進めようとしているこの段階においては、私たちがとしては、どうしても自由化は許せない、してはならないものだという考えでたゞいまこれに対応しているわけでございます。

○吉浦委員 決意のほどはよくわかりましたが、いまアメリカに代表が行っておられて、いろいろな交渉で大変御熱心に要望はされておりますけれども、レーガン大統領初めアメリカは強硬に農産物等の輸入拡大については再三再四にわたって要請をされるだろうというふうに思っております。大臣の決意のほどはよくわかりませんが、政治というものは強い者よりも弱い者の方へしや寄せが来るのは当然でありまして、いまの日本経済の中でその風当たりが強いのは何と云っても農産物の輸入拡大だろうと思っております。大臣が閣議の中でどれほどがんばられても、絶対多数、その数から言えれば農林水産大臣一人でございますから、そこへしや寄せられた場合に、農民なり漁民なりの方々の失望というものはこれは全く、トラクターのデモじやありませんけれども、あるいは弱い方々の立場に立つ大臣のその決意というものがどこまで持ちこたえられるのかどうかという非常に危惧の念を私は抱いているわけですが、再度、くだいようございまして、それに対する決意のほどをもう一度お願いいたします。

○田澤國務大臣 対外経済摩擦の解消については、これは何回もこの委員会でも申し上げておりますように、わが国としては非常に重要な課題でございまして、五項目にわたる対外経済政策を決定して、いまそれを検討を進めているわけでございますが、私としましては、対外経済関係会議等においてたゞいま先生御指摘のような農林水産行政の実態を極力訴えて、またECあるいはアメリカ等においても農産物については保護政策をとつ

ておるといふ事態、さらにはまた対アメリカとの農作物の輸出入については、アメリカの方からの輸入が非常に膨大なものであるというようなこと等を極力主張して理解をいただいて、農林水産行政に有利な環境をつくってまいりたい、かように考えておるわけでございます。しかし、基本的には、貿易のインバランスを解消するということは、何としても内需を拡大して貿易のドライプのかからない経済を進めるといふことにありますので、そういう点にも思い切った力を注いでこの問題を処理してまいりたい、かように考えておるのでございます。

○吉浦委員 続きまして、食糧制度の運用についてお尋ねをいたします。

大臣の所信表明の中に、「国民に対する食料の安定供給を図る上で重要な役割りを果たしている食糧管理制度につきましては、昨年、その制度の基本は維持しつつ、過剰、不足、いかなる需給事情にも的確に対応できるように仕組むとするよう、食糧管理法の改正が行われた」、今後この点適切な運営を図ることにより国民の信頼と支持に基づく恒久的な制度として定着するように努めてまいりたい、こういうふうな述べられているわけでありまして、新しい食糧制度が一月十五日から実施をされて約一カ月以上経過したわけでありまして、食糧庁はすでに全国のやみ米業者について、いわゆる不正規米流通退治といいますが、今月から本格的にこの流通退治に乗り出したというふうな言われておりまして、不正規米流通の追放ができるかどうかという、これが新しい食糧法を守っているかどうかのかぎだろというふうなふうに思われているわけでありまして、小売でやみ業者が一万四千軒以上ある、こう言われているし、あるいは卸売の業者が二百軒以上もある、こういうふうな言われているわけでありまして、食糧庁は不正規米流通業者をどのようにして押さえられ、また指導され、いつごろまでにこの適切な指導をなさるつもりなのか。あるいはまた食糧法の審議の折に、必要ならば警察権を導入するという、警察の力をかりて

も告発も辞さないという言葉が委員会の席上で述べられておるわけでありまして、これについてどのような考えをいま持つていらっしゃるのか、どのような手だてをいま打っていらっしゃるのか、お答え願いたい。

○渡邊(五)政府委員 不正規流通の防止につきまして、先生御指摘のとおり改正食糧法が、守られる食糧法として一月十五日から実施になったわけでございます。それに先がけまして、私も昨年の十月から不正規流通防止対策というものを全国的に実施してまいっております。

まず、販売業者の無許可販売業者、いわゆるやみ屋と言われているものでございまして、現在食糧事務所、都道府県が一体になりまして一斉の口頭指導を昨年からいたしております。リストアップをいたしました、その結果の状況を申し上げますと、無許可の卸が、私のリストに載りましたのが二百四十四、そのうちすでに中止または近く中止が見込まれるものが百四、約四割がそのような口頭指導でやめると見られております。かつ無許可の小売が御指摘のように一万四千四百四十二ございまして、このうち六千九百三十、約五割がすでに中止または中止と見込まれるものになっております。第一回の、私もこれをローラー作戦と称しておりますのでございまして、これではそういう結果が出たが、なお残余には事業継続の意向のあるものがある、調査時点ではまだ不在等で態度未確定というふうなものも含まれております。私もどしましては、なお継続して販売いたしました無許可の業者に対しては今後警告書等の文書による中止指導をまずいたしたい。続いて、なおそれでも継続するものにつきましては文書による再度の指導を行う。さらに悪質なもののにつきましては県庁に呼び出しておの指導あるいは氏名または名称の公表を行行。それでもなお残ります特に悪質なもののにつきましては、御指摘のように警察への告発も行行という態度でこの無許可販売業者の整理をいたしたいと私も考えております。

なお、お話にございませんでしたが、現在の許可業者につきましてもやはり問題はあつたわけでございます。不正規流通米の供給源がこうした許可業者から出ている面も無視できないわけでございます。これらにつきましても、現在、県、食糧事務所が一体となりまして三月末までに業務監査を行行、卸のすべて、小売につきましてもはおおむね五割程度を抽出して業務監査をいたしまして、不正規流通に關与した事実が判明した場合には私もから指導をいたしまして、六月に都道府県知事の許可に切りかわるわけでございますが、その際に、そうした判断を行います重要な判断基準として、こうした実態を考慮して、私も、場合によっては許可の取り消しがあり得るという強い姿勢で臨みたいと考えております。

先ほどの無許可販売業者なりにつきましても、第二次ローラー作戦、第三次と重ねまして、六月の許可時点までには私もこの対策の実効をおさめたい、このように考えております。

なお、集荷業者につきましても、私のリストで出ましたものは千百五十六無指定の集荷業者等が指摘されておりますが、そのうち約八割ぐらいは直ちにあらはれず中止するといふことが見込まれておりますが、なお、集荷業者につきましても、同様、無指定のものあるいは指定業者の区別なく私も厳正に取り締めてまいりたい、このように考えております。

○吉浦委員 長官が、聞かないうちに全部お答えいただきましたけれども、順番にお尋ねしたいと思つていたところでございますが、まず無許可の業者の場合に卸売が二百四十四軒、小売業者が、業者といつていかどうかかわりませんが、無許可一万四千四百四十二軒、こういうふうになるわけですが、これはどこでどういうふうな把握なさつて、しかも一カ月の間に、新法令が施行されて約一カ月以上たちましたが、中止、間もなく中止をするとか中止の予定とかいうふうなことに半數までいってませんが、卸売の方が四三%、小売の方が四八%の方々は中止の指導を聞く、全然聞かないという方について私はお尋ねをしたいわけでございます。

無許可の販売業者に対して、この方々も言いがあつたらうと思つたのです。消費を拡大してきたとか消費者側にたとへば便利であつたとか、いままでそれじゃなぜ取り締まつてこなかつたのかというふうな言ひがいろいろあるだろうと思つたのです。当面中止の可能性がないという方に対しては警察権の発動等もあり得る、こうおっしゃつていただきますけれども、いづごろまでにどういう手だてでやりになるかと考えていらつしやるのか、きょうは警察の方は私呼んでいませんけれども、長官、どういふふうにお考えですか。

○渡邊(五)政府委員 ただいまいふゆる無許可のもので現に中止の可能性のないものの御指摘がございました。ただ、この点につきましては地域的にかなり差があらつたのと、いま当面中止の可能性についてさらに指導を強めれば中止するといふものもあると思つた。指導の強化によりましてそうした方向へ私も指導したいと思つておりますが、なおそれでも残る部分というのは、先ほど申しました卸の無許可業者との結びつきを持っているようなものがあるわけございまして、一方ではそうした卸に対する整理とあわせて行ななければならぬと考えておりまして、地域的あるいはそれぞれの経過もございまして、具体的な対策はそれぞれの都道府県ごとにならざるを得ないところがあるかと思つたけれども、私も、私も最終的には六月の許可時点までにそうしたものを整理したい、このように考えております。

同時に、今後、新しい制度では小売につきましのプランチ、私も販売所と申しますが、プランチの設置なりあるいは新規参入という問題についても積極的に考えてまいりたいと思つた。そうした問題とあわせて、地域の米の需給について実態的に適合できるようにそれぞれの都道府県の考えもございまして、それらを詰めて、地域の需給には混乱を来さないような措置は考えていかなければならないと思つております。

○吉浦委員 正規業者というのは許可販売業者、こうなるわけですが、長官、正規の業者の中に問題もあるのです。現に生産者の庭先まで正規の業者が買付けに行つて、それを別なルートから流してしまふという形のものもあるわけですが。こういうふうには不正規の方ばかりが問題じゃなくて、いっぱい抜け穴がある。新食管法になつたからといってそれが防げるものではないわけです。警察の方は一つもお答えになりませんか。でも、警察の力をかりてもきつと取り締まるというのを成立のときにお約束なさつたわけですから、どのような手だてで取り締まりを要請されるようというふうにお考えなのか。

○渡邊(五)政府委員 正規の業者につきましては、先ほども申し上げました業務監査を現在実施しております。三月末までに終わる予定で各都道府県で、またこれは食糧事務所も当然協力して一致して実施しております。

御指摘のように、非常に残念でございますが、事実問題として、正規の業者が正規の米穀につきまして、こうした不正規の流通に關与しているという事実はございます。私も二、三の例としてそれは承知いたしておりますが、御指摘のようにそれを警察権の発動によつてということよりも、これらの業者はこの六月に許可の切りかえになる、都道府県知事が許可の対象とするわけでございますから、そうした実績なり今後の方針なりを十分見まして、不許可ということも当然あり得るという強い態度で臨まなければならぬ。だろ

う、またそうした方向で必要な場合には強力な指導をいたしたい、このように私も考えておるわけでございます。行政的に対処できる道があるというふうに考えております。

○吉浦委員 無許可販売業者の枠というのは許可業者の規制の枠の中に入らないだろうと思つたのですが、消費者感情から申しますと無許可も許可業者もないわけなんです。便宜を図つてくださる方々、非常に親切に消費者を守つてくれた方々は、正規か不正規かということに關係なく大変

役立ってきたわけですが、不正規の中からこの際ぜひ許可業者にかわりたいという希望がある場合に、そういう吸収の方法は全然ないわけですか、御質問します。

○渡邊(五)政府委員 お話は小売の場合かと存じます。先ほども申し上げましたけれども、小売の場合には既存業者がそれぞれ地域の実態に応じてプランチなりを設置できるということ、あるいはそれによりがたい場合には新規参入も私も認めたい、また新規参入の基準につきましても、従来よりも弾力的に扱うという道は開いておるわけでございます。

それで、御指摘の現在の許可業者の商活動が必ずしも活発でないという点は、私も指導上十分反省させなければならぬというふうにまず考へております。それから、御指摘のような地域との關係で現に供給しているところにつきましても、対応としましては、プランチとか新規参入とか各種の手段がございしますが、やはりこれらは都道府県におきます御判断も重要なものとして考へていかなければならぬというふうに思ひます。同時に、今回のそうした許可に当たりましても、商業調整の機構を各県に設けてまして実態に最も合うような流通形態を考へ、そうした中で処理してまいりたい、このように指導してまいりたいと私も考へております。

○吉浦委員 許可販売業者に対する業務監査について先ほどお答え願ひましたけれども、たとえば小売業者六万四千八百軒の中で業務監査の実施数が八百四十とありますが、業務内容が不適正な業者が百四十一となつておるわけですね、長官。この業務内容が不適正な百四十一の業者に対してどういうような指導とどういうような手だてをこれからやろうとなさるのか。片や不正規なものはそのまゝにして置いて、そして許可販売業者に対する業務監査もいじ加減になおざりにされたならばこれは大変な問題になる。ですから消費者感情からすれば、私が先ほど申したように無許可も許可業者もないわけですから、小売業者、許可業者

に対する指導監督というものについてきつとした手だてを講ずべきだ、こういうふうに思ふのですけれども、具体的にどういうふうな指導をなさつておるわけですか。

○渡邊(五)政府委員 ただいま御指摘になりました許可業者の御なり小売の状況でございますが、これは一月からこの三月までに業務監査をするというところで、数字的には現在途中の段階でございますけれども、いま業務内容が不適正というふうな指摘されたものの大部分は、業者として当然完備しなければならぬ帳簿の不備というふうなもの比較的多いのでございます。こうした点は経理なりがはつきりするよう、営業者として当然とるべき帳簿等の整備を図るようには当然私も指導はいたすわけでございます。具体的な関与の形は現在のところ余りはつきりした姿はまだ出ておりません。むしろいまだ途中段階でございますから、これからの特に大消費地の監査の状況の方を私も関心を持って見守つておるわけでござい

ますが、こうした許可業者が関与するということは私も非常に重大なことと考へております。私も六月の許可に至る段階までにこれを十分指導して、さらに指導が徹底できないような悪質なものにつきましては、許可の段階においても重大な決意を持つて臨まなければならぬだろう、このように考へておる次第でございます。

○吉浦委員 時間になりましたので要望だけ申し上げて終わりますけれども、先ほど申しましたように何と言つてもこの新食管法のかきは、やみ米業者というふうな位置づけについていかどうかは、警察権まで発動して取り締まると思ひます。警察権まで発動して取り締まると思ひます。以上、どちらにしても消費拡大は図らなければいけない、また消費者のそういう要望にこたえなければいけないという面もあるわけですから、十分な監視、監督をなさるに、新食管法の趣旨を殺さずそれが生かされるように、ますます消費拡大にもつながら、国民の米離れを来たさないように十分な配慮をしてこれに取り組んでいただき

たいことを要望いたしましたして、質問を終わります。

○羽田委員長 寺前殿君。

○寺前委員 この間、二十二日の予算委員会でしたか、瀬崎議員が、建設業関係の中におけるところの談合とかあるいは政、官、財の癒着とかいろいろの問題について、ともかく姿勢を改める必要があるというのを強調される質問をやつておられました。私、その質問の後でじっくりと資料を読ませていただいております。農林水産の分野においてもメスを入れなければならぬのじやないかと、この間も出ておつたわけですが、感じましたので、どのような対応をその後とつておられるのかということを中心にして少しく聞いてみたいと思ひます。

まず第一番目の問題は、三井建設の楠修治氏が、東北農政局から五億四千万円の手みやげを持つて天下つてきたというところが提起されておりました。その内部文書については、昨日三井建設の方で、自分のところの営業報告書であるということとを認めておられるようであります。その内部文書、営業報告書の中に出てくる楠氏は、五十四年の四月一日に東北農政局平川農業水利事業所長、そして建設部付になつて、その日退官をしておられる。明くる日四月二日には仙台の支店に入社をされて、五十六年の四月一日からは本社の土木営業担当事務付というふうな任務が變つていつております。三井建設への入社時期が四月二日だといふのに、農水省の大臣承認を受けたのが五十五年の八月二日、入社後一年四ヵ月だといふことが明らかにされておるわけですね。

そこで、人事院に聞きたいわけですね。国家公務員法の百三条に照らして、關係する業界にこうやつて就職をして、一仕事後承認でよかつたのかどうか、いままでもそういうことがあつたのかどうか、御説明をいただきたいと思ひます。

○金井政府委員 お答えいたします。制度を所管しております人事院といたしましては、この営利企業への就職承認につきましては、

第三番目に、いまの公務員法違反の問題です。これは、この人自身の問題は、もう二年済んでしまっている話だから時効だ、本人が言わなくて本人が悪かったんだということではこれを済ませてしまわれるのか。とすると、事後承認を求めて出してきて、承認を大臣が与えておった、この事後承認でもって与えるということが許される機構になっているのかどうか。私は、チェックがどうあったんだ、その責任というのは、本人が出さなかつたという問題と同時に、機構上も問題があつた

うのは、宮城氏と前々から非常に親しい個人的な関係もあったわけでごいまして、いわば私どもは、宮城氏が三井建設に橋氏を入社させたことについての社内PRではないかというふうに理解しております。

ただ、いずれにせよいろいろ御指摘の点もあるわけでごいまして、そういう意味では、私どももさらに十分事情は調べてまいりたいと思っております。したがって、いいとか悪いとかという問題外の話であろうと私どもは思っております。

事業は御承知のように農業水利事業だとか、わゆる農業土木の仕事をしているわけでございまして、この技術的な専門家がむしろ農林水産省非常に多いものですから、民間側としてはこの役所の専門家をぜひ欲しいという希望はありますけれども、天下りのおみやげつきでぜひお願いしたいなどということはちよつとあり得ないと私思っていますのですよ。しかも、三井建設の報告でございいますから、これが直接行政とのつながりがどうなのかということはまだ明らかじゃない

陸支部を通じて出しているのだということが書かれておりますが、五十三年度の坂井北部新江導水路の事業に三井建設はかかわっていましたか。幾らの費用でかわっていましたか。

○森実政府委員　まず坂井北部の導水路の工事でございますが、これは六工事ございまして、それぞれ別の会社が入社しておりますが、そのうちの一工事を三井建設が入社しております。契約年月日は五十三年の十月で、最終の請負金額は一億四千七百八十万でございます。

○寺前委員 その次に、それでは希望をこの土地改良建設協会北陸支部を經由して出すということになっておるのですが、この土地改良建設協会というのはいまだ会長さんでどんなお方が役員になっておられますか、御説明をいただけますか。

○森実政府委員 全国組織といたしまして、いわば公益法人として土地改良建設協会があるわけでございます。御指摘のありました北陸支部というのは、この土地改良建設協会の構成員の北陸に關係する事業者が事実上つくっております下部組織であるように理解しております。

内容は、本部と緊密な連絡のうちに土地改良事業の推進に協力し、会員相互の親睦を図るということを目的にしております。

○寺前委員 会長さんはどなたで、どんな会社の方が役員をやっておりますか。

○森実政府委員 役員は有名詞はちよつとここにございせんが、会社は、たとえば御指摘がありました五十三年度で申しますと、佐藤工業北陸支店、鹿島建設北陸支店、熊谷組北陸支店、五洋建設北陸出張所、清水建設北陸支店、大成建設新潟支店、東急建設北陸支店、国土開発、間組北陸支店、林建設工業、福田組、本間組、前田建設北陸支店、それから真柄建設、りんかい建設金沢営業所等が構成員になっております。これが役員会社でございまして、会員数は五十三年度は九十九社ということになっております。

○寺前委員 北陸支部のお話がございましたが、全国の社団法人土地改良建設協会、その役員の会長さんはどなたでしよう。

○森実政府委員 前田忠次さんでございまして、昨日辞任されました。

○寺前委員 建設省関係において、静岡の土工協が問題になりました。公取が調査に入りました。全国的に建設業界関係、土工協のあり方が問題になって、国会でもいま予算委員会では証人を喚問して集中審議をやるうじやないか。そこまではいいが、ん談合問題は話題になったわけですか。その会長

さんはだれか。いまおっしゃるところの前田忠次さんでした。建設省関係の公共事業の中心に談合問題、問題になっておる組織が前田忠次さんを中心にして問題になって、会長さん、副会長さん去年辞任をしようという事態が起こってきた。いま農水省関係の中におけるこの公共事業、その一部分が天下りの問題が問題になるかと思つたら、一方でいまこの文書にあるように、土地改良建設協会なるものがそこを通じて配分の相談をしているのじやないかと疑うところの文書が内部から出てきている。その会長さんがやはり同じ人だった。昨年の十一月の資料を見ますと、百二十九社、大手全部とあつて参加して見ます。そこが調整機能になっておるのじやないだろうか。それが一体定款はどういう定款になっていたのだらう。社団法人ですからこれはちゃんと農水省で指導、監督をしておられると思ひます。そこではちゃんと書いてある。土地改良事業の情報の収集をやる、官庁に対する建議をやる。読み方によつては、なるほどこつと情報を集めて、そして意見を申し上げておるのかいな、読み方の話ですけれども、事の事実というのはそういう方向にまよひなつておるのじやないだろうか。こういうことになっておるのじやないならば、これは大変な問題だ。建設省においては、チームをつくつて三井建設問題をめぐるところの問題で特別の大会の調査をつくらせて調査に入るといふことをきよの新聞で見ましたけれども、これは建設省所管の分野だけではなくして、土地改良建設協会なるものを通じてそのようなことをやっているとこの中身がどうやうな分野についている以上、農水省においてこの分野についてメスを入れる必要がある。一体どういふことになつておるんだというところについて調査を開始しておられるのかどうか、御説明をいただきたいと思うのです。

○森実政府委員 土工協との関係において土地改良建設協会の議論が提起されたわけでございますが、実は私も土地改良建設協会は、まさに定款

に定めておるとおり、土地改良事業の施工技術と安全施工に関する調査研究等を主たる事業内容としておりまして、会員間で技術に関する情報の交換をしておる協会というふうな理解しております。また、実際問題として、ほとんどそういう意味においては技術的な問題、技術情報の収集等については役所とも連絡ありますが、御指摘のようにならぬにかかわるような問題について直接この団体が關係を持つたことは私も聞いておりません。

ので、そういう御指摘のような懸念は一般的なものというふうな理解をしております。一般的に言います。しかし、そういう御懸念がございしますならば、私も十分頭に置きまして、土地改良建設協会の活動状況について十分調査をいたしたいと思つております。

なお、先ほどの会長の辞任の問題でございますが、土工協の会長辞任後、前田会長からこちらの方も会長を辞任したいという申し出が内部においてはあつたやうでございますが、余り頻繁にも合をやつたといふことの方でございします。

○寺前委員 こんなこと知つておるんだつたらその活動を許している方がどうかしているというところになりまして、それはそういうものとは思つていないというのはいまだありまうと思つております。

そこで、公取委員会に聞きたいのですが、もしもこのようないま指摘をいたしましたような文書、内容が記録された時期の一年以内にこつそりと公取の方に送り届けてこられたときには、この土地改良建設協会なり三井建設なりの活動について、公取としてはどういふふうに対応されることになっておるのでしょうか。

○樋口説明員 お答えいたします。

公正取引委員会といたしましては、従来から、事業者間で話し合いをいたしまして一定の取引分野における競争を事実的に制限するところの受注予定者を決定する行為、いわゆる談合でございしますが、それを独占禁止法に違反するものというふ

うにして規制しているところでございします。具体的なケースについて申し上げることは御容赦いただきたいと思います。一般的にはこのような話し合いが行われると思量するに十分な資料がなければ、審査を開始する端緒としては有効なものではないかというふうな考へておるところでございします。

○寺前委員 会計検査院にお聞きをしたいと思います。ここにございましておる文書を見ると、公正な競争の妨げになっておるというふうには私はこの情報自身が指摘をしておるというふうな思ひがございしますが、おたくの方ではどういふ事実についてどういふふうに対応されることになるでしょうか。

○秋本会計検査院説明員 お答えいたします。

御承知のように会計検査院は、会計経理を調査いたしましたその適正を期するということを基本的な業務としております。したがらしまして、私どももいたしましては、特に工事につきましては計画、積算、設計あるいは施工といったような面につきまして、従来から念入りに検査しているところでございします。また、今後特に予定価格の積算という点につきましては、十分慎重にさらに厳重に検査をする所存でございます。

○寺前委員 私の聞きたいのは、予決令で公正な競争を妨げる場合には云々というものがあつます。そうすると、これが協会を通じて仕事の配分をやつて公正な競争を妨げておるという疑いを私は持つわけですが、そういう疑いの行為が起つた場合には、それは会計検査院としても遡及してでも調査をしなければいけないことになるんじゃないでしょうか。いかがなものでしょうか。

○秋本会計検査院説明員 そのような疑いが濃厚な場合といえども、私も談合といふものについて直接検査する力はございせんので、やはりそちらの方の直接の検査をなさるところにそういう検査をお願いしたいというふうな考へるわけでございます。

○寺前委員 いま会計検査院なり公取の話を聞き

ました。いずれにしても、農水省自身がちゃんと自分の所管のことでもありますから、農水省としては一番責任を持ってこれは対応してもらおう必要がある。

そこで、大臣にお答えをいただきたいわけですが、要するに、この前の話では天下りの問題、それからそれをめぐってのいろいろの問題がありました。大臣先ほど御答弁をいただきました。それから内部的にきちんとした手続上の問題をチェックをしなければならぬという問題も非常に明確になったと思うのです。

今度は、このように莫大な事業をやるための土地改良の事業をめぐって、土地改良建設協会なりあるいはそこに参加してくるのこのように協会が、こういうふうに協合をする場にそういうところを使っているというこの疑いが内部文書から明確になってきた以上は、私は特別にこの事態の解明のために調査班をつくるか特別な対応策を行い、特別にこの協会に対処するところの監督、調査をやってもらう必要があるんじゃないかと思いますが、その点、大臣いかがなものでしょう。

○田澤国務大臣 実は建設省でこの協合問題が新聞等に報道されたときに、農林水産省としても次官通達をもって談合等のことはあつてはいかぬ、そういう点は厳重に注意してほしいという通達を出しております。今後の入札等については公正な入札を行うようにという旨の次官通達を出して警告を発しておりますのでございます。

いま寺前委員から土地改良建設協会の点についてどうも疑いがあるんじゃないかというふうなお話でございますが、この点は、将来調査してまいらなければならぬと思いますが、その結果によってお話のようない、私たちは調査を進めてまいらなければいかぬと思いますが、まず、その内容等を調査してみたい、かように考えております。

○寺前委員 時間の都合がありますので、次に移りますが、ぜひ徹底した解明を希望いたします。次に、私は、昨年の暮れに島根県の宍道湖・中

海の干拓事業について調査をしてまいりました。この干拓事業をめぐって、私は、事は重大な段階に来ておると思ひますので、大臣の所信を聞きたいと思うのです。

というのは、あの中海の干拓事業は、米の増産が急務であつた昭和三十八年に着手して、総事業費が七百五十億円、ことし五十七年度以降も二百九十億円の巨費を投じようという大自然的改造計画であるから、これについては特段に慎重を期していたいただきたいと私は思うのです。ともかく、金がないということがずいぶん話題になつてい

まの時世です。このときに莫大な金を注いでいって、そして片一方で農地を確保することを行つて、片一方で淡水化する。さて、農地の方だつて、米はつくるなどという方向になつてきているときだから、これは一体どうするんじゃないかという問題が出てくる。一方で淡水化するというこの事業、これが果たして淡水化に成功するかどうか。それは八郎潟や児島湾の事態に見られるように、淡水化してきれいになったというんだつたら話は別です。淡水化してひどい話の状況に今日なつてい

ことは天下周知の事実だから、大自然的改造については、自信のない段階のままで、ともかく決まつてい

るんだからといってやるというのを強行すると大変なことになる。ところが、中海の締め切りの事態が、当初の計画からいくならば刻々と迫つて

いるから、いま大英断をふるって態度を決めてもらふ必要があるというところで問題の指摘をしてみた

と私は思うのです。

まず最初に、いただいたところのパンフレットの問題です。私の手元にあります昭和五十五年八月発行の農林水産省、中国四国農政局中海干拓事務所、両者の名前によるところの「中浦水門の操作開始と淡水化」中海干拓事業」というこのパンフレットの末尾に漫画がかいてある。現況、淡水化したらこうなり

ます、非常にわかりやすい漫画がかいてある。この漫画を見ますと、現状は、汚水が入つてきて、そして海の底はヘドロでひどいことになつていて、

腐敗が出てい

る。

○委員長退席、渡辺(省)委員長代理着席

硫化水素が出て臭くてかなわぬ。臭くてかなわぬと書いてないけれども、硫化水素がぶくぶく出ておる絵がかいてある。そして、プランクトンが

生じて赤潮でひどいところになつておつて、魚はあつたあつたしておるような魚で、それで塩水の中

で魚が、かすがほかしてある、こういうような絵がかいてある。淡水化したら、もうヘドロは全

くなくなつてしまふ、プランクトンがある、底生生物、内水面漁業、まことにりっぱなものになつてしまふ。「淡水化は湖内の生態系を安定させま

す。こういう漫画が出てい

るのです。私、見たときに、これは恐らく島根県の人

は恐る恐る

お

う

な

い

な

○長谷川説明員 先生おっしゃるとおりでございます。

○寺前委員 それでは、開めるには開める順番があるんだということを言っておられるのですが、この場合に開める順番はどうなっているのか、これについてちょっと農水省に聞きたいと思うので。

まず、農水省は現在淡水化試験開始はいつやろうとしておられるのか、御説明いただきたいと思ひます。

○森実政府委員 先ほどちょっと触れましたが、淡水化の試験の問題につきましては、十分な段取りと準備を経て着手をしたいと思つております。手続なり段取りが進めば、五十七年度には実施したいという考えをとおしておりますが、なかなか御指摘のようにいろいろな御議論や問題もあるわけでございます。

そこでまず、学識経験者で構成しております、これは各種の専門家を網羅しておりますが、この委員会が検討を進めまして、その意見に基づいて試験計画をつくりまして、両県及び関係市町村の了解を得るという手続を一つとらなければならぬと思つております。二番目は、河川法上の所要の手続を完了させなければならぬと思つております。さらに最終的には、淡水化の試験と申しまゝすのは、申すまでもなく、塩分濃度を徐々に下げながら湖内の生態系の変化を観察するいわゆるトライアルでございますけれども、試験期間中に仮に異常な事態が生ずれば一時停止の措置を講ずることも当然頭に置いております。こういった計画なり手続をこれから進めたいと思つて、現在準備を進めているところでございます。

○寺前委員 なかなか慎重な方向を打ち出そうとしておられることは結構なことですが、それではちよつと聞いてみたいのですが、さきの環境庁のお話では、開めるには開める順番があるので、この下水道がどうなるのかという問題をおっしゃっていました。それでは、あの地域における流域下水道計画というのはどういうふうに進行している

のでしようか。

○森実政府委員 ちよつと流域下水道自体の計画は担当省が違ひますもので、私自体にいまここに手持ちの数字は持つておりません。改めて計画数字は出させていただきたいと思ひますが、まさに私も、これから最終的なゴールへの到着に当たっては流域下水道の整備がどれくらい進められるかということが重要な判断要素であることは否定いたしません。そういう意味で、その点は関係各省の意見を十分聞きながら物を進めることが必要であらうと思つております。

○寺前委員 たとえば私の持つてゐる安道湖流域下水道計画書を見ますと、東部処理計画は、五十六年、去年の四月から一部処理開始で完成は五十九年となつてゐる。西部処理計画では、五十七年度着手して六十四年完成ということになつてゐる。計画だけでもちよつと先なんですね。そうすると、農水省自身が淡水化試験開始予定を五十七年度に置いて、本格淡水化開始五十九年度と従来言つておつたこの路線というのは、この下水道計画から見ても順序を間違へることになりかねない。いや間違つてしまふことになつてしまふ。対応することができない。ですから五十七年度から始めるということはこの一事を見ただけでも軽々しく言うべき段階にはないということでは。先ほど局長さんも従来言つておつたのとは違ふ態度を表明されたように私は思うのだけれども、そうだと思うのです。途中でとめてしまつてどうのこうのというお話もありましたけれども、私は、これは一たん汚してしまつたら大変なことになる。

特にこの間調査をしてきて私自身が感じた問題ですけれども、淡水化に伴う水管理及び生態変化に関する研究委員会というのがありまして、その第二分科会のプランクトン委員長を務めておられる島根大学の伊達先生という方にお会いをしてまいりました。新聞紙上でもいろいろ論じておられますけれども、淡水化すれば水はきれいになるかどうかについては、いまの調査方法やこれまでの

データからだけで科学的な根拠に基づいた予測をせよと言われてもできない、私にもこの点について非常に強調されました。それからいろいろな学者にも会いまして、最近になって海水の浄化作用を強調する見解がずつと出てきておりますが、潮汐が汚濁物質や栄養塩を運び去り酸素を供給するとか、海水がまじつて汽水状態にあることがアオコの発生を抑えているとか、こういうような意見が漁民の中からも出るし、学者の中からも出る。ずいぶんいろいろな問題がめぐつて議論が起ります。さらに実証的な問題として、もう少し実証的な新しい方式を、日本で最初にやるんだからやらなければいかぬという意見も出てきます。中にはこういうことを言つた人もおります。農業用水にさえ使えなくなつてしまつてゐるところの児島湖や八郎湖で一回やつてみた上で、それで持つてきたらどうかという意見を言う人もおりました。

意見のことです。ですからいろいろあるけれども、この問題は日本で最初にやるということでは非常に莫大な金がかかるという面からも、一たんこれをやつて成功するかどうかという保障を危惧するという意見もある。だから、順序の問題、実証的に処理をするという問題などを含めて、軽々しくやることはできないんではないかというのを私はつくづく思つてきました。新しい大臣のこれらの見解、ぜひ聞かせてほしいと思ひますので、大臣にお答えをいただきたしたいと思います。

○森実政府委員 ちよつとただいまの御質問の内容にも触れる問題でございますが、私も、実は本格操作と淡水化試験はつきり区分して認識しております。たとえば塩分濃度の問題等でも、淡水化試験の場合は、トライアルの場合には非常に高い塩素イオン濃度を前提にした操作を考へておるわけでございます。

それで、この試験について、先ほど先生からも御指摘がございました伊達先生にも入つていただいているわけでございますが、委員会ではいろいろ御意見を伺つてそれから試験案をつくり、それから関係市町村並びに両県の合意をとり、それからい

わゆる河川法の手続を経て試験に着手する、試験の段階でもし問題があれば、試験はまさにトライアルでございますから、常時生観察を行うための試験でございますから、観察を続けながら、必要があればまたそれは途中でストップするという考え方をとつてゐるという意味でございまして、確かに非常に新しい内容を持つた問題でござい

ます。特にいままでの干拓と違つて、私どもも水質汚濁の問題というのが非常に大きな問題になる。たとえば、初め農業干拓だけで考えたところでも、都市化が進んでくれば汚濁の内容も変わつてくるし、それからまた新しく上水に利用したいという動きも出てくることもあるわけでございますから、そういう変化も頭に置かなければならない、そういう社会状況の変化なり社会世論の変化を頭に置きまして、特にこの場合はこの試験につきましても厳格な段取りをとつてゐるという意味であつて、本格操作とは意味が違ふということ、ひとつ御理解を賜りたいと思ひます。

○寺前委員 大臣のこの件に関する所見をひとつお伺いしたいと思います。

○森実政府委員 前々から申し上げましたように、私どもあくまでも本格操作と試験は区別して考へておりますし、工事が完成いたしましたのは、いまの予定で考えますと、下水道処理計画が大体完了する時期になるということを実は織り込んでおります。しかし、それは一つの見通しでございますので、その前提の試験の段階を経ると同時に、その試験については慎重な段取り、手続をとつていきたいということを申し上げてゐるわけで、御理解を賜りたいと思ひます。

○寺前委員 とところで、これは農水省の干拓事業として、淡水化の問題であると同時に一方で干拓をやつてゐるわけですか。

そこで、会計検査院にお聞きをしたいのですが、従来から農水省でこういう干拓をやつてゐるのですが、果たしてこの干拓が農地としてうまく農業の役割りを果たしてきてゐるのかどう

か、農業以外への転用は一体どういうことになつて
いるのか、これは会計検査院としてお調べになつ
たことがあるように聞いておりますので、ぜひ説
明をしていただきたいと思ひます。

○秋本会計検査院説明員 それでは御説明いたし
ます。

昭和五十五年度の決算検査報告におきまして
「特に掲記を要すると認めた事項」というアイテ
ムで「国営干拓事業の実施について」という、いわ
ゆる私ども特記事項と言つておりますけれども、
そういう検査報告を書いておるわけでございま
す。

その概要でございすけれども、詳しくは検査
報告に載つておることございすからごく簡単に
申し上げますと、国営干拓事業の五十五年度末
現在まで、あるいはすでに実施したものあるいは
実施中のものといったようなものを見ますと百八
十三地区、地区面積で五万二千五百二十八ヘク
タールとなつておりました、事業費では二千五百八
十七億余円に上つておるわけでございす。それ
で、今回の百八十三地区につきまして事業の実
施、造成地の利用状況などを調査いたしました。

その結果でございすけれども、まず干拓地を
造成した後または造成中におきまして、これはい
ずれも配分前でございすけれども、これを全面
的に農業以外の用途に供することとして転用して
いるもの、いわゆる他転地区と申しますが、こ
ういふものが愛知県の鍋田地区ほか十七地区で、面
積は二千六百八十九ヘクタール、事業費相当額で
七十六億余円に上つておりました。

それからまた、造成された農地が売り渡しま
たは配分された後に全面的に農業以外の用途に
転用されているもの、いわゆる転用地区と申して
おりますが、これが千葉県長浦地区ほか十三地
区、面積七百八十五ヘクタール、事業費相当額で
十九億余円。

それから、五十五年度末現在事業を継続して
いる地区で、工事は完了しておりますが造成した土
地の配分が済んでいないもの、いわゆる未配分地

区でございす、山口県の阿知須地区及び王喜
地区ほか三地区、面積一千四百九十九ヘクタール、事
業費百二十九億余円、こういうものがございま
す。

さらに、このほか廃止された地区が十一地区あ
るいは事業を休止している地区が二地区、それか
ら実施中の地区が四地区というふうなことで、これ
らをすべて合計いたしますと冒頭申し上げました
百八十三地区になるわけでございまして、百八十
三地区の全容を一応特記事項に掲げたわけでござ
います。そして、これらは社会経済事情の変化、
たとえば工業化とか稲作転換が行われるあるいは
オイルショックといったようなときどきの環
境の変化に起因するところのございすけれども、
も、なお現在実施中のものもございすし、ある
いはさらにこれから計画中のものもあるやに聞い
ております。そういう関係で、こういつた過去の
経験に照らしまして、優良な農地を確保するとい
う大切な事業の実施に当たつて、国民的関心の
中で十分いい効果を上つておることを期待いたしま
して特に掲記する事項として掲げさせていただい
ておるわけでございす。

以上でございす。

○寺前委員 全面的なお話をいただきましたので
すが、要するに干拓地が農業以外のものに転用さ
れてしまつたり、あるいはペンペン草が生えてど
うにもならない状態になつておつたりいろいろな
状態があるというところは、莫大な金を使って国民
にとつては非常にもつたないことじゃないか、こ
ういふことのないようにちゃんとせよ、こ
ういふお話だと思ひます。

この中海周辺の問題についても、私この間見て
きたら、すでに三地区が転用されているわけなの
です。現在造成中の干拓地のすぐ隣の江島地区と
いうところは四十一ヘクタールありますが、どう
なつておるのかと見たら、たつた一つ工場がある
だけだ。あとはペンペン草がざあざあ生えていて
広々としたところですよ。わざわざ埋めて、仕
切つて海の中に土地をつくつたのはいいけれど

も、魚介類に影響を与えておいて、工場一つで
ペンペン草が生えておる状態で、えらいことにな
つておるものだなと見ておつたのです。また、安来地
区のすぐそばにある安来市の細井湾の干拓を見て
きた。現在、造成面積の半分近くの十ヘクタール
を、これは農業じゃなくして工業用地に転用しよ
うとしておるわけですよ。だれも希望者がなくなつ
てきて結局転用しなければならぬのかと思つた
ら、そうでもないのです。あんなものは県が転
用しないでわしらに分けてくれたらどうか、現地
に行くとどう言うのです。そうすると、農水省
が莫大な金を使って農地をつくる課題と淡水化
という課題で取り組んでおるのだけれども、実際
はその農地が使い物にならぬようになってほかへ
持つていこうとする。持つていったところがうま
いかぬ、工場がたつた一つだということになつ
てもこれまたひどい話だし、農地の方だつてどう
にも動きがとれぬというふうなことになるって
たら、これは一体何のために莫大な金を注いで
おるかかわからぬということになるのじゃないか。
恐らくおたくの方にもこの細井湾の干拓について
問題をもち込まれておると思ひますから、県が工
場用地として転用しようとしておるのだけれど
も、これに対して一体どういふ見解をお持ちにな
るのか聞かせてくださいな。目的と違つたところ
に使われていくようなことになつてもおかしい話だ
と思ひます。

○森実政府委員 まず、御指摘の地区の問題で
ございす。昭和五十四年九月二十八日に個人へ
の増反として十一・八ヘクタール、農業開発公社
に対して十三・三ヘクタールを配分したわけで
ございす。現在、個人の配分地についてはまさに
農業利用が行われておるわけでございす。こ
の農業開発公社の配分地については、われわれと
いたしましては飼料畑としての利用ということ
を当面の米の需給関係から指導しているわけで
ございす。他転の動きがあることは仄聞はして
おりますが、まだ県からは正式に報告を受けており
ません。御指摘の点も頭に置いてよく調べてみたい

と思ひます。

なお、先ほど触れられた幾つかの点について若
干補足させていただきますと、確かに戦後四万五
千ヘクタールばかりの干拓造成をやりまして、三
千ヘクタールが他転されていることは事実でござ
います。また、それ以外の土地でも他転の可能性
がある土地が一部あることは否定いたしません。
非常にむずかしい問題として干拓は工事が非常に
長期にわたる本質を持つております。また、これは
ネットでの国土の造成、プラスアルファでござ
いまして、日本の優良な平場の農地というものはこ
れからも干拓に期待していかなければならない局
面があることは事実だろつと思ひます。一方にお
いて、急速な経済成長の中で都市化が進み住宅用
地その他への需要が出てきて、完成するところは地
域の形状が変わつてくるという問題は実はあるわ
けでございす。そういう意味で、実は私も率
直に申し上げますと、四十年代の後半においては
かなり干拓地の他転が行われたという時代的な違
いもございす。

今後の問題といたしましては、われわれもこれ
から先の変化をよく見込みながら事業に着手する
と同時に、また配分に当たつては、配分を受けた
農民が現在不当に利得を受けることのないよう
に、なるべく差額徴収措置等とつておりますし、他
転については時価売却という原則で利益を上げて
いる地区もかなりあるわけでございすので、そ
ういふ点では国費の乱費にわたらないよう、他
転に当たつては適当な割合をわけていくことにつ
いてはさらにウオッチを強化してまいりたいと思
つております。

○寺前委員 ところで、私はこれもつい一週間余
り前に見てきたのですが、長崎県へ行つてきたの
です。これはまた二千億の大事業をやろうとい
うのです。これはいま局長さんがおっしゃつたけ
れども、長期にわたる計画だからその間には事情の
変化がいろいろありまして、まさにそういうこ
とになつてくると思ひます。事業二千億です
よ。大変なものだ。そして日本一大きなあの干潟

をつぶしてしまおうというわけでしょう。関係するところはあそここの漁協だけじゃないのですよ。佐賀県、福岡県、熊本県、ずっと関係するのですよ、あの有明海全体から言うところの、諫早湾のところには有明海全体から言うところの役割を担っていると思うのですね、あそこ持っている役割というものが、有明海の子宮だということもありません。生産性の面から見てもあそこは非常に高いところなんだというふうに言う人もありますね。ともかく非常に重要な諫早湾の日本一大きな干潟をつぶして、二億の事業で、締め切った干潟をしよう、さあ、これ果たしてこのまま遂行するつもりなんだらうか。明らかに、現に関係するところの府県の漁民は了解していませんよ。経済的に見ても了解は簡単にいかぬ。あそこを締め切ることによって与えるところの影響がいろいろあるから、そうすると将来あれがどういうことになるだらうか、非常に不安もあるのですね。だから、こういう問題についていまだ強行をして、農水省がちゃんとこれを干拓しますという事業計画をどんどん進めていく、この緊縮財政をやらなければならぬ、あるいは予算そのものが歳入欠陥が起るんじゃないかというところが論議されておるときに、これだけの大事業をいま打ち出していくことが必要な段階にあるというふうに見ておられるのかどうか。こういうことになってくると、これは政治的な判断の問題ですから、いままでの干拓事業、そしていま中絶でそういうことになっている。それでこれからまた大事業。さあ、大臣、初め就任のお話ですから、この大事業問題について御見解を聞かしていただきたいと思ひます。

○森美政府委員 大臣の御答弁の前に、実は大臣の御指摘もあつて本年度の予算等についていろいろ手を打っている点もございますので、その間の事情を簡単に御説明させていただきます。

御案内のように、この南総開発の事業は非常に長い歴史の経緯と地元の要望の上に成り立ってきたわけでございますが、単なる干拓だけではなくて、最も水が不足して水のコストの高い長崎にお

ける大規模な水源造成という問題にかかわっていることは御案内のとおりでございます。現在諫早湾の漁業問題につきましては諫早湾の十二漁協についての埋め立ての同意は取りつけられておりますが、率直に申しますとまだ周辺地域の漁民、たとえば佐賀県の大浦漁協であるとか島原半島の漁協等の問題については解決しておりません。私もいろいろといたしましたが、大臣の強い御指示もありまして、慎重な上にも慎重を期さなければならぬというところで、はつきり申し上げますと、工事の影響あるいは干陸完了後の影響を受けるというところが予測される周辺漁業者の影響の問題については国と佐賀県とが協力して影響調査を行つておりますが、それを基礎として十分話し合いを進めたいということにしております。したがって、工事の着工というのを予算としては要求しておりませんけれども、基本的には周辺の関係漁業者の合意を取りつける、影響についての調査を基礎として合意を取りつけるという段取りと、それからもう一つは公有水面埋め立て許可、土地改良法の手続を進めることが当然の前提であることは、実は予算編成の最終時点においても対外的に明らかにしたところでございます。

それからさらに、大臣の強い御指示もありまして、先生がいま御指摘になりましたような事情も頭に置いて十分並行して改めて調査を行う、フィジビリティスタディーを行うという方針を決めまして調査費を計上しております。

その内容はいま詰めておりますが、一つは、やはり長期的に見て深刻な問題でございます長崎の水の需給がどう動いていくか、他の水源コストとの関係でコストがどう比較されるものかということと十分見きまめるといふことと、それから造成される土地についてはやはり少し長期の視点に立つた土地利用の展望と地価の動向等を十分踏まえるということとを、調査費を計上して取り組むことにしております。したがって、事業の着工については、いま申し上げた調査の結果を待ちかつ先ほど申し上げた周辺漁業者との合意や諸手続を進め

た上で着工する、現実に着手するというところで対外的に方針を鮮明にしているところでございます。

○田澤國務大臣 わが国の食糧の自給力を確保するために、私たちはこれまでいろいろな進めてまわっているわけでございますが、御案内のように、国際的に見て食糧の需給状況は中長期的に見てもかなり不安定な状況にある。しかし、日本の場合は米は確かに過剰でございますけれども、他の面から考えますと必ずしも自給力は完全なものではございません。そういう点から考えますと、経営規模の拡大というものは当然に話題になってくるわけでございます。そういう点を考えてまいりますと、狭い国土の中で耕地を求めるとすればおのずと限界があるわけでございますので、いづれも干拓の事業を起して経営規模拡大の一助としていくというのはいくつか大きな目標なんです。したがって、個々の干拓事業なりいま御指摘のいろいろな仕事を完全に効率的に実施するということは私たちの仕事でございまして、御指摘のような不安な状況は排除してできるだけその効果を上げていくというようにしてまいらなければならぬと思ひます。

特に、長崎の南総については、私、大臣になってから最初にこの問題に取り組んだわけでございますが、総理もこの問題についてはやはり反対があつてはいけませんよ、反対のない段階でこの仕事を進めていかなければいけないということでございます。私、今回の予算編成に当たつても漁業関係者の反対がないのかというように十分問いただしました。一部にはやはり漁業者の反対がまだありますので、そういう点を十分反対のないような状況にしたいと、またこの南総の事業が本当に効率的に将来とも運営できるのかというようになどもさらに調査を進めなさいというようになど等をいま念を押しているような状況でございます。今後そういう点が長崎県からも結果として提出されるだろうと思ひます。そういう点を配慮しながら今後この事業の発足、進め方

を検討してまいりたい、かように考えております。

○寺前委員 莫大なお金をかけて、後はひどいことだけが残るといふことにならぬように慎重の上にも慎重にぜひ御検討いただきたいと思ひます。

もう時間があと五分ほどでございますが、最後に一、二問だけお聞きをしておきたいと思ひます。

この間うちから当委員会においても農産物の輸入問題をめぐつていろいろな意見が出ております。私は、大臣に率直にお聞きしたいんです。一月十二日の国際化に対応した農業問題懇談会で、大臣はこれ以上自由化することは不可能だとおっしゃって、これは農業団体の皆さんが非常に大きな、そうかという励ましになっておりましたけれども、この態度については、大臣は信念として不可能だという態度を貫かれるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○田澤國務大臣 農林水産大臣としてそういう考え方を貫きたい、かように考えております。

○寺前委員 その次に、これは前から問題になっているんですが、東京ラウンドではいついつまでというふうに入輸入はやりましょうという約束をしている。時期についてはいつ相談をするか、相談する時期までも明確になっている。国際的に協定を結んでいる話なんだから、別な時期に早目に協議しようやないかと言われたつてそういうわけにはいかない。国際協定は大事にするんだ、従来農水省はそういう態度を示しておったと思うのですが、この点も貫かれるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○田澤國務大臣 そのとおりでございます。

○寺前委員 そうしたら経済閣僚会議ですか、去年の十二月に開かれました「対外経済対策」、この「対外経済対策」の中で「輸入制限の緩和」「諸外国の関心品目に留意しつつ、残存輸入制限について、適宜、レビューを行い、その結果を経済対策閣僚会議に報告を行う。」これは対策閣僚会議

なんだから大臣参加しているんでしよう。大臣の意に反することをここで決められた、こういうことになりませんか。

○田澤国務大臣 この対外経済閣僚会議においてはそのような問題、五項目の結果という段階で、私の方からは、農林水産業の現状というものはこういうように厳しいから農林水産業の残存輸入制限品目については十分配慮してほしいという旨は私の方でつけ加え、その点を内容に含んだ意味でのごとでございまして、そういう点は御理解いただきたい。

○寺前委員 あなた含んでいって、このこと自身は検討して報告しますということになっているんだ。「レビュー」を行い、その結果を経済対策閣僚会議に報告を行う。こうなっているのだから、もう時間がないですからいいですよ。

〔渡辺省委員長代理退席、委員長着席〕
○佐野(宏)政府委員 農林水産省といたしましては、残存輸入制限品目のレビューに当たりましては、農林水産業の健全な発達と調和のとれた形でレビューを進めていくべきものと考えておりまして、そういう見地からレビューをいたしますと、現在のところ自由化すべきものはないと考えております。

○寺前委員 時間が参りましたので、最後に一つだけ大臣にお聞きをしたいと思います。

アメリカは牛肉の輸入の制限を法律をつくってやっております。実際上の制限は自主規制ということとで十四カ国にやらしているようです。温州ミカンについて、特定のところだけ日本に対して売らしていい。ところが日本にはオレンジに対するとこの輸入を全面的に撤廃せよと要求してくる。農業関係で言うアメリカはちよっと身勝手じゃないだろうか、私はそういうふうに思うのですが、あなたはアメリカの要求に対してどういうふうに思われますか。これを最後の質問にします。

○田澤国務大臣 残存輸入制限品目の中の特にオレンジ等につきましては、東京ラウンドで合意さ

れた事項を現に実行いたしているわけでございますので、今後、政府間での交渉の折には、私たちは先ほど来申し上げた態度で臨んでまいりたい。また農林水産業に影響を与えない状況でこれに対応したいと考えておりますので、その点御理解をいただきたいと思ひます。

○寺前委員 時間が参りましたので、終わります。

○羽田委員長 阿部昭君君。

○阿部(昭)委員 大臣にお尋ねをしたのであります。所信表明演説をお聞きいたしました。私は田澤大臣と同じように、今日非常に厳しい状況にありますが、東北の農村に政治運動の基盤を持ってあります。今と同じように厳しい東北農村の現状の上に長いキャリアを持っておられる田澤農林水産大臣が誕生された、非常な期待をしております。

ところで、今度の所信表明演説をお聞きして、いまの日本の農業、あるいはその農業をどのように展開させていくかとするのか、その大枠はわかりました。だけれども、いまのこの現状をどう変えていくかとするのか。農村の方々に對してどのような希望の道を切り開こうとなさっておられるのかということについては、残念ながらいままでのことと余り変わらないという感じを持たざるを得ないのではありません。私のところも厳しいのであります。大臣の青森県もまた二年連続の厳しい被害のもとで非常に厳しい状況にある。そういう中で大臣は、この演説のものと底に——かつて大臣が政治家として登場された当時、東北のある雑誌は東北のケネディと論評されておった。今度農林水産省の最高責任者としてこの所信表明を伺った限りでは、どうもいままでのと余り変わらぬという感じを残念ながら持たざるを得ないのであります。どこをどのように変えようとなさっておられるのか、大臣の本当の気持ち、これをぜひお聞かせいただきたい。

○田澤国務大臣 いま農林水産業の置かれてる現状というのは非常に厳しいのは阿部委員御承知

のとおりでございます。私たちはその中でやはり新しい農政を求め、ために長期の展望に立つて農業の再編成を図って、それから生産性の向上を図ろうというのを基本にしてこれからの農業を進めようというわけでございまして、私といたしましては、その一つ一つの内容を密度の濃いものにしたいというのが私の考え方なんです。たとえば水田利用再編政策、ここではない議論になりましたけれども、この問題を仮に緊急避難的なものとして扱おう、もっと集団化し、定着してこれを進めようとするのかということ、日本、日本の新しい農政をつくるかという境目になるわけでございます。私は、あらゆる政策は同じかもしませんが、一貫して農林水産省の政策は長期的につくられていくからそうかもしませんけれども、田澤農政としては密度の濃いものにしたい、こういう考え方でございます。御理解をいただきたいと思うのでござい

ます。

○阿部(昭)委員 そこで、田澤農政をもっと鮮明にしてほしいと思うのでありますが、御案内のようにゼロシーリングであります。その中で密度の濃いものにしようとおっしゃるのですが、私の見るところ、どうも終花で全部進んでおられるわけでありまして。農林省の政策は連続として続いてきた、それを全部密度を濃くしようといつても、客観情勢、国際情勢も国内の情勢もいろいろの意味で厳しい。その中で密度を濃くしようということになれば、どこかはやはり犠牲にしてください。集中するということをやるか何かしなければ、あるいは農業を取り巻く、農村の外回りの状況を徹底的に変えるとか何かやらなければ、密度を濃くしようといつても残念ながらこれは濃くならぬのじゃないか。どこを濃くなさろうとするか。

○田澤国務大臣 私は、いま農家の方々が近代的な農業を進めようとしてその子弟を農林高等学校やあるいは大学に進めておられますが、しかし、その高校教育を受けた者あるいは大学教育を受けた者が果たして農業に対する考え方がどうなの

か、むしろ農業離れをする人をつくり上げているのじゃないだろうかと思うのです。私は、少なくとも農林高等学校に入学する者、農林高等学校をつくった以上は、そこに学んだ者は、厳しい農業の中でも働いてやろう、農業を支えてやろうという人間をつくらなければ真の教育じゃないと思うのです。大学にしても、宮沢賢治、松田基次郎のような、ああいう短い生涯を費やして東北農業にささげるといふ情熱的な人材をつくり上げることが私は基本だと思うのです。それが密度の濃い農政につながるものじゃないだろうか、こう思います。

で、そういう点から、いわゆる単なる政策を羅列するだけじゃなくして、その政策のどれかの基本をどうつくり上げていくかということに情熱を燃やすことではなからうかと思うのでござい

ます。

○阿部(昭)委員 われわれの地域の中に何とか農業の未来に対して希望を持とうということでは死にやうとやる皆さんは非常に多い。たとえばこれは一つの例であります。私のホームグラウンドの地域に四万三千ヘクタールの水田がある。ところが、技術革新がどんどん進んでおられますから、二十年くらい前から僕は、米ばかりやっておってもいかぬぞ、複合経営だ、畜産やりなさいと言っ

すが、いまの緑花的なことをゼロ・リングの中
で全部やるうとしても、残念ながら密度の濃いも
のは出てこないと思ふのです。田澤農政、こ
れから何年おやりになるかわかりませんけれど
も、その間にどこかに一つの風穴をあけてもら
う必要があるのではないかと思ふのです。教育に力
を入れるという事はわかりました。これは文部
省ともいろいろやり合つてもらわなければいかぬ
でしょう。それはわかりますけれども、それだけ
じゃなかなか、いま農業高校を出た皆さんは、農
村へ定着するよりもどこかへ行つて就職する人た
ちが現状は圧倒的に多いのです。私は、密度を濃
くするというならば、たとえば東北農村、私の地
域で二年続きの冷害でやられた、だけれども山間
部の町村で肉牛を相当重点を入れておつた地域が
あつた、そうするとやはり牛の二十頭か三十頭を
やつておる皆さんは、冷害でたんばがばたばと
やられましても案外力強いのです。恐らく東北
の高冷地帯の農業というのはこれからは冷害で相
当やられるだろうと思ふのです。だとすると、そ
ういうところは、いまの減反の問題もありま
すから、政策的にも少し重点的なサポートをやつて、
冷害型農業から肉牛なら肉牛に転換をさせてい
く、そういう相当きめの細かなところで一つ一つ
風穴をあけていく。田澤農政は、いままでの何と
はなしに——私、この演説をお聞きした限りで
は、文章としては大変りっぱなんです。非の打
ちどころがない。だけれども、いままでのところ
とどこをええようとなさつておるか、どこにうん
と力が入るうとしておるかというところがちつと
もこの文章の中では出てこない。それをどうして
も聞きたかつたわけです。

○田澤農政大臣 毎度水田利用再編対策の例をと
つてはなはだ申しわけないと思ひますが、過般、
岩手県へちようど参りまして岩手県の方々ととい
う話して合つておりましたら、岩手県の方々はこ
う話してくれました。水田利用再編対策というの
は、単に米の過剰というのを処理するための問
題じゃないんだ、もはや新しい農業をつくるため

の一つの奨励金なんだから、私たちはこれを基本
にして思い切つた農政をやろうと思ふんだが、大
臣、どうだ、それは全く私と同じだからぜひやろ
うじゃないか、そのためには基盤整備が必要で
す。ですからそれはぜひ頼む、こういうお話で
す。ですから、新しい農業をやるという意欲と基
盤整備事業とが合体して初めて新しい事業がで
き得ると思ふのです。

ですから、私のいまの所信表明演説は、これは
農林省の長期的な展望に立つての政策でございま
す。しかし、その中身の、内容の濃いものとい
うのはそういう意味で、意欲的にやろうとする人
のその事業を与えてやるところに新しい農政
の道が開けるものだ、私はかように考えます。し
たがいまして、いま中核農家を中心にして経営規
模を拡大しよう、兼業農家はできるだけ、これは
現にいま必要でございませうけれども、将来とも兼
業農家というものは徐々になくなつていかなけれ
ばならない存在だと私は思ふのです。しかし、時
代はだんだん兼業化しようとしております。ある
いは兼業化しておりますけれども、しかし、基本
は、専業農家の経営規模拡大というのが必要だ。と
いうのは、農家が何代にもわたつてこの事業を進
めるんだというところに農業の強さがあるのです
よ。いまここでちよつともうけてみよう、農業
でちよつと仕事をしてみようという薄っぺらな農
家経営では、本當の意味での新しい農業が生まれ
ない、定着した農業が生まれないと私は思ひます
ので、やはり親子何代かの経営を進める、そうい
う農家を育てていかなければ日本農業は安定もし
ないし、発展もしない私の経験から考えており
ますので、そういう点をきめ細かく考えていくこ
とが密度の高い農政だ、こう申し上げて差し支え
ないと思ふのでございませう。

○阿部(昭)委員 そこで大臣、この演説に關する
限りは決して密度が高いことを感じないのです。
したがって、もう一遍演説をしていただくかどう
かは別にして、密度の高いところはここだとい
うのをぜひ一度何点か、いま教育の問題はお伺い
いたしました。これとこれとこれはどうしても田澤
農政の密度の高いところだ、したがって、全国の
やる気のある皆さんは、この密度の高いところに
集まつて農業の展望を開け、こういうものをぜひ
ひとつ早急に、予算委員会終わつて本審議の始
まる前に、田澤農政の密度の高いところはここだ
というのをぜひお出しただきたいと思ひます。
それはいいでしょうか。

○田澤農政大臣 検討して、できるだけやつてみ
ます。

○阿部(昭)委員 そこで大臣、いま中核農家とい
うことを言われました。この中核農家と言はれる
皆さんは、ふえていくのじゃなくて、毎年毎年減
少の一途をたどつておるのであります。

そこで、恐らくいま世界の四分の一は飢餓と空
腹で苦しんでおる。そうすると、日本は工業輸出
を盛んにしておりますから、したがって、貿易摩
擦その他でいろいろなことをどうやうていくかと
いうことで四苦八苦しておる。ところが、第三
世界の皆さんとお会いいたしますと、飢餓と空腹
で苦しんでおるのです。農業の技術その他も非常
に低いのであります。そういう中で、やはりどこ
かから食べ物欲しいという国々が第三世界には
非常に多い。世界の穀物市場で値段をつり上げ
ておる張本人は日本だというのが第三世界の皆さ
んの非常に冷静な鋭い批判であります。先進国間
の貿易摩擦とかなんとかの問題はいろいろやりな
がら、いろいろになつていくであります。し
かし、第三世界との間にどういう連帯を切り開く
かということが今後の日本の進路としては重要な
問題なんじゃないか。その際に、やはり田澤農政
が密度の高いことをひとつやうていただきたとい
うことは、自給力の向上というあれは、どうも
あいまいもたつておることにして、風穴のあかな
いこととしておる原因だと思ふのです。したがつ
て、そんなにイギリス並みとかど並みとか一遍
でどれくらい高い自給率などというのを言う必要
はない。ないが、やはり自給率として、少なくとも
も世界全体の中における先進国日本が、もうかる

ことだけどんどんやつて、もうからぬ農業や食糧
生産はどんどん下がっていく、こういうことがや
はり世界全体の中で孤立への道だろうと私は思
うのです。特に第三世界との連帯という今後の日本
の進路を考えると、これはいまから相当注意をし
なければいけない、警戒していかなければならな
い、反省していかなければならぬ点だと思ふの
です。そういう意味では、この自給力の向上なん
という、あいまいにしないで、高い目標を一遍で
掲げる必要はない。自給率をこまめに、この期間
にこつとやうて、どうしてもやらなければ、先進国
日本の責任は果たしたことになる。そういう
意味で、自給率という角度での日本の農政の目標
というものを確立すべき時期なのではないかと思
ふのですが、いかがでしょうか。

○田澤農政大臣 日本の自給率の目標については
もうすでにできておるわけでございまして、それ
を目標にしていま自給力の確保のために努力をい
たしているわけでございませう。しかしこれからや
はり局面がかなり変化してございませうので、そ
ういふ点は今後さらに見直して、自給力の強化の
ために努力をしてまいりたいと思ひております。

○阿部(昭)委員 自給率をいまいろいろ農政審
議の他で言つておるの、何か希望ある方向に行く
んじやなくて、穀物や何かにしても逆に大變厳し
くされていくという感じなんです。そういう意
味では、この自給率の問題で、たとえば日本の目
標はせめて五〇%に今世紀末まで何とかしよう
と、何かないといふかぬのじやないかと思ふので
すが、そういう意味での見直しをおやりになるお考
えなんでしょうか。

○角道政府委員 いま御指摘のございました自給
率につきましては、昭和五十五年に閣議決定をい
たしました「農産物の需要と生産の長期見通し」
におきまして、昭和六十五年度におきます自給率
の見通しは掲げておるわけでございませう。

たとえば品目別に申し上げますと、米が一〇〇
%、小麦につきましては一九%、これは主として
国内のめん用になります小麦については全量国内

で生産する。あるいは大・裸麦につきましては一七%、大豆につきましては八%、ただしこれは国内の主として豆腐用の大豆、これについてはおむね三分の二程度を自給するというように、それそれ品別の自給率は設けようとして私も定めておるわけでございます。

先ほど御指摘ございました、穀物の自給率が今後非常に下がっていくのではないかと。これは、主としてえさ穀物を外国に依存しております。国内では現在コウリヤン、トウモロコシ、その他のソルガム等、いわゆる飼料穀物が非常に生産に上り、また、したとしても非常に高価なものになるというところから、もっぱら飼料穀物は外国に依存しているせいでございます。中小家畜、鶏、豚、こういう畜産物が伸びてまいりますと、どうしても今後えさとしての飼料穀物に依存する度合いが高くなる。その結果飼料穀物をひくくるめました全体としての穀物自給率は、確かに、将来六十五年度におきましても私は三〇%と考えておりますけれども、食糧用の穀物という点から考えますと、現在の大体七二%程度が大体七三%程度までいくのではないかと、私どもも目標として持っているわけでございます。

○阿部(昭)委員　そこで一つの私の意見を申し上げたいのでありますが、たとえばいまわれわれの地方農村の中でどういう人たちが一番しっかりした暮らし方をやるようになってきておるかというところになると、先ほどお話しの中核農家じゃないのです。つまり専業農家はいま東北方面では非常に容易な状態にある。この皆さんがたとえば農協などの中心をなしておるわけですね。農協の貯蔵率などはほとんど悪化を続けております。農村でどういふ皆さんが比較的しっかり始めているかということになると、農業じゃないのです。息子がいいところに勤めておる、嫁さんがいいところに勤めておる、こういう皆さんのことを私は第一種安定兼業層、こう呼んでおるのです。が、こういう皆さんがわりとしっかり出して、専業農家と不安定兼業層というのが非常に容易な

らざる事態に直面しつつある。特に専業農家、中核農家などというのはいまどんどん落ち込んでおるのです。それが、農協の貯蔵率がこの一、二年間急激に悪化をするという状況にあらわれておるのです。したがって、私は、いま農政審が言っておるあれも、何をなさうとしておるかということになると残念ながらまだまだ鮮明ではないと思っております。自給力向上、自給率は、と云うのですけれども、たとえばえさやその他は全部輸入ですね。そこで、そのえさで生産された肉は、これは自給ですね。そういう関係。

そこで、将来第三期減反というのはいままで行くのか。これを全部水田以外のものに変われと言つても、麦をやる、大豆をやる、といつても、膨大な基盤整備をやらなければ簡単にいかないでしょう。そうすると、たとえば一つの提案として、飼料用の稲、相当多収品種なども技術的には開発され始めておる。しかも相当早刈りのものも出てきております。これを表作でやる。裏作ではたとえば、われわれの地域でも相当雪の深いところは限界がありますけれども、裏作では飼料用の麦などをやる。これは夏場と違つて裏作をやる場合は全部水を引かなくてはなりません。その期間にはわりとやれるわけでありまして、その表と裏を組ましてどういふ状況になるのかということになります。農林省は、飼料用稲なんというのはいま、こう言います。最近、去年の何月ごろかに試験栽培についてある種の風穴があけられた。将来七十万ないし八十万の減反を本当にやろうというならば、蔬菜や園芸をやるとそつちが全部市場バンクですね。それから畜産といつても相当の限界が来始めてきておる。果樹なども限界ですね。そうすると、いまの水田のままでいこうということになると、飼料用の水稲なんというもので相当多収穫のものが出てきておる。しかも、それで裏作もやれるということになったら、組み合わせるとどういふことになるのかといったようなことも実際問題としては相当検討に値する課題だ。私はいま実験

的に方々やってみてそういう実感を得ておるのであります。農林省は、どういふのか知らぬが、どうも飼料用稲なんというものが広がってきてなんというところになると厄介なことになるなという感じが強いようでありまして、農林省の中では特に畜産当局にその傾向が相当強いようであります。私は、日本の農業の中では東北なども相当重要な中心的地域だと思つておるのであります。そこに基盤を持って政治的に今日まで来られた大臣でありますから、先ほどお約束いただきました密度の濃いというところに何点か、ははあ田澤農政、いまままで農林省ずっと全部縦割りで延長してきておるものをそのまま踏襲ではなくて、このあたり本當に密度の濃いことをやろうとしておるなということの中に、そんなに全部がらつと一遍に変わるわけにいかないでしょうが、何点かこれだといふものをぜひ出していただきたい。

たとえば飼料用稲なんというのも検討に値するテーマではないか。もう一つ言えば、たとえばいま細々としたものはいろいろあるんでありますけれども、五十年たたなければ伐期の来ない山、この山に五十年間投資のできる農山村の皆さんは少ないのであります。若い皆さんは五十年先のことをためになんといふことをやれる状況にはない。山をやるとすれば、うんと金のかかるのはせいぜい植え込んでから十五年、二十年間です。したがって、山が五十年して伐期が来て皆伐する、そのときに精算払いしてもよろしいという意味で、二十年間の山の経営にうんと金のかかる時期に、この山が五十年後に仮に一億円の生産を生むという場合には、前もって前半の二十年間くらいに五千万くらいを長期低利のもので、伐期のときに精算払いするような資金をうんと拡大するとかなんとかやはり幾つかの——いま農村の青年は農業はみんな崩壊しつつあると思つていますよ。こういう皆さんに本當にある種のやる気を起こさしめるに足るような密度の濃いものをぜひお出しをいただきたい。

まだまだ幾つか提案あるのですけれども、時間が来ましたので、ぜひ大臣から、そういう幾つかの、ああこれが田澤農政のポイントなんだといふものをぜひお出しをいただきたいと思つてます。

○田澤國務大臣　いま転換期を迎えている農林水産業でございますので、それに対応するための積極的な政策を、重点的な政策を打ち出して、農家に活力のある経営ができるような仕方をつくり上げたい、かように考えております。

○阿部(昭)委員　大臣、本當にありがとうございます。

この施政方針演説にさらに田澤農政はこれだといふものは三月いっぱいくらいで大体お出し願えるでしょうか。

○田澤國務大臣　できるだけ早い機会につくり上げた、こう考えております。

○阿部(昭)委員　以上で終わります。

○羽田委員長　松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。田澤農林水産大臣。

松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○田澤國務大臣　松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

松くい虫防除特別措置法は、松くい虫による異常な被害の終息を図るために、特別防除、すなわち航空機による薬剤防除を、緊急かつ計画的に推進する措置を講ずることを目的として、昭和五十二年に成立いたしました。なお、この法律は、本年度末までの五カ年間の限時法であります。農林水産省といたしましては、自来、この法律

及び森林病害虫等防除法に基づき、特別防除の計画的な実施等の各般の防除対策を講ずることにより、松くい虫による異常な被害の終息を図るために、最大限の努力を続けてきたところであります。

しかしながら、昭和五十三年夏期の高温少雨という異常気象の影響、特別防除の実施面での限界等もあり、その被害は、昭和五十三年、五十四年度と激甚の度を加え、五十五年度においても、被害材積は約二百十立方メートルに及んでおります。本年度においても、遺憾ながら、異常な被害が終息する状況にはありません。

このような異常な被害の現状と松林の森林資源としての重要性にかんがみ、今後とも、松くい虫による異常な被害の早急な終息を図り、あわせて、松林の有する森林としての機能を確保していく必要があります。

このため、松くい虫防除特別措置法が、本年三月三十一日に失効するに当たり、これまでの経験も踏まえて、各般にわたる松くい虫の被害対策を緊急かつ総合的に推進するため、所要の改正を行うこととし、また、その期限を五カ年間延長することとして、この法律案を提案した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、法律の題名につきまして、各般にわたる松くい虫の被害対策を緊急かつ総合的に推進するための特別法という趣旨で、松くい虫被害対策特別措置法に改めることとしております。

第二に、従来の特別防除に加え、被害木の伐倒とあわせて破砕、焼却等を行う特別伐倒駆除のほか、樹種転換等を含めた松くい虫の被害対策を計画に基づいて総合的に実施することとしております。

このため、農林水産大臣が定める基本方針及び都道府県知事が定める都道府県実施計画の内容を拡充することといたします。また、これに加え、市町村においても松林の所有者等による自主的な被害対策を推進するため、地区実施計画を策定することといたします。

第三に、被害の蔓延している地域において公益的機能の高い松林や被害の拡大を防止する上で重要な松林の防除の徹底を図るため、農林水産大臣または都道府県知事が松林所有者等に対し、特別伐倒駆除の命令を行うことができることとしております。

また、農林水産大臣または都道府県知事が命令にかえて行う特別防除を引き続き実施することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○羽田委員長 補足説明を聴取いたします。秋山林野庁長官。

○秋山政府委員 松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提案いたしました理由につきましては、すでに提案理由説明におきまして申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

まず第一に、法律の題名及び目的規定の改正について御説明いたします。

今後の松くい虫の被害対策の計画的な実施に当たりましては、特別防除等の防除措置のほか、被害を受けた松林の樹種転換等をもその重要な一環として加え、これらの被害対策を総合的に推進することといたしておりますので、これに伴い法律の題名を改めるとともに、目的規定について松林の有する森林としての機能の確保という観点を加える等の改正を行うこととしております。

第二に、基本方針及び都道府県実施計画の内容の拡充であります。

農林水産大臣が定める基本方針におきましては、被害対策の内容の拡充に対応いたしました地帯の被害状況等に応じた松くい虫の被害対策を総合的に展開するための基本的な指針を定めることとするともに、特別伐倒駆除、特別防除、樹種転換等についての基本的事項等を定めることとしております。

また、都道府県知事が定める都道府県実施計画につきましては、基本方針に即して松くい虫の被害対策の実施方針、特別伐倒駆除、特別防除、樹種転換等の計画的な実施に必要事項等を定めることとするともに、新たに市町村が定める地区実施計画の指針となるべき事項を定めることとしております。

この場合、保安林その他の公益的機能が低い松林及び被害の拡大を防止する上で重要な松林並びにこれらの松林を含む特別防除の単位となる松林群については、松くい虫の被害対策の計画的な実施に必要事項を定めることとし、これら以外の松林または松林群については地区実施計画の指針となるべき事項を定めることとしております。

第三に、新たに地区実施計画を策定することであります。

市町村は、都道府県実施計画に基づいて行う公益的機能の高い松林等に係る松くい虫の被害対策と調和を保ちつつ、松林の所有者等による自主的な特別伐倒駆除、特別防除、樹種転換等の被害対策の計画的な実施を推進するため、その対象となる松林の所有者の意見を聞くとともに、都道府県知事と協議して地区実施計画を定めることとしております。

第四に、特別伐倒駆除命令の新設であります。

被害の蔓延している地域における公益的機能の高い松林等についての防除の徹底を図るため、農林水産大臣または都道府県知事は、特に必要があるとき、公益的機能の高い松林または被害の拡大を防止する上で重要な松林であつて被害の程度が高いものにつきまして、その所有者等に特別伐倒駆除を命ずることができることとしております。

また、特別伐倒駆除命令の手続代執行等について森林病害虫等防除法の規定を準用することとしております。

以上のほか、地区実施計画を達成するため、松林所有者等は、地区実施計画に即して松くい虫の被害対策を実施するよう努めなければならないものとするともに、市町村長は、必要に応じ、計画を遵守すべき旨の勧告を行うことができることとし、また、特別伐倒駆除命令に係る損失補償、国の補助等について所要の規定の整備を行っております。

なお、この法律は、昭和六十二年三月三十一日限りその効力を失うこととしております。

以上をもちまして松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○羽田委員長 次に、漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。田澤農林水産大臣。

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件

〔本号末尾に掲載〕

○田澤國務大臣 漁港整備計画の変更について承認を求めるの件につき、その提案理由を御説明申し上げます。

わが国においては、国民の必要とする動物性たん白質食糧の半ばを水産物に依存しているため、水産業はきわめて重要な役割を果たしております。この水産業の積極的な振興を図るためには、漁業生産の基盤であり、かつ水産物流通の拠点である漁港の計画的な整備拡充を図ることが基本的な課題となっております。

この趣旨から、政府といたしましては、漁港法に基づき、漁港整備計画を定め、国会の御承認を受けて漁港施設の整備を図っているところであります。

現行の漁港整備計画は、昭和五十二年第八十回国会において承認を受けたものでありまして、当時の水産情勢を基礎とし、これに将来の水産業の動向を勘案して定められたものであります。しかしながら、その後における水産業をめぐる国際環境、経済的諸条件は著しく変化いたしました。このため、この計画を現情に即するよう全面的に変更することとし、国会の承認を求めることとした次第であります。

次に、本件の主要内容につきまして御説明申し上げます。

今回の漁港整備計画は、漁業と漁港施設との現状を基礎とし、将来における漁業生産の確保、流通機構の改善、漁港の安全性の確保、地域社会の基盤強化等の観点に立つて策定いたしました。

計画内容としては、沿岸漁業及び増養殖漁業の振興上重要な漁港、沖合い漁業の根拠地として重要な漁港、遠洋漁業の根拠地として重要な漁港並びに漁場の開発または漁船の避難上特に必要な漁港について、それぞれその整備を図ることとしております。

整備漁港の選定に当たりましては、指定漁港のうち漁業振興上及び地域振興上重要であり、かつ漁港施設の不足度の高いもの、事業効果の大きいもので緊急に整備する必要があるものを採択いたしました。その結果、昭和五十七年度以降六年間に四百八十港の漁港について漁港修築事業を実施することとしております。漁港修築事業の内容といたしましては、それぞれの漁港に適応した外郭施設、係留施設、水城施設、輸送施設、漁港施設用地等を整備することとしております。

なお、以上申し上げました漁港整備計画につきましては、漁港法に基づき、漁港審議会の意見を徴し、妥当であるとの趣旨の答申を得ております。

以上が、本件を提案する理由及びその主要内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御承認いただきますようお願い申し上げます。

○羽田委員長 補足説明を聴取いたします。松浦水産庁長官。

○松浦(昭)政府委員 漁港整備計画の変更について承認を求めるの件につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

まず、現行の漁港整備計画の実施状況は、予定しました総事業費八千八百億円のうち昭和五十六年度までに実施済みの事業費は六千三百八十億円、この進捗率は約七三％となっております。

次に、今回承認をお願いいたしております変更後の漁港整備計画に基づいて整備をしようとしております四百八十港の種類別内訳を申し上げますと、第一種漁港が百二十三港、第二種漁港が二百一港、第三種漁港が七十六港、特定第三種漁港が十一港、第四種漁港が六十九港となっております。これらの漁港を昭和五十七年度以降六年間に総事業費一兆二千億円をもって漁港修築事業により整備することとしたと考えている次第であります。

また、現行の漁港整備計画に定められております整備漁港と今回の変更後の漁港整備計画に定められております整備漁港との関連を申し上げますと、現行の漁港整備計画から引き続き変更後の漁港整備計画に取り入れようとするものは、三百二十五港でありまして、新規に採択しようとするものは、百五十五港となっております。

なお、現行の漁港整備計画の整備漁港のうち変更後の漁港整備計画の整備漁港とされていないものが百二十五港ありますが、このうち九十三港につきましては別途漁港改修事業により、三十二港につきましては必要に応じ漁港局部改良事業により整備することとしております。

さらに、変更後の漁港整備計画に採択されなかったその他の漁港についても、必要に応じ、漁港改修事業または漁港局部改良事業により整備することとしたしております。

漁港修築事業に漁港改修事業、漁港局部改良事業を合わせた六年間の総事業費は、調整費等を含め二兆百億円となっております。

以上をもちまして、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件の提案理由の補足説明を終わります。

○羽田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○羽田委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま趣旨の説明を聴取いたしました松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案について、参考人の出頭を求め、その意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○羽田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、参考人の入選、出頭日時及びその手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○羽田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十五分散会

松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案

松くい虫被害対策特別措置法

松くい虫被害対策特別措置法

松くい虫被害対策特別措置法

の一項を加える。

2 この法律において「特別伐倒駆除」とは、松くい虫が付着している松の樹木の伐倒及び破砕（農林水産省令で定める基準に従い行うものに限る。以下同じ。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をいう。

第二條に次の二項を加える。

4 この法律において「高度公益機能松林」とは、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五條第一項又は第二項の規定により保安林として指定された松林その他の公益的機能が高い松林として政令で定める松林をいう。

5 この法律において「被害拡大防止松林」とは、松くい虫の被害対策を緊急に行わないとすれば、松くい虫が運ぶ線虫類により当該松林に発生している被害が著しく拡大することとなることと認められる松林（高度公益機能松林を除く。）をいう。

第三條第一項を次のように改める。

農林水産大臣は、松くい虫が運ぶ線虫類により松林に発生している異常な被害が終息することと認め、松林の有害な機能が確保されることとなるように、昭和五十七年度以降の五箇年間にわたり実施すべき松くい虫の被害対策に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

第三條第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 松くい虫の被害対策の総合的な推進に関する基本的な指針

二 特別伐倒駆除並びに松くい虫が付着している松の樹木の伐倒及び薬剤による防除に関する基本的な事項

三 特別防除を行うべき松林に関する基準、特別防除を行う松林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項、特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないよう

うにするために必要な措置に関する事項その他松くい虫の薬剤による防除に関する基本的な事項

四 松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林を保護し、及びその有する機能を確保するために行う松林の他の樹種又は松くい虫が運ぶ線虫類により枯死するおそれのない松からなる森林への転換に関する基本的な事項

五 その他松くい虫の被害対策に関する重要事項

第四条の見出しを「都道府県実施計画」に改め、同条第一項中「前条第三項を、前条第四項に改め、（昭和二十六年法律第二百四十九号）を削り、薬剤による防除」を「被害対策に、（実施計画）を「都道府県実施計画」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 都道府県実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 松くい虫の被害対策の実施方針

二 基本方針に定める特別防除を行うべき松林に關する基準に適合する二以上の松林を合わせて政令で定めるところにより特別防除の単位として定める松林群（以下「松林群」という。）に關する事項

三 高度公益機能松林若しくは被害拡大防止松林又は松林群のうち高度公益機能松林若しくは被害拡大防止松林を含むものに係る前条第二項第二号から第四号までに規定する措置（以下「特定措置」という。）の計画的な実施に關し必要な事項

四 高度公益機能松林及び被害拡大防止松林以外の松林又は松林群のうち高度公益機能松林及び被害拡大防止松林を含まない松林群であつて、特定措置を前号の松林又は松林群に係る特定措置の実施と調和を保ちつつ計画的に実施する必要があると認められるものに関する基準その他次条第一項の地区実施計画の指針となるべき事項

五 その他松くい虫の被害対策の実施に關し必要な事項

第四條第三項及び第四項中「実施計画」を「都道府県実施計画」に改め、同条の次に次の一条並びに見出し及び二条を加える。

（地区実施計画）

第四條の二 前条第二項第四号の基準に適合する松林又は松林群の全部又は一部がその区域内にある市町村は、同条第四項の通知を受けた場合において、松くい虫が運ぶ線虫類により松林に発生している異常な被害の終息及び松林の有する機能の確保を図るため必要があると認めるときは、その区域内にある当該基準に適合する松林又は松林群につき、松林を所有し、又は管理する者が行うべき特定措置の実施に関する計画（以下「地区実施計画」という。）を定め、又はこれを變更しなければならぬ。

2 地区実施計画においては、その対象となる松林又は松林群についての特定措置の計画的な実施に關し必要な事項を定めるものとし、その内容は、都道府県実施計画と調和するものでなければならぬ。

3 市町村は、地区実施計画を定め、又はこれを變更しようとするときは、その対象となる松林を所有する者の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議しなければならない。

4 市町村は、地区実施計画を定め、又はこれを變更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（特別伐倒駆除命令等）

第四條の三 農林水産大臣は、松くい虫が異常にまん延して森林資源たる松林に重大な損害を与えるおそれがあると認めるときは、早期に、かつ、徹底的にこれを駆除し、又はそのまん延を防止するため特に必要の限度において、区域及び期間を定め、次に掲げる要件に該當する松林につき、当該松林を所有し、又は管理する者に對し、特別伐倒駆除を命ずることができ、

一 高度公益機能松林又は被害拡大防止松林で

あること。

二 松くい虫が運ぶ線虫類により当該松林に発生している被害の程度が政令で定める被害率以上であること。

2 森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三條第二項から第八項まで及び第四條の規定は、前項の規定による命令について準用する。この場合において、同法第三條第二項中「第八條」とあるのは「松くい虫被害対策特別措置法第十條の二」と、同条第三項中「左の」とあるのは「第一号、第三号及び第四号に掲げる」と、「森林病虫害等の駆除」とあるのは「松くい虫の駆除」と、同条第四項中「森林、樹木、指定種苗又は伐採木等」とあるのは「松くい虫被害対策特別措置法第四條の三第一項に規定する松林」と、「同項」とあるのは「前項」と、同条第七項中「左」とあるのは「第一号」と、同項第一号イ中「第三項各号」とあるのは「第三項第一号、第三号及び第四号」と、同法第四條第一項中「森林、樹木、指定種苗又は伐採木等」とあるのは「松林」と、同条第二項中「第八條第一項」とあるのは「松くい虫被害対策特別措置法第十條の二」と読み替へるものとする。

第五條の前の見出し中「命令」を「駆除命令」に改め、同条第一項中「（昭和二十五年法律第五十三号）及び（以下同じ）」を削り、同項第一号中「森林法第二十五條第一項又は第二項の規定により保安林として指定された松林その他の公益的機能が高い松林で政令で定めるもの」を「高度公益機能松林」に改める。

第九條の見出しを「（都道府県実施計画と駆除命令との關係）」に改め、同条中「第三條第一項第四号に掲げる命令又は同法」を「第三條第一項又は（実施計画）を「都道府県実施計画」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（地区実施計画の遵守）

第九條の二 地区実施計画の対象となる松林を所有し、又は管理する者は、地区実施計画に即して特定措置を実施するよう努めなければならない。

2 市町村長は、前項に規定する者が特定措置を実施していないと認める場合において、地区実施計画の達成上必要があるときは、その者に対し、遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を勧告することができる。

第十條中「防除」を「被害対策」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（損失補償）

第十條の二 国又は都道府県は、第四條の三第一項又は第四條の四第一項の規定による命令により損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による補償の額は、松の樹木の伐倒、破砕又は炭化の措置を行うことにより通常

のは「前項」と、同条第七項中「左」とあるのは「第一号」と、同項第一号イ中「第三項各号」とあるのは「第三項第一号、第三号及び第四号」と、同法第四條第一項中「森林、樹木、指定種苗又は伐採木等」とあるのは「松林」と、同条第二項中「第八條第一項」とあるのは「松くい虫被害対策特別措置法第十條の二第一項」と読み替へるものとする。

第五條の前の見出し中「命令」を「駆除命令」に改め、同条第一項中「（昭和二十五年法律第五十三号）及び（以下同じ）」を削り、同項第一号中「森林法第二十五條第一項又は第二項の規定により保安林として指定された松林その他の公益的機能が高い松林で政令で定めるもの」を「高度公益機能松林」に改める。

第九條の見出しを「（都道府県実施計画と駆除命令との關係）」に改め、同条中「第三條第一項第四号に掲げる命令又は同法」を「第三條第一項又は（実施計画）を「都道府県実施計画」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九條の二 地区実施計画の対象となる松林を所有し、又は管理する者は、地区実施計画に即して特定措置を実施するよう努めなければならない。

2 市町村長は、前項に規定する者が特定措置を実施していないと認める場合において、地区実施計画の達成上必要があるときは、その者に対し、遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を勧告することができる。

第十條中「防除」を「被害対策」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（損失補償）

第十條の二 国又は都道府県は、第四條の三第一項又は第四條の四第一項の規定による命令により損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による補償の額は、松の樹木の伐倒、破砕又は炭化の措置を行うことにより通常

生すべき損失額に相当する金額及び松の樹木の焼却の措置を行うのに通常要すべき費用に相当する金額とする。

3 森林病害虫等防除法第八條第三項から第六項までの規定は、第一項の規定による補償について準用する。

第十一條中「より」の下に「第四條の四第一項又は同條第二項において準用する森林病害虫等防除法第四條第一項の規定により都道府県知事が行う特別伐倒駆除に関する措置に要する費用及び」を加える。

第十二條中「第五條第一項又は」を「第四條の三第一項若しくは同條第二項において準用する同法第四條第二項若しくは第四條の四第一項若しくは同條第二項において準用する同法第四條第一項の規定による特別伐倒駆除に関する措置又は第五條第一項若しくは」に改め、「第十條の規定は」の下に「第四條の四第一項若しくは同條第二項において準用する同法第四條第一項の規定による特別伐倒駆除に関する措置又は」を加え、「松くい虫被害対策特別措置法第六條第一項又は」を「松くい虫被害対策特別措置法第四條の三第一項若しくは同條第二項において準用する前條第一項若しくは同法第四條の四第一項若しくは同條第二項において準用する前條第一項の規定により特別伐倒駆除に関する措置を行う場合又は同法第六條第一項若しくは」に、「松くい虫防除特別措置法第五條第一項」を「松くい虫被害対策特別措置法第四條の四第一項若しくは同條第二項において準用する第四條第一項の規定により都道府県知事が行う特別伐倒駆除に関する措置又は同法第五條第一項」に改める。

第十三條中「ほか」の下に「第四條の四第一項又は同條第二項において準用する同法第四條第一項の規定による特別伐倒駆除に関する事務及び」を加え、同條の次に次の見出し及び二條を加える。

第十四條 第四條の三第一項又は第四條の四第一項の規定による命令に違反した者は、十萬元以下

下の罰金に処する。

第十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同條の刑を科する。

附則第二項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 森林病害虫等防除法の一部改正
(施行期日)
第十三條を次のように改正する。

第十三條 農林水産大臣又は都道府県知事の第三條第一項第五号に掲げる命令に違反した者は、三年以下の懲役又は五十萬元以下の罰金に処する。

第十四條中「左の」を「次の」に、「三萬元」を「三十萬元」に改める。

第十五條中「左の」を「次の」に、「一萬元」を「十萬元」に改める。

理由

松くい虫が運ぶ線虫類により松林に異常な被害が依然として発生している状況にかんがみ、被害木の破砕、焼却等による駆除、航空機による薬剤防除、松林の他の樹種からなる森林への転換等の松くい虫の被害対策を緊急かつ総合的に推進するための措置を講じ、もつて森林資源として重要な松林を保護し、及びその有する機能を確保する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

漁港法第十七條第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件
漁港法第十七條第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件

内閣は、漁港整備計画の全部を別紙のとおり変更したので、漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七條第三項の規定に基づき、国会の承認を求める。

漁港整備計画

我が国の水産業は、国民の生活に必要な動物性たん白質食料の半ばを水産物に依存している我が国において重要な役割を果たしているが、水産業をめぐる国際環境、経済的諸条件等の著しい変化に対処して水産物の安定的供給を確保するためには、今後一層その積極的な振興を図ることが必要である。このため、漁業の動向に即応して、水産業の基盤である漁港について全国的に計画的な整備拡充を行い、その機能の増進と安全性の確保を図り、もつて漁業生産の確保と流通の円滑化及び漁業経営の安定に資する必要がある。

一 計画方針

1 漁業と漁港施設の現状とを基礎とし、将来における漁業生産の確保、流通機構の改善、漁港の安全性の確保、地域社会の基盤強化の観点から、沿岸漁業及び増養殖漁業振興上重要な漁港、沖合漁業の根拠地として重要な漁港、遠洋漁業の根拠地として重要な漁港並びに漁場の開発又は漁船の避難上特に必要な漁港について整備する。

2 整備する漁港の選定に当たっては、指定漁港のうち漁業振興上及び地域振興上重要であり、かつ、漁港施設の不足度の高いもの、事業効果の大きいもので緊急に整備する必要があるものを採択する。

二 計画

1 前項の計画方針に基づき、昭和五十七年度以降六年度に四百八十港の漁港について、それぞれの漁港に適応した外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地等を整備する。

2 整備漁港
第一種漁港

都道府県名		漁港名	整備を必要とする主な施設
北海道	宗谷	外郭施設	水域施設 輸送施設
	上川	外郭施設	水域施設
	東川	外郭施設	水域施設
	新十郎	外郭施設	水域施設
	力加	外郭施設	水域施設
	古川	外郭施設	水域施設
	塩谷	外郭施設	水域施設
	幌加	外郭施設	水域施設
	横手	外郭施設	水域施設
	千歳	外郭施設	水域施設
	鶴岡	外郭施設	水域施設
	太田	外郭施設	水域施設
	上磯	外郭施設	水域施設
	長沼	外郭施設	水域施設
	相模	外郭施設	水域施設
	関係	外郭施設	水域施設

[illegible]

計		第二種漁港	
登野城	佐良浜	荷川取	百二十三港
外郭施設 保留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 保留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 保留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 保留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地

富山	新	神奈川	東京	千葉	茨城	福島	山形	秋田	宮城	青森
黒部	黒部	黒部	黒部	黒部	黒部	黒部	黒部	黒部	黒部	黒部
外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設
保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設
水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設
輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設
漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地

和歌山	兵庫	京都	三重	愛知	静岡	福井	石川
和歌山	兵庫	京都	三重	愛知	静岡	福井	石川
外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設
保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設
水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設
輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設
漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地

香	德	山	広	岡	島	鳥	鳥
川	島	口	島	山	根	取	
伊庵	由中瀬	大三	箱吉豊倉深美阿	下大穂	知豊大須仁小御	三太動	
吹治	岐林戸	井見浦玉波島関井	崎和島橋江能田	井昌浪	夫田浜津万津	崎地気	
外郭施設 保留施設 水城施設 輸送施設	外郭施設 保留施設 水城施設 輸送施設	外郭施設 保留施設 水城施設 漁港施設用地	外郭施設 保留施設 水城施設 漁港施設用地	外郭施設 保留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 保留施設 水城施設 輸送施設	外郭施設 保留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 保留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地

長	佐	福	高	愛
崎	賀	岡	知	媛
阿小三	波名小	沖船岐野玄西鐘波柏柄宇吉	窪田佐野	魚九豊宮小
翁值井浦	多護川	端越志北界浦崎津原田島富	津浦賀見	泊島浦窪部
浦賀桑串島摩湾瀬賀鹿	津屋島友	端越志北界浦崎津原田島富	津浦賀見	泊島浦窪部
外郭施設 保留施設 水城施設 輸送施設	外郭施設 保留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 保留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 保留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 保留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地

[illegible]

長崎	高知	愛媛	徳島	山口	島根	鳥取	和歌山	兵庫	京都	三重	愛知	静岡	福岡	石川	富山	新潟	神奈川
館奈良	清宇室	深牟	仙萩	西郷	網代	串本	田辺	香妻	舞鶴	波切	形原	岡田	井小	川橋	山新	兩能	小田
浦尾	水佐岬	浦岐	崎	郷	代	本	住鹿	鶴	鶴	切	原	宗子	浜	立島	見湊	津生	原
外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設
係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設
水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設
輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設
漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地

第四種漁港		特定第三種漁港	
都道府県名	漁港名	都道府県名	漁港名
北海道	仙元鉄抜	鹿兒島	山阿
法地府海	志地府海	川野根	川野根
外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設
係留施設	係留施設	係留施設	係留施設
水城施設	水城施設	水城施設	水城施設
輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設
漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地
計	十一港	計	七十六港
鹿兒島	枕崎	宮崎	門土
長崎	長崎	熊本	深母
島根	田	熊本	野
鳥取	境	鹿兒島	阿
神奈川	三崎	山阿	川野根
千葉	銚子	川野根	川野根
宮城	塩釜	川野根	川野根
青森	八戸	川野根	川野根
都道府県名	漁港名	都道府県名	漁港名
整備を必要とする主な施設		整備を必要とする主な施設	
外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設
係留施設	係留施設	係留施設	係留施設
水城施設	水城施設	水城施設	水城施設
輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設
漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地

山	浦中	村郷	外郭施設	保留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
川	見川	尻島	外郭施設	保留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
愛媛	本	浦島	外郭施設	保留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
福岡	沖の	島	外郭施設	保留施設	水域施設		
長崎	伊奈	崎	外郭施設	保留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	水崎	酸	外郭施設	保留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	大豆	島	外郭施設	保留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	大島	(宍岐)	外郭施設	保留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	崎	山	外郭施設	保留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
大分	佐賀	関	外郭施設	保留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
宮崎	北	浦	外郭施設	保留施設	水域施設		
	之	浦	外郭施設	保留施設	水域施設		
鹿児島	中	打	外郭施設	保留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	手	浦	外郭施設	保留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	内	浜	外郭施設	保留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地
	西	籠	外郭施設	保留施設	水域施設		
	前	熊	外郭施設	保留施設	水域施設		
	大	屋	外郭施設	保留施設	水域施設		
	古	町	外郭施設	保留施設	水域施設	輸送施設	
	早	名	外郭施設	保留施設	水域施設		
	知	仁	外郭施設	保留施設	水域施設		
沖繩	仲	里	外郭施設	保留施設	水域施設		
計	六十九港		外郭施設	保留施設	水域施設		

なお、本計画は、今後の経済、財政事情及び漁業の動向等を勘案しつつ、弾力的にその実施を図るものとする。

昭和五十二年第八十回国会において承認を受けた漁港整備計画は、その後における水産業を取り巻く諸情勢の著しい変化等に即応して、これを変更する必要があるため、漁港法第十七条第三項の規定に基づき、その全部を変更したので、同条同

項の規定により国会の承認を求める必要があるからである。

項の規定により国会の承認を求める必要があるからである。

昭和五十二年第八十回国会において承認を受けた漁港整備計画は、その後における水産業を取り巻く諸情勢の著しい変化等に即応して、これを變更する必要があるため、漁港法第十七条第三項の規定に基づき、その全部を變更したので、同条同